は じ め に

森林は、県土の保全、水源の涵養（かんよう）、保健・文化・教育的利用の場の提供、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の公益的機能の発揮を通じて、県民生活に安全と安心、潤いや豊かさを提供するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

このため、無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給の面でも大きな支障をきたすおそれがあります。森林の造成には長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、地域の環境・経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の整備・保全を推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度が定められています。

新潟県では森林計画制度に基づき、全国森林計画の施策の方向に即しつつ、地域の特性に応じた森林の整備及び保全が適切に行われるよう、計画期間中に当たる下越、中越、上越及び佐渡森林計画区で計画変更を行いました。

本計画書の構成は以下のとおりです。

「第１　序章」では、本計画の位置付けや森林・林業の概況、計画の樹立・変更に当たっての基本的な考え方などを示しています。

「第２　指針等」では、市町村が樹立する市町村森林整備計画の規範として、森林の整備及び保全に関する指針などを定めています。

「第３　下越、中越、上越及び佐渡森林計画区の計画量等（変更）」では、林地の異動状況に伴う森林の区域などの計画事項を変更しています。

第１ 序章

Ⅰ 地域森林計画の位置付け

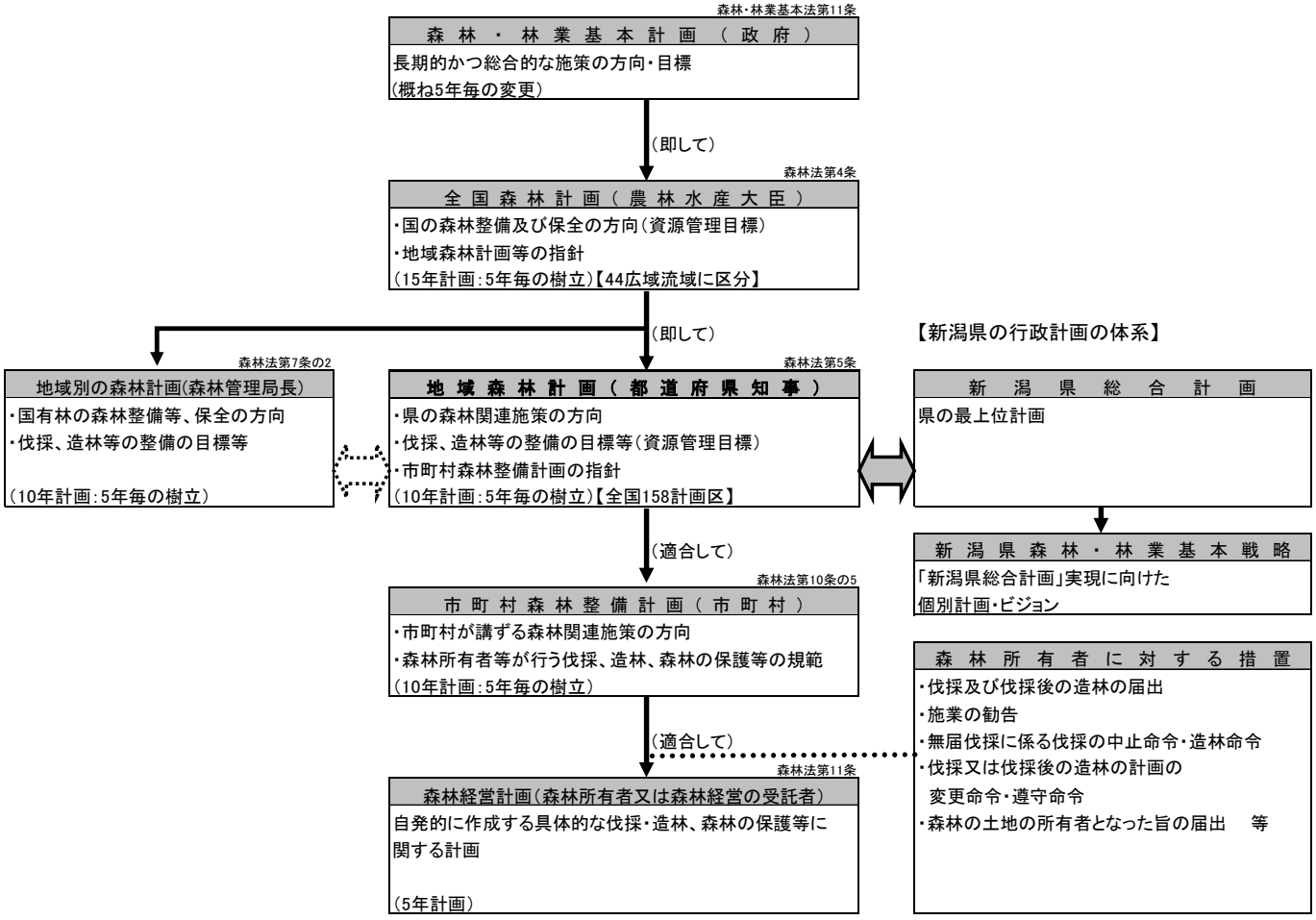
1　計画の体系

地域森林計画は、全国に 158 箇所ある森林計画区ごとの民有林について、都道府県知事が 10 年間を一期としてたてる計画で、新潟県は、下越、中越、上越及び佐渡の４つの森林計画区に区分されています。

県は地域森林計画において、全国森林計画に即し、森林関連施策の方向や地域の特性に応じた望ましい森林の姿を目指し、そのために必要な整備・保全の目標及び数量などについて定めます。これは、市町村森林整備計画を策定するための指針となります。

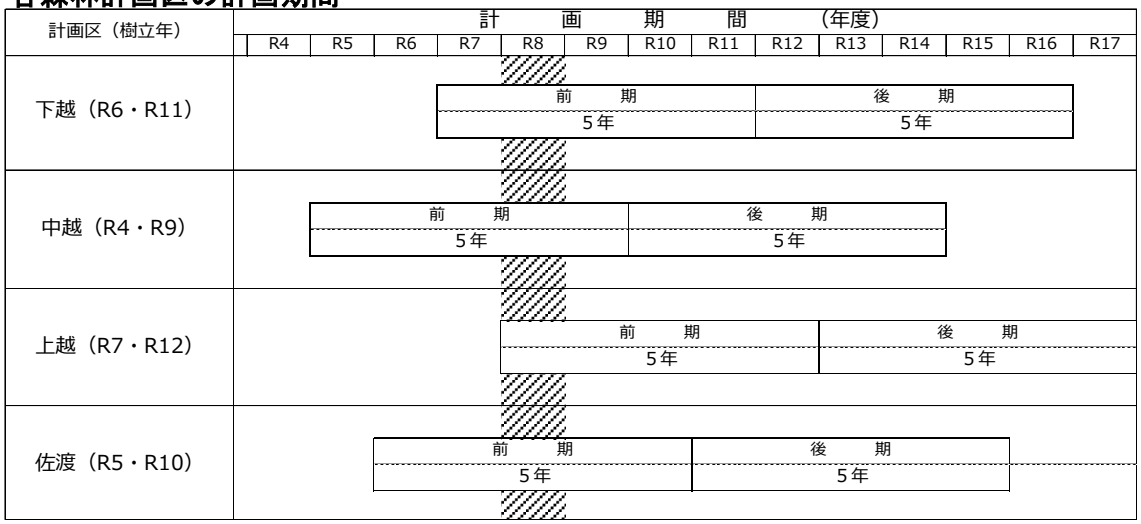
また 、『新潟県総合計画』を最上位とする県の政策と土地利用に関する計画等とも整合を図りながら、森林資源の利用促進により林業の振興を図りつつ、森林の有する公益的機能を発揮させる循環型の地域社会づくりを目指します。

【森林計画制度の体系】



2 森林計画区及び計画期間

各森林計画区の計画期間



※各計画期間の前半５ヶ年を前期、後半５ヶ年を後期として区分します。

3 計画の樹立と変更の時期

（1）樹立

下越、中越、上越及び佐渡の４つの森林計画区において、５年ごとに 10 年間の計画を定めます。

（2）変更

計画期間中に、現在の計画内容に変更が生じた場合、森林計画区ごとに計画の変更を行います。

例えば、林地の異動、林木の成長、伐採・造林などに伴う森林の区域や現況、関係法令の改正や経済事情などの変動に伴う目標、計画量、指針などの変更がそれに当たります。

Ⅱ 計画の樹立・変更に当たっての基本的な考え方

1 本計画書の構成

本計画書では、４つの森林計画区の地域森林計画について、共通事項や個別計画事項を整理し、以下の構成で記載しています。

章	名称	主な内容	対象計画区
第１	序章	基本的な考え方等	全計画区
		各計画区の概況	
第２	指針等（共通事項）	市町村森林整備計画の規範	全計画区
第３	森林計画区の計画量等（変更）	森林の区域、計画量等	全計画区
		計画箇所等	
第４	参考資料	森林・林業の概況・動向等	全計画区

本計画書では、「第 1 序章」において本計画の位置付けや森林・林業の概況、計画の樹立・変更に当たっての基本的な考え方などを示し、「第 2 指針等」において市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めたうえで、「第 3 計画量等」において、森林計画区毎に森林の整備及び保全に関する目標及び計画期間内に到達すべき計画数量等を定めることとします。

2 「新潟県総合計画」との関係

新潟県では、「新潟県総合計画*」及び、その政策の方向をより具体化した個別計画・ビジョンである「新潟県森林・林業基本戦略*」に基づいた取組を進めています。

このことから、地域森林計画の樹立・変更に当たっては、県の施策と全国森林計画で示された施策の方向との整合を図りつつ、対象計画区の実情を踏まえ、重視する機能に応じた適切な森林の整備及び保全を通じて、健全な森林資源の維持増進を図ることとします。

「新潟県総合計画」では、次の指標と目標を定めています。

指標名	中間(R10 年度)	最終(R14 年度)	区分
素材生産量	35 万㎥/年	39 万㎥/年	主要
県産きのこ生産量の全国シェア	20.2%	21.5%	関連

*「新潟県総合計画」
令和 6 年度樹立の県政運営の総合的・基本的な指針となる最上位の行政計画。
（期間は令和 7 年度から令和 14 年度まで、４年毎に見直しを行う。）

*「新潟県森林・林業基本戦略」
「新潟県総合計画」で示した森林・林業の政策方向をより具体化した計画。
（期間は令和４年度から令和 10 年度まで）

Ⅲ　各森林計画区の概況

１ 計画を変更する計画区（下越、中越、上越、佐渡）

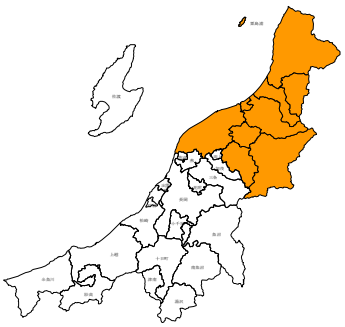
(１)下越森林計画区

下越森林計画区は、阿賀野川広域流域に属し、計画区の北東部に位置する岩船地域や東蒲原地域は、古くから林業生産活動が活発で、森林・林業が地域の社会・経済に深く関わっている地域です。

また、計画区南部には新潟市があり、木材等の林産物の県内最大消費地となっています。

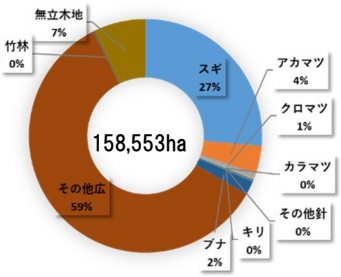
○下越森林計画区の森林・林業の主な特徴

・人工林の割合が高い（30.0%）
・県内最大の木材生産地域
・森林所有者の保有山林規模が比較的大きい



下越森林計画区包括市町村

下越森林計画区内の樹種別割合



○計画区の概要

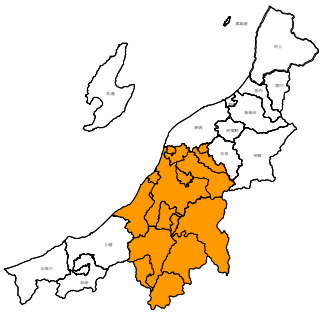
位　置：県の北東部
面　積：454,247ha
市町村：新潟市、村上市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、東蒲原郡阿賀町、北蒲原郡聖籠町、岩船郡関川村、粟島浦村の 10 市町村
気　候：日本海側気候
　　平均気温　　11.6～13.9℃
　　平均降水量　1,603～2,687 ㎜前後
　　（粟島、村上、下関、中条、津川、新潟、新津、巻）
人　口：1,027.3 千人(令和８年４月１日現在)
産　業：第１次 4.5%、第２次 24.6%、第３次 70.9%
　　（就労者率）

○森林・林業の概要

森林面積：民有林 158,553ha、国有林 147,417ha
　　（森林率 67.4%）
森林蓄積：民有林人工林 24,709 千 m^3
　　天然林 13,306 千 m^3
保安林面積　：49,880ha、保安林率 31.5%
木材利用：素材生産量 160 千 m^3　県内 61%
　　（うち民有林 142 千 m^3）
森林組合：6 森林組合
林道延長：915km、林道密度 5.8m/ha
特用林産物　：生しいたけ 552t、ひらたけ 1,666t、ブナシメジ 2,894t、まいたけ 20,049t、エリンギ 1,816t（生産量）

(2)中越森林計画区

　中越森林計画区は、信濃川広域流域に属し、４計画区の中でもっとも広い森林面積を有しますが、人工林の割合は 23.3%で県平均 24.9%を若干下回っています。
　冬期の多量の降雪が特徴的で、広く分布するブナをはじめとした天然林は、貴重で豊かな自然を形成しており、水源涵養機能や山地災害防止等の公益的機能の発揮が期待されています。
　このブナは、かつて薪炭林*として利用されていましたが、現在は家具材等にも有効活用されています。
　また、魚沼地方はきのこの生産活動が活発となっています。



中越森林計画区包括市町村

○中越森林計画区の森林・林業の主な特徴

・県内一の森林面積を有する（41%）
・県内一の保安林面積を有する（40%）
・きのこの生産量が多い

○計画区の概要

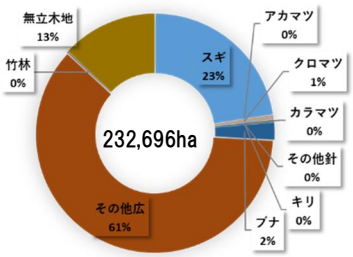
位　置：県の中央部
面　積：501,970ha
市町村：長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、
　　燕市、十日町市、魚沼市、南魚沼市の 10 市、
　　西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、三島郡出雲崎町、
　　刈羽郡刈羽村、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町の６町村
気　候：日本海側気候
　　平均気温　　10.9～13.6℃
　　平均降水量　1,954～3,105 ㎜前後
　　（寺泊、長岡、三条、柏崎、小出、守門、十日町、湯沢、津南)
人　口：742.2 千人(令和８年４月１日現在推計人口)
産　業：第１次 5.4%、第２次 33.3%、第３次 61.3%
　　(就労者率)

○森林・林業の概要

森林面積：民有林 232,696ha、国有林 104,715ha
　　（森林率 67.2%）
森林蓄積：民有林人工林 25,303 千 m^3、天然林 19,000 千 m^3
保安林面積　：67,045ha、保安林率 28.8%
木材利用：素材生産量 68 千 m^3　県全体に占める割合 26%
　　（うち民有林 62 千 m^3）
森林組合：８森林組合
林道延長：1,052km、林道密度 4.5m/ha
特用林産物　：生しいたけ生産量 1,891t、なめこ 6,317t
　　えのきたけ 15,745t、ブナシメジ 19,390t
　　まいたけ 14,404t、エリンギ 9,731t

*薪炭林
　薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。

中越森林計画区内の樹種別割合

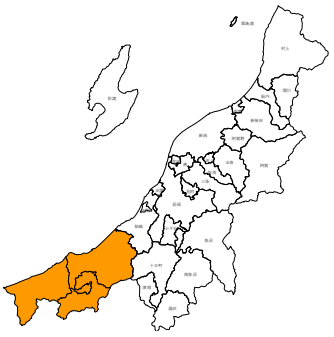


（３）上越森林計画区

上越森林計画区は、信濃川広域流域に属し、県の南西部に位置しております。妙高戸隠連山国立公園等を有し、豊かな自然や多くの景勝地に恵まれており、保健・レクリエーション機能といった公益的機能の発揮が期待されています。

人工林割合は県平均を若干下回っておりますが、一部で林業が盛んな地域もあります。ブナ材をはじめとした広葉樹の利活用や、木材の中国輸出の取組など、新たな動きが生まれています。

また、地質が脆弱であることもあり、国内有数の地すべり多発地帯であり、治山事業の実施により県民の安全・安心を確保しています。

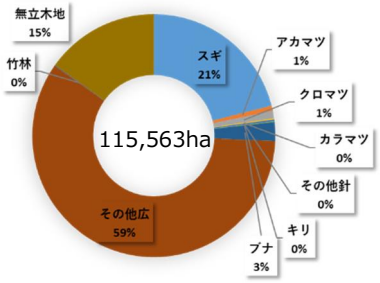


上越森林計画区包括市町村

○上越森林計画区の森林・林業の主な特徴

・妙高戸隠連山国立公園等を有し、豊かな自然等に恵まれる
・一部で林業が盛んな地域もある
・国内でも有数の地すべり多発地帯

上越森林計画区内の樹種別割合



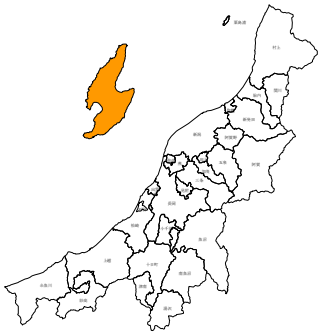
○計画区の概要

位　置：県の南西部
面　積：216,593ha
市町村：上越市、妙高市、糸魚川市の３市
気　候：日本海側気候
　　平均気温　　11.9～14.4℃
　　平均降水量　1,924～3,223 ㎜前後
　　（大潟、安塚、高田、関山、能生、糸魚川）
人　口：238.9 千人(令和８年４月１日現在推計人口)
産　業：第１次 5.3%、第２次 30.4%、第３次 63.2%
　　(就労者率)

○森林・林業の概要

森林面積：民有林 115,563ha、国有林 37,213ha
　　（森林率 70.5%）
森林蓄積：民有林人工林 11,472 千 m3、天然林　9,600 千 m3
保安林面積　：31,106ha、保安林率 26.9%
木材利用：素材生産量 32 千 m3　県内 12%
　　（うち民有林 32 千 m3）
森林組合：４森林組合
林道延長：613km、林道密度 5.3m/ha
特用林産物　：えのきたけ 3,112 ﾄﾝ、ブナシメジ 600 ﾄﾝ

（４）佐渡森林計画区



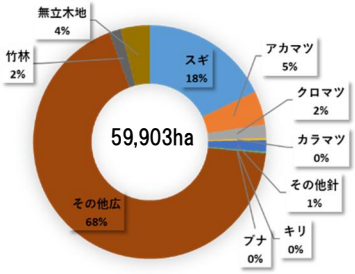
佐渡森林計画区は、信濃川広域流域に属し、新潟市の西方約 45 ㎞の日本海上に浮かぶ佐渡島の全域です。対馬暖流の影響を受け、県の本州側に比べ寒暖の差が小さく、特に小佐渡南西部は温暖な気候です。

天然生のスギやヒノキアスナロ（アテビ）が自生するなど、多様で貴重な自然が残っており、観光資源にもなっています。素材生産に関する取組として、行政支援のもと海上輸送による島外の合板・製材工場への移出が行われています。

○佐渡森林計画区の森林・林業の主な特徴

・天然林の割合が高い（72.2%）
・林道の整備が進んでいる（7.9m/ha）
・乾しいたけの生産量が多い

佐渡森林計画区内の樹種別割合



○計画区の概要

位　置：県の西北部の日本海上
面　積：85,568ha
市町村：佐渡市
気　候：日本海側気候
　　平均気温　　13.3～14.1℃
　　平均降水量　1,573～1,759 ㎜前後
　　（弾崎、両津、相川、羽茂）
人　口：44.4 千人(令和 8 年 4 月 1 日現在推計人口)
産　業：第 1 次 18.0%、第 2 次 15.6%、第 3 次 66.5%
　　(就労者率)

○森林・林業の概要

森林面積：民有林 59,903ha、国有林 1,785ha
　　（森林率 72.1%）
森林蓄積：民有林人工林 5,943 千 m3、天然林 5,716 千 m3
保安林面積　：18,394ha、保安林率 30.7%
木材利用：素材生産量 3 千 m3　県全体に占める割合 1%
　　（うち民有林 3 千 m3）
森林組合：４森林組合
林道延長：470km、林道密度 7.8m/ha
特用林産物　：乾しいたけ生産量 5.5t

第２　指針等（共通事項）

1　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、全国森林計画に定められた施策の方向等の基本的な事項に即しつつ、本県における計画樹立の基本的な考え方や森林計画区の概況を踏まえて、森林の有する①水源涵養、②山地災害防止／土壌保全、③快適環境形成、④保健・レクリエーション、⑤文化、⑥生物多様性保全、⑦地球環境保全、⑧木材等生産の各機能のうち、重視する機能（重複可）を高度に発揮させるよう望ましい森林の状態を目指した適切な森林施業を実施することとします。

森林の有する８つの機能と機能別の基本的事項を以下のとおり定めます。

機能の区分	主な働き	望ましい森林の状態
①水源涵養機能	土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調節するとともに渇水を緩和する働き	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している
②山地災害防止機能／土壌保全機能	自然現象等による山地災害の発生を防止する働き	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達した土壌を保持している
③快適環境形成機能	自然現象等による飛砂、潮害等を防止するとともに、風や騒音などの調節、大気の浄化など、快適な生活環境を保全・形成する働き	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力等が高く、諸被害に対する抵抗性が高い
④保健･レクリエーション機能	森林とのふれあいを通じて、憩いや学びの場を提供する働き	多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している
⑤文化機能	森林の景観等を通じて、歴史、文化、学術等の振興に寄与する働き	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を有している

①水を育むブナ林
（南魚沼市）



②山地災害防止が期待される森林（津南町）



③飛砂や潮害から暮らしを守るマツ林（胎内市）



④笹ヶ峰高原の森林セラピーロード（妙高市）



⑤佐渡金山（道遊の割戸）
（佐渡市）



⑥生物多様性保全機能	森林生態系を構成する多様な生物の生育・生息の場を提供する働きで、全ての森林が有する	多様な生物が生育・生息できる、安定した森林生態系が形成されている
⑦地球環境保全機能	二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等が保たれることによって発揮される働きで、全ての森林が有しており、特定の地域のみで発揮されるものでない	県域を越えた広範囲にわたる森林の働きにより、気象・機構等の良好な環境が維持されている
⑧木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する働き	林木の生育に適した土壌を有し、木材等として利用するうえで良好な樹木により構成され、成長量が比較的高い

⑥トキの生息する森林
（佐渡市）



【環境省提供】

⑧スギ人工林から木材生産
（新発田市）



なお、「2(4)公益的機能別施業森林等に関する事項」における「公益的機能別施業森林」及び「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域の設定に当たっては、上記の機能を参考にして定めることとします。

（２）森林の整備及び保全の目標

「(1)基本方針」における機能ごとの望ましい森林の状態へ誘導するため、育成のための人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目した森林の状態（林型）を３区分し以下のとおり定めます。

林型	林型の解説
育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為*により単一の樹冠層*が成立・維持される森林 例えば、植栽によるスギ等からなる森林
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、人為により一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層が成立・維持される森林 例えば、針葉樹を上木とし広葉樹を下木とする森林や、上木・下木とも広葉樹からなる森林
天然生林	主として天然力を活用することにより成立・維持される森林 例えば、天然更新*によるコナラ、ミズナラ、ブナ等からなる森林（伐採されて放置された薪炭林等を含む）

これを踏まえ、計画期間において到達し、かつ保持すべき林型及び森林資源の状態を以下のとおり定めます。

*人為
植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*樹冠層
樹木の枝、葉の集まった層。樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

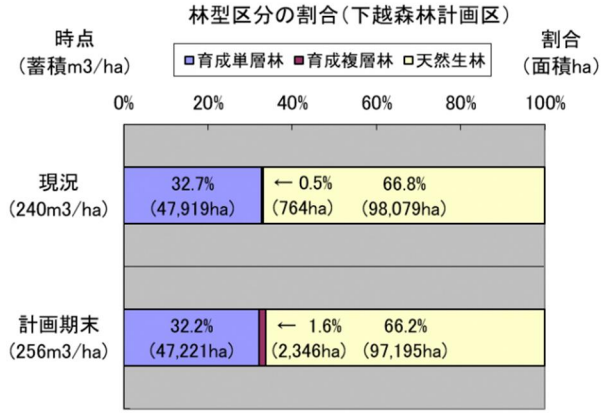
*天然更新
主に根株からの更新を期待する萌芽更新と、主に実生（種子から発芽した幼稚樹）による更新を期待する天然下種更新がある。詳細は P23 参照。

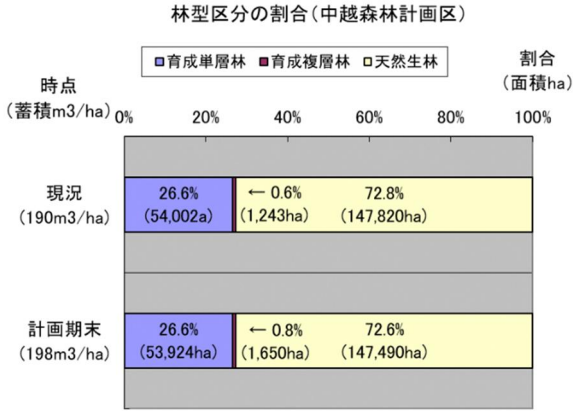
ア　現況が育成単層林となっている森林のうち、林地生産力（成長量）が比較的高く、傾斜が緩やかで車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として、主伐後の植栽による確実な更新により維持しながら資源の充実を図り、花粉発生源対策を加速化することとし、林業適地以外にある急傾斜の森林や成長量の低い森林、雪害地の森林等については、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化等により育成複層林に誘導することとし、クマ等の野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた対策としても着実に推進します。

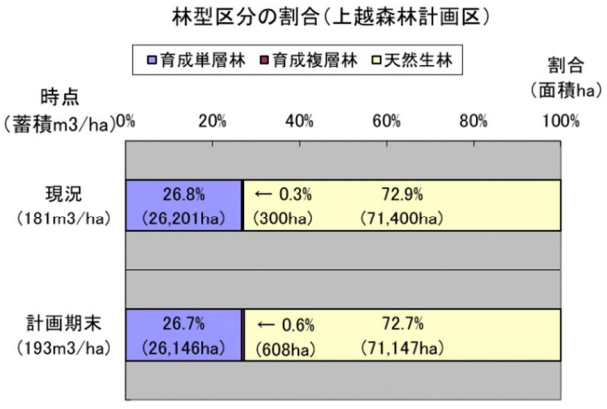
イ　現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

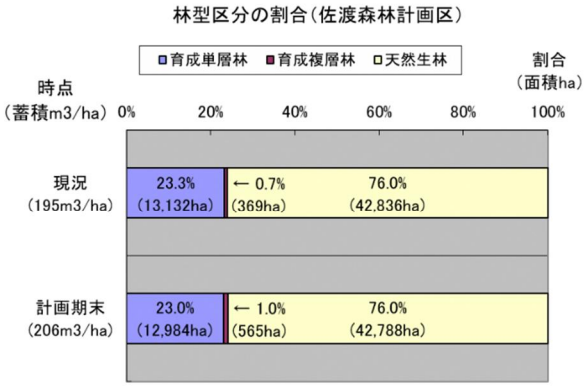
ウ　現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、継続的な利用が見込まれる里山林等の広葉樹林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行い、育成複層林に誘導することとし、その他の森林で、特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とします。

（３）計画期間内に到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態









2　森林の整備に関する事項

「１　森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、森林整備の標準的な方法その他森林整備の指針となる事項を以下のとおり定めます。

(１) 主伐に関する事項

主伐については、更新*を伴う伐採であり、その方法については特に注意を必要とします。主伐に当たっては、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うものとします。

特に、伐採後の更新を天然下種更新*による場合には、前生稚樹の生育状況、周辺森林を含めた母樹の分布状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、鳥獣害の状況等を考慮し、萌芽更新*による場合には伐採樹種、林齢、伐採時期を考慮するものとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

自然的条件が劣悪なため更新の確保が困難と予想される森林にあっては、主伐を見合わせるか、伐採方法を択伐によるものとします。

また、森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採後の更新の確保、尾根筋等の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等に努めることとします。

また、自然的・社会的条件が良い林業適地にあり、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の植栽による確実な更新及び保育等を推進することとします。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進することとします。

*更新
　伐採により生じた無立木地（伐採跡地）が再び立木地となること。

*天然下種更新
　天然に散布した種子により後継の森林を育成する方法。

*萌芽更新
　林木を伐採した後の株から発生するぼう芽を成長させて林を更新する方法。

*皆伐
　主伐の一種で、森林の立木を一時に全部または



＜皆伐をした森林＞

*保護樹帯
　一帯の森林を維持するために保護すべき森林の区域。

i　主伐の標準的な方法に関する指針

主伐の標準的な方法は次項のとおりとし、特定の森林においてどの伐採方法を妥当とするかは、市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林の区域等を参考に決定するものとします。

伐採方法	標準的な方法
皆伐*	(基礎的事項) 傾斜が急なところ、風害・雪害・潮害等の気象害があるところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとします。公益的機能の発揮及び森林生産力の維持増進、森林の生物多様性に考慮して多様な伐期の設定、伐採箇所の分散に努め、１箇所あたりの伐採面積を適切な規模におさえるとともに、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の森林を確保するものとします。 （保護樹帯*の設置） 渓流周辺や尾根筋等をはじめ、気象害やなだれの防止、風致の維持及び生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設けることとします。

伐採方法	標準的な方法
皆伐	（伐採後の更新方法別の注意事項） 伐採後の更新を天然下種更新による場合には、種子の供給を確保するため伐区の形状、母樹*の保存等について配慮するとともに、前生稚樹による更新を期待するために、刈り出し*で稚樹の成長を促進する等の施業を実施するものとします。 伐採後の更新を萌芽更新による場合には、優良な萌芽を発生させるため、樹木が成長を休止する 10 月から 3 月の間に伐採を実施し、芽かき*で優良な萌芽を残します。
択伐*	（基礎的事項） 単木又は帯状・群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合になるように伐採を行うものであり、材積による伐採率が 30%以下（伐採後の更新を植栽による場合には 40%以下）となるようにします。 （伐採方法別の注意事項） 単木的な択伐を実施する場合には、下層木に十分な光が当たり、かつ森林資源を枯渇させることのないよう、適正な材積伐採率と繰り返し期間で実施します。 帯状の択伐を実施する場合には、伐採の幅を 10m未満、群状の択伐を実施する場合には、１スポットあたりの伐採面積を 0.05ha 未満に抑えることとします。

*母樹
　優良な形質を持った種子や穂木などを採取する樹木。

*刈り出し
　ササなどの下層植生によって天然稚樹の成長が阻害されている箇所について、稚樹の周囲を刈り払う作業。

*芽かき
　優良な萌芽稚樹を残すために行う萌芽枝の整理作業。

*択伐
　主伐の一種で、森林内の成熟木を計画的に繰り返し抜き伐りする方法。

ii 立木の標準伐期齢*に関する指針

立木の標準伐期齢については、その樹種の平均成長量*が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均的な伐採齢及び地域内の森林の構成を勘案して定めるものです。

主要樹種ごとの標準伐期齢の目安は下表のとおりとし、これを指針として、市町村森林整備計画において定めることとします。

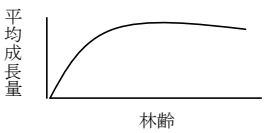
(参考)　樹種別の標準伐期齢の目安

	樹　種					（年生）
地　区	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他の 針葉樹	用材林 広葉樹*	その他の 広葉樹*
新潟県 全　域	45	40	40	60	70	20

なお、標準伐期齢は、地域における標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものですが、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

*標準伐期齢
　森林生産力が最も高度に発揮される伐採の時期として設定する林齢。制限林の伐採規制や森林経営計画の認定基準等に用いられる。

*平均成長量
　林木の体積（総成長量）をその時点の林齢で割った値。一般に、樹木の成長は若いうちは速く、成熟するとゆるやかになるため、平均成長量は山型のカーブを描く。



*用材林広葉樹
　主に製材、合板用材等に利用される広葉樹。

*その他の広葉樹
　主に薪炭材、食用きのこ原木等に利用される広葉樹。

（２）造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。

しかし、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分に確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。特に、将来にわたり育成単層林として維持する観点から、林業適地においては人工造林によることとします。

伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木*の植栽、広葉樹の導入等に努めることとします。

なお、花粉の少ない苗木の選定については、成長等に優れた特定母樹由来の苗木（特定苗木*）の積極的な活用に努めることとします。

*花粉の少ない苗木
　花粉の少ない品種（無花粉・少花粉・低花粉・特定母樹）から採取された種子や穂木から育成された苗木。
スギ花粉発生源対策推進方針（令和６年４月改正）で定義された。

*特定苗木
　農林水産大臣から指定を受けた成長や材の剛性等の特性が特に優れた「特定母樹」から採取された種子や穂木から育成された苗木。

ｉ 人工造林に関する指針

人工造林は、将来にわたり育成単層林として維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から伐採後早期に植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種*も考慮に入れて、現地の自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定するものとし、苗木については、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めることとします。

広葉樹の苗木については、生物多様性の保全の観点から、可能な限り採取地が明らかな種穂を用いた苗木を選定するよう努めることとします。また、樹種の選定に当たっては、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力避けるものとします。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム及び低密度植栽の導入など、技術的合理性に基づいた効率的な施業の実施に努めることとします。

ただし、低密度植栽による場合には、確実な更新が図られることとします。

人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持造成を図るため、皆伐による場合又は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を主伐する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内、択伐による場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とします。

人工造林の対象樹種、標準的な植栽本数及び植栽方法については、下表を参考に市町村森林整備計画において定めることとします。

*郷土樹種
　その土地にもともと生育している樹種。



（参考）標準的な造林樹種と植栽本数

樹　種	低密度植栽	標準的な植栽本数	備 考
スギ、ヒノキ、ヒノキアスナロ*、カラマツ	1,500～2,000 本／ha	2,000～2,500 本／ha	
ブナ、ケヤキ、ナラ類、カエデ類	2,000～2,500 本／ha	2,500～3,000 本／ha	
アカマツ、クロマツ	―	4,900～6,400 本／ha	海岸林造成の場合
	―	2,000～2,500 本／ha	上記以外
キリ	―	200～300 本／ha	

注　保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。

*ヒノキアスナロ
別名ヒバ、アテビ等。

（参考）人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵え*の方法	全刈筋置きを原則としますが、傾斜が 30 度以上の急傾斜地においては等高線沿いの筋刈り（筋状地拵え）とし、林地の保全に努めます。 積雪の移動が植栽木に損傷を与えることが予想される場合は、階段切り付けを行います。
植え付けの方法	下刈り等の保育作業の効率を考え、全刈地拵えの場合は正方形植えを標準とします。筋状地拵えの場合は、等高線に沿ってできるだけ筋を通して植え付けます。
植え付けの時期	春は雪消えが遅く植え付け適期が短いことから、秋植えを標準とします。降雪まで 3 週間以上の期間をとれる時期に植え付けます。

*地拵え
人工造林の準備作業。造林地にある雑草木を刈払い、伐採木の枝葉などを取り除いて苗木の植え付けに適するように整理すること。

なお、スギの造林適地は傾斜 25 度以下で最深積雪 2.0m 以下です。ただし、傾斜 25 度以下で積雪が 2.0m 以上の区域では雪が多くなるほど良い生育条件(地位*)が要求されます。また、20 年生までに植栽木の樹高が平均最深積雪の 2.5 倍に達することが見込めない土地*や、傾斜が 35 度以上の土地にあっては、雪害のため標準的な人工造林の方法による更新は困難です。このような土地に人工造林を行うことは、極力避けることとします。

*地位
樹高の計測により特定される林地の生産力を示す指数
*20 年生までに…見込めない土地

『新潟のスギ』（平成 7 年 12 月スギ特性調査検討会）による。周辺の造林地の状態及び地位指数曲線から樹高を推定。

ii 天然更新に関する指針

天然更新は、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、周辺森林を含めた母樹の分布状況、萌芽更新における伐採時の林齢及び根元直径、鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系からみて、天然力の活用により適確な更新が図られることが確実な森林において行うこととします。

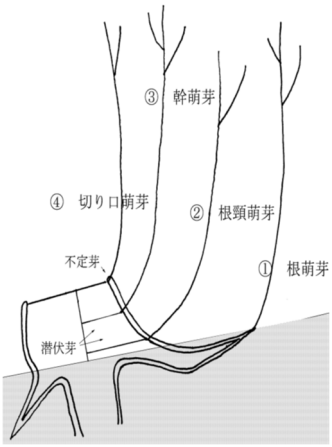
天然更新には、主に根株からの更新を期待する萌芽更新と、主に実生（種子から発芽した幼稚樹）による更新を期待する天然下種更新とがあります。

更新の方法を天然更新とする場合は、現地の状況を継続的に観察し、必要に応じて天然更新補助作業を行います。天然更新補助作業の標準的な方法は、下表を参考に市町村森林整備計画において定めることとします。

（参考）　天然更新補助作業の標準的な方法

区分	対象	標準的な方法
芽かき	萌芽更新	萌芽枝の成長に優劣が出てくる６～８年目頃に、最初の整理を行います。萌芽枝は、「根萌芽*」を中心に発生位置の低い形質の良い優勢なものを残し、1 株当たり４本以内、ha 当たり 5,000～6,000 本を目標にします。
かき起こし(地表処理)	天然下種更新	ササの繁茂や枝葉の堆積により更新が阻害されている箇所について、重機等により堆積物の除去及び地表の掻き起こしを行います。更新対象樹種の種子が接地・発芽できる環境を整え、稚樹の定着を促進します。
刈り出し	共通	ササなどの下層植生によって天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲を刈り払い、稚樹の成長を促進します。
植え込み（補植）	共通	更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植栽を行います。

*根萌芽
　萌芽枝のうち根から発生したもの。



　天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日までとします。
　天然更新完了基準については、「新潟県天然更新完了基準書及び解説書」に基づき、下表の内容を市町村森林整備計画において定めることで、適切に更新完了の判断を行うこととします。

区分	内　　容
更新対象地	①伐採及び伐採後の造林の届出書において天然更新を計画した伐採跡地 ②森林経営計画において天然更新を実施予定とする伐採跡地 ③その他天然更新による更新の完了を判定する必要がある伐採跡地等
確認時期	更新対象地の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日までに現地確認により更新の完了判定を行います。 天然更新をすべき期間が満了した日において、更新の完了判定を満たさなかった場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽(人工造林)の実施を指導し、再度、更新調査等により更新の完了判定を行います。
更新樹種	将来、林冠を構成する高木性樹種　（主な更新樹種は次表のとおり）
完了判定	周辺の植生の高さを超える更新樹種の成立本数が 3,000 本／ha（立木度* 3）以上



<天然更新が完了した森林>

※新潟県天然更新完了基準書及び解説書（新潟県治山課）

*立木度
　現在の林分の立木の本数を当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数で除して得た値を十分率をもって表した値 。

　その他、天然更新の完了を判断するうえでの更新樹種の選定や調査手法、更新に関する指導等、具体的事項については、「新潟県天然更新完了基準書及び解説書」を参考に、市町村森林整備計画等において定めることで、適正な更新を図ることとします。

新潟県における主な更新樹種（出現頻度別）

区分	出現頻度：高			出現頻度：中			出現頻度：低		
	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力
落葉広葉樹	アオダモ（別名：コバノトネリコ）	モクセイ科	○	アカシデ	カバノキ科	×	アベマキ	ブナ科	
	アオハダ	モチノキ科	○	アカメガシワ（別名：ゴサイバ、ナモリバ、ヒサギ）	トウダイグサ科		イイギリ	イイギリ科	
	アズキナシ（別名：ハカリノメ）	バラ科		アワブキ	アワブキ科	○	イヌエンジュ	マメ科	
	イタヤカエデ（変種：アカイタヤ、ウラジロイタヤ、エゾイタヤ、オニイタヤ）	カエデ科	○	イヌザクラ	バラ科		ウラジロノキ	バラ科	
	ウリハダカエデ	カエデ科	○	イヌシデ	カバノキ科	○	エンジュ	マメ科	
	ウワミズザクラ	バラ科	○	ウダイカンバ	カバノキ科	×	オオイタヤメイゲツ	カエデ科	
	オニグルミ	クルミ科	○	エゾエノキ	ニレ科		オノエヤナギ	ヤナギ科	
	カスミザクラ	バラ科	○	エゾヤマザクラ（別名：オオヤマザクラ）	バラ科	○	オヒョウ	ニレ科	○
	キハダ	ミカン科	×	エノキ	ニレ科	○	カシワ	ブナ科	○
	クリ	ブナ科	○	オオバボダイジュ	シナノキ科		カツラ	カツラ科	○
	ケヤキ	ニレ科	○	カラスザンショウ	ミカン科		コブシ	モクレン科	
	コシアブラ（別名：ゴンゼツ）	ウコギ科	×	キタコブシ	モクレン科		サイカチ	マメ科	
	コナラ（別名：ハハソ）	ブナ科	○	キリ	ゴマノハグサ科		シウリザクラ	バラ科	○
	コハウチワカエデ（別名：イタヤメイゲツ）	カエデ科	○	クヌギ	ブナ科	○	シラカンバ	カバノキ科	×
	タムシバ（別名：カムシバ）	モクレン科		クマシデ	カバノキ科	×	シロヤナギ	ヤナギ科	
	ナナカマド	バラ科	○	クマノミズキ	ミズキ科		ネコシデ（別名：ウラジロカンバ）	カバノキ科	
	ハウチワカエデ	カエデ科	○	ケヤマハンノキ（別名：ヤマハンノキ）	カバノキ科		ハリエンジュ（別名：ニセアカシア）	マメ科	○
	ブナ（別名：ソバグリ）	ブナ科	×	ケンポナシ	クロウメモドキ科		ハルニレ	ニレ科	○
	ホオノキ	モクレン科	○	サワグルミ	クルミ科		ヒナウチワカエデ	カエデ科	
	ミズキ	ミズキ科	×	サワシバ	カバノキ科		メグスリノキ	カエデ科	
	ミズナラ	ブナ科	○	シナノキ	シナノキ科	○	ヤシャブシ（変種：ミヤマヤシャブシ）	カバノキ科	○
	ヤマグワ	クワ科		タカノツメ	ウコギ科	×	ヤチダモ	モクセイ科	×
	ヤマボウシ	ミズキ科		ダケカンバ	カバノキ科	×	ヤマナシ	バラ科	
	ヤマモミジ	カエデ科		テツカエデ	カエデ科				
				トチノキ	トチノキ科	×			
				トネリコ	モクセイ科				
				ナツツバキ	ツバキ科	○			
				ナラガシワ	ブナ科				
				ニガキ	ニガキ科				
				ネムノキ	マメ科				
				ハクウンボク	エゴノキ科				
				ハリギリ（別名：センノキ）	ウコギ科	○			
				ハンノキ	カバノキ科	×			
				ヒトツバカエデ	カエデ科				
				ミズメ（別名：ヨグソミネバリ）	カバノキ科	×			
				ヤマザクラ	バラ科				
				ヤマトアオダモ	モクセイ科				
				ヤマナラシ（別名：ハコヤナギ）	ヤナギ科	○			
常緑広葉樹				ウラジロガシ	ブナ科	○			
				シロダモ（別名：ウラジロ）	クスノキ科	○			
				ソヨゴ	モチノキ科	○			
				タブノキ	クスノキ科				
				ヤブツバキ	ツバキ科	○			
針葉樹	アカマツ（別名：メマツ）	マツ科					オオシラビソ	マツ科	
	スギ	ヒノキ科					カヤ	イチイ科	
							カラマツ	マツ科	
							キタゴヨウ（別名：ヒメコマツ）	マツ科	
							ヒノキ	ヒノキ科	
							ヒノキアスナロ	ヒノキ科	

注１　新潟県が過去に実施した「森林資源モニタリング調査*」にて確認された新潟県内に生育する樹種のうち、図鑑等において高木性樹種とされる樹種を出現頻度別にまとめたもの。

注２　萌芽能力については、「広葉樹施業の生態学」谷本丈夫著及び「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」林野庁作成による。

○：萌芽更新が期待できる　×：萌芽更新が期待できない　「空欄」：データなし

注３　出現頻度については、新潟県が過去に実施した「森林資源モニタリング調査（第２期）」の出現率による。

高：出現率 10%以上　中：出現率 1%以上 10%未満　低：出現率 1%未満

*森林資源モニタリング調査
持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を全国で統一した手法に基づき把握･評価する調査で、県内約 300 箇所の定点調査地を５年で一巡。

iii 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工造林により造成された森林のうち、林内に萌芽による幼稚樹が存在しない、又は周辺に種子を供給する母樹が存在しない場合や、周辺に天然更新の完了が困難な伐採跡地がある場合には、天然更新が期待できず、更新の方法を植栽によらなければ長期間にわたって更新が図られないおそれがあります。

市町村森林整備計画においては、このような森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その所在を定めることとします。

(3) 保育及び間伐*に関する事項

保育及び間伐については、森林の多面的機能を高めることを目的として行うものであり、これまで造成されてきた人工林及び公益的機能の発揮が高度に期待されている森林を対象に、森林を健全で活力ある状態で維持していくために行うものとします。

*間伐

林分の混み具合に応じて、木を間引き、木の価値の向上と森林の機能の維持増進を図る伐採。

i 保育の標準的な方法に関する指針

保育は、目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図ることを旨とし、地域の特性や既往の保育の方法を勘案しつつ、市町村森林整備計画において保育の標準的な方法を定めることとします。(次ページ参照)

保育の実施に当たっては、森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木の配置に配慮し、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

また、下刈りでは、作業の省力化、効率化の観点から植生の繁茂状況に応じて筋刈り、坪刈りの導入や下刈り回数の削減、下刈りの実施期間の短縮も検討します。



<間伐を実施した森林>

（参考）保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢	実施回数	標準的な方法	対象樹種
根踏み	2 年生	1 回	積雪の移動や風等により造林木の根が浮き、根抜けによる枯損が懸念される場合に実施します。 植栽の翌年の融雪直後に、植え付けた苗の周辺を足でよく踏みつけます。	全樹種
下刈り	2～7 年生	1～2 回/年	造林木の樹高が雑草木の 1.5 倍程度になるまで毎年実施します。 造林木の周辺を刈払い、成長の妨げとなる雑草木を除きます。雑草木の繁茂が著しい場合は、3 年生までは年 2 回（6 月上旬と 8 月上旬）とすることが望ましく、それ以降は年 1 回（6～7 月）とします。	全樹種
雪起こし	4～15 年生	1 回／年	積雪の移動により発生する倒木及び斜立木を、わら縄等を用いて引き起こします。 樹高が 2m を超える頃から開始し、平均積雪深の 2.5 倍程度に達するまで、毎年融雪直後に行います。 造林木の成長が盛んになる 5 月頃までに作業を終えられない場合は、作業効果が低下するので実施を見合わせます。	スギ ヒノキ その他針
除　伐	11～25 年生	1～3 回	下刈り終了後、初回間伐までの間に雑木との競合がある場合に実施し、生育不良木及び目的外樹種を除去します。	全樹種
枝打ち	11～30 年生	1～3 回	良質材の生産や病虫害・雪害の防除を目的に枝を切り落とします。 樹高 6m の頃に初回（枝下高 2m ）を行い、その後樹高が 2～3m 増すごとに繰り返し行います。作業効率を重視し、原則として除伐又は間伐の実施後に行います。 枝下高が生産目標の高さに達するまでを目安に実施しますが、枝下高が樹高の１／２を超えないように注意します。	スギ ヒノキ その他針
つる切り	随　時	適　宜	造林木に巻き付くつる類を取り除く作業です。林齢に関係なく、必要により実施します。	全樹種

ii 間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉(ぺい)*し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐る伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に再び林冠がうっ閉するものをいいます。

間伐は、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すことを旨とし、育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、適切な伐採率*により適期に繰り返し行うものとし、下表を参考に市町村森林整備計画において間伐の標準的な方法を定めることとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の選択も検討します。

*うっ閉(ぺい)
隣り合う立木の枝葉が触れあって、日光が直接地面まで届かなくなるような状態になること。

*適切な伐採率
森林経営計画の認定基準として、森林法施行規則第 38 条第 3 項に定められている間伐の基準は以下のとおり。
「 材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で実施 」

（参考） 人工林において行う間伐の標準的な時期と方法

林齢区分	実施時期	標準的な方法
うっ閉してから標準伐期齢に達するまでの期間	5～10 年に 1 回	本数伐採率を 20～30%程度とし、雪害木、樹幹の不整木等から順に選定し伐採します。
標準伐期齢を超えてから主伐までの期間	10～20 年に 1 回	本数伐採率を 30～40%程度とし、材としての利用も視野に入れながら伐採木を選定する。伐採木の搬出効率を考慮しつつ、残存木の適正配置を確保します。

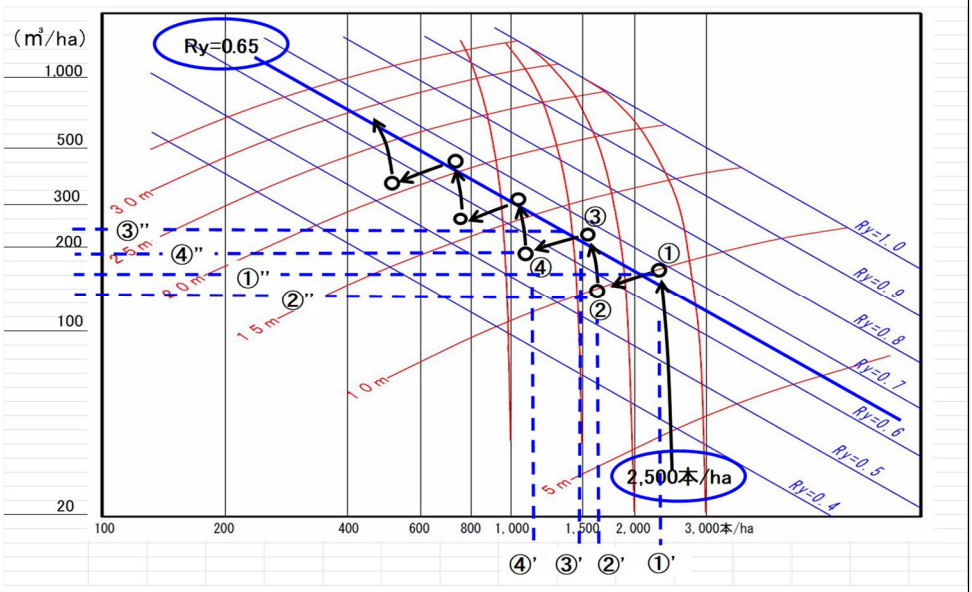
林木の生育状況により、実際に間伐が必要となる時期は森林によって異なります。前項の標準的な時期と方法によらず間伐を実施する場合には、下記の収量比数（Ry）*を目安とします。

*収量比数（Ry）
ある林分において、同じ樹高・樹種の時に理論上とりうる最大の材積に対して実際の材積がいくらあるかを示す数値。林の混み具合を表す指標。

（参考）「裏東北・北陸地方スギ林分密度管理図」を基にした間伐の実施方法

区 分	収量比数	解 説
間伐の実施時期の目安	Ｒｙ0.65～0.70	収量比数が左の値を維持するように間伐を実施することを標準とします。
間伐１回あたりの伐採材積の目安	Ｒｙ≦0.15	間伐１回あたりの伐採量（材積）は左記の程度に抑え、林内の急激な環境変化を避けます。

（参考）裏東北・北陸地方スギ林分密度管理図



【図の見方】大径一般施業・地位Ⅳを行った場合

1　2,500 本／ha 植栽の場合、樹高 10m 程度の頃に Ry が 0.65 を超える（①）（このとき成立本数 2,340 本／ha 程度（図①'）幹材積 173 ㎥/ha 程度（図①''））。この時期に初回の間伐を実施し、残存本数を 1,640 本／ha 程度（図②'）、幹材積 142 ㎥/ha 程度（図②''）とする（このとき材積に係る伐採率は 18%程度で、国が示す基準 35%以下である）。

2　樹高 12m 程度に達した頃に再び Ry が 0.65 を超えるので（図③）、2 回目の間伐を実施し（このとき成立本数 1,590 本/ha 程度（図③'）、幹材積 241 ㎥/ha 程度（図③''）、残存本数を 1,110 本／ha 程度（図④'）、幹材積 198 ㎥/ha 程度（図④''）とする（このとき材積に係る伐採率は 18%程度で、国が示す基準 35%以下である）。

3　同様に、樹高成長にしたがって間伐実施を繰り返し、生産目標に応じた林分へ誘導する。

4　樹高成長が早ければ間伐実施の間隔は短く、遅ければ間隔は長くなる。

iii　その他必要な事項

ア　スギ人工林において複層林施業を行う場合の指針

・現存する健全木と侵入してくる高木性広葉樹を育成することにより、針広混交林化を図ります。
・林分初期段階*では、下刈、つる切り、補植等によりスギの早期活着及び成長促進を図り、早期に林冠*を形成するよう整備します。
・若齢段階*では、スギの成立している本数が 1,000 本/ha 程度以下の場合、スギ不成績林として広葉樹の導入を検討します。
・若齢段階では、主林木を健全に育成し、また下層植生の育成にも配慮するため、除伐等を実施する際には形質が優良な高木性樹種は保残・育成に努めます。また、樹冠長率*を 50%以上に保ち続けるため、収量比数が 0.5～0.6 程度の密度管理を実施します。
・成熟段階*では、広葉樹の侵入や育成を促すため、収量比数が 0.4～0.5 程度の密度管理を実施します。

※ア及びイは、治山事業における保安林整備技術指針（新潟県治山課）による

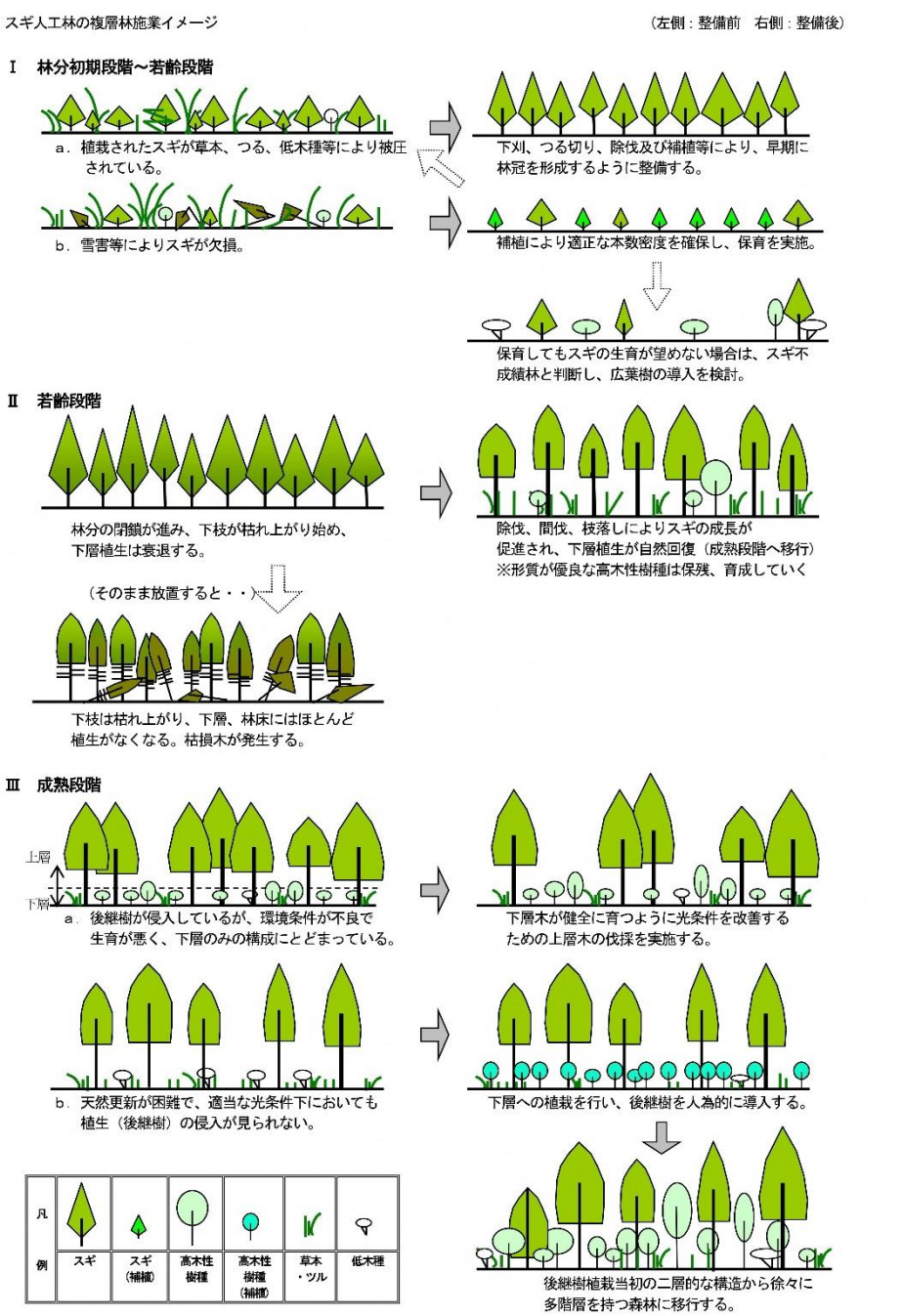
*樹冠、林冠
　木の上部の葉や枝が広がる部分を樹冠といい、隣接する木同士の樹冠が連なった状態のものを林冠という。

*林分初期段階
　主林木が草本類や灌木類の被陰、被圧を受けるおそれがなくなり、林冠を形成するまでの時期のこと。

*若齢段階
　高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなり、下層植生が目立って少なくなる時期のこと。葉の量も増え、森林としての生産速度が最も高くなる。

*成熟段階
　樹冠同士の間に隙間ができ、林内が少し明るくなり、下層植生が徐々に豊かになる時期のこと。個々の樹木個体はサイズを増やし、表土の保全や生物の生息環境としての機能が徐々に増大する。

*樹冠長率
　樹木の樹冠の高さ（樹高）と、地面から樹冠が始まる高さ（胸高直径からの高さ）の比率。樹木の成長や健康状態を評価するための指標。



「治山事業における保安林整備技術指針（新潟県治山課）スギ人工林の整備イメージ」を一部改変して作成

イ　広葉樹林施業の方法に関する指針

・公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、広葉樹用材・特用林産物・野生鳥獣管理も含む森林空間の継続的な利活用が見込まれる森林では、目的に応じた施業を実施します。

・水源涵養（かんよう）機能及び山地災害防止、土壌保全の維持増進を目的とする場合には、特定の樹種にこだわらず、低木層や下層植生のよく発達した成熟段階の森林への誘導を図ることを基本とします。

<広葉樹林において複層林施業を行う場合の注意事項>

・林分初期段階では、高木性樹種の植栽、刈り出し等により主林木を導入し、下刈やつる切りにより草本類や灌木類の影響を受けない高さまで成長させます。

・若齢段階前期では、上層木を健全に育成するため、競合種や不良木

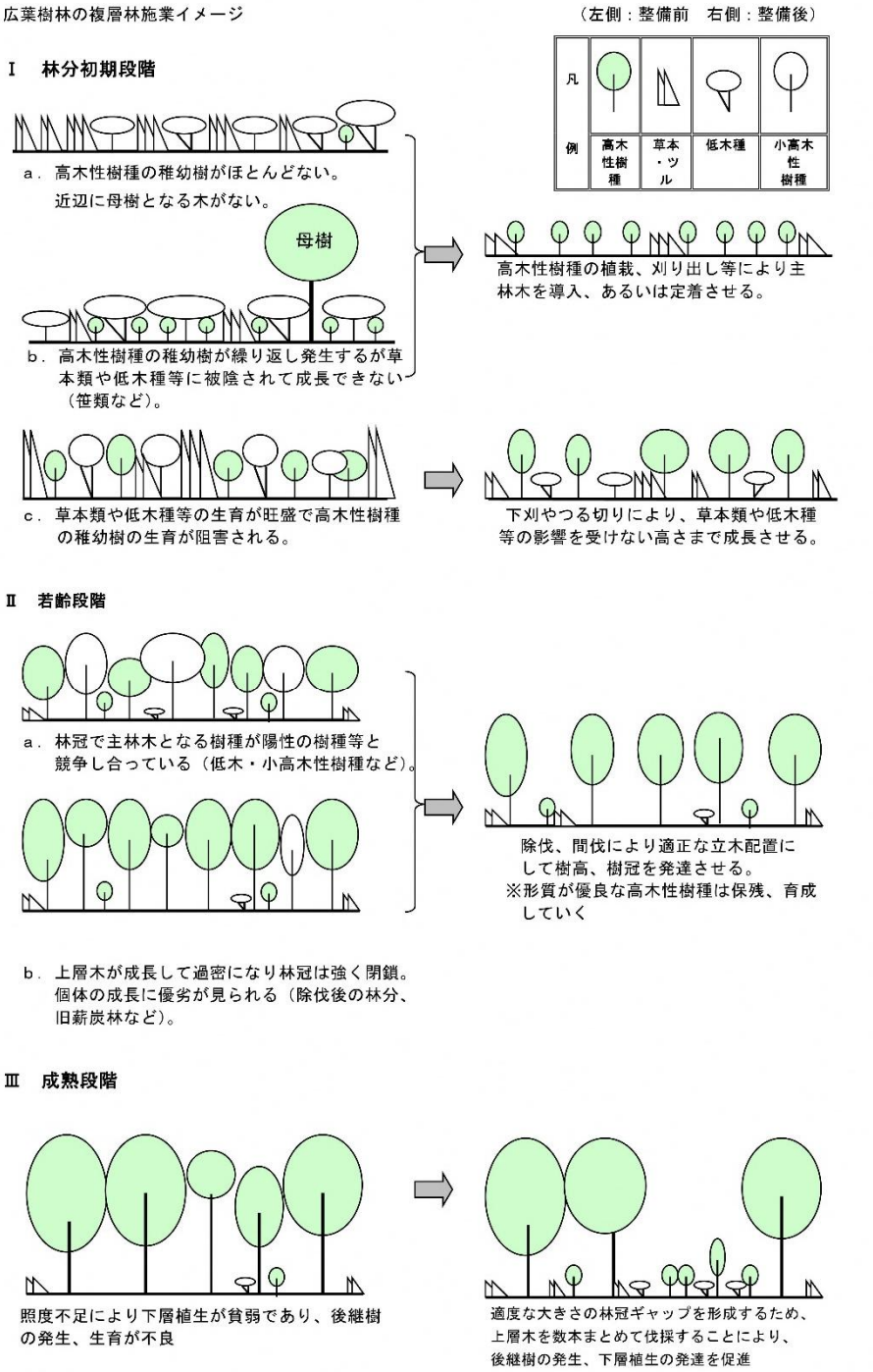
※参考となる密度管理図
・ナラ類「東北地方 広葉樹（ナラ類・クヌギ）林分密度管理図」
・ブナ「東北地方ブナ林分密度管理図」

等が主林木を被圧している状態である場合は除伐等を実施します。また、除伐等を実施する際には形質が優良な高木性樹種は保残・育成に努めます。

・若齢段階後期では、上層木を健全に育成するため、収量比数が 0.6 程度の密度管理を実施します 。

・成熟段階では、森林をより早く原生状態の構造に導くために、上層間伐だけでなく、やや大きな林孔を造成（数本まとまった上層木の伐採）することで、生育段階の異なったモザイク状の森林を目指します。

広葉樹林の複層林施業イメージ



「治山事業における保安林整備技術指針（新潟県治山課）広葉樹林の整備イメージ」を一部改変して作成

ウ　海岸マツ林の施業方法に関する指針

・海岸マツ林の前線部は、最も海岸に近く、潮風の影響を直接受けている場所であるので、この林分では間伐などの施業を行わず、飛砂や潮風等が林内に侵入するのを最小限に抑えるように留意します。また、海岸マツ林を保護するために、防風工などを施工します。

・前線部に続く林帯は、前線部によって厳しい環境から守られ、比較的林木の成長が良好となります。この林分は最も防災機能が発揮される場所でもあるので、環境保全機能が向上するように適正な密度管理を行います。

・防災機能を十分に発揮している海岸マツ林の内陸側の林帯は、前方の林帯に守られて、環境条件も安定してきます。この林分では常緑広葉樹や松くい虫抵抗性マツの導入も考慮し、松くい虫被害に対応した森林に改善するとともに、保健休養林としての機能も発揮させます。

（４）公益的機能別施業森林等に関する事項

「1(1)森林の整備及び保全の基本方針」において掲げられている森林の８つの機能のうち、特に①から⑥の機能を高度に発揮させようとする森林を「公益的機能別施業森林」、⑧の木材等生産機能を高度に発揮させようとする森林を「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とし、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとします。

公益的機能別施業森林、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域はそれぞれ重複を認め、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍しうる範囲内で上記の区域を設定することとします。
市町村森林整備計画においては、住民に親しみやすい任意のゾーニング名称を用いて、地図上にそれらの区域をわかりやすく表示できるものとします。

（参考）森林の有する機能、公益的機能別施業森林等の区域及びゾーニングの例

<table>
<tr><th>No.</th><th>森林の有する機能の種類</th><th>区域</th><th>名称</th><th>ゾーニングの
名称と区分の例</th></tr>
<tr><td>①</td><td>水源涵養機能</td><td rowspan="6">公益的機能別施業森林</td><td>○水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td>「水土保全林（水）」</td></tr>
<tr><td>②</td><td>山地災害防止機能／土壌保全機能</td><td>○土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td>「水土保全林（土）」</td></tr>
<tr><td>③</td><td>快適環境形成機能</td><td>○快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td>「人との共生林（快適）」</td></tr>
<tr><td>④</td><td>保健・レクリエーション機能</td><td rowspan="3">○保健文化等機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td>「人との共生林（保健）」</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>文化機能</td><td>「地域遺産林（文化）」</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>生物多様性保全機能</td><td>「地域遺産林（生物）」</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>地球環境保全機能</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>木材等生産機能</td><td colspan="2">○木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td>「木材生産林」</td></tr>
</table>

*①～⑥と⑧は重複してゾーニングできます。

i　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア　公益的機能別施業森林の区域の基準

区域を設定する基準については、下表に例示するとおりとします。

公益的機能別 施業森林の名称	区域設定の基準
○水源の涵養（かんよう）の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する森林 ・地域の用水源として重要なため池、湧水池、渓流等の周辺に位置する森林 ・水源かん養保安林及びその周辺の森林　　など
○土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 ・地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 ・山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林その他災害の防止に資する森林　　など
○快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 ・海岸又は道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉塵等の影響を緩和している森林 ・なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 など
○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・観光的に魅力ある湖沼、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・生産・労働体験や森林・林業体験等の教育的利用の場として特に利用されている森林　　など
	・史跡、名勝の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林 ・地域の生活・文化・行事等と密接に関連し独自の利用が図られている森林　　など
	・原生的な森林生態系を維持している森林や貴重な生物種が生育・生息する森林 ・野生生物のための回廊（移動経路）として機能している森林 ・自然公園、鳥獣保護区、自然（緑地）環境保全地域及びその周辺の森林　　など

イ 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針

公益的機能を高度に発揮するためには、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散が望まれます。また、不成績造林地へは積極的に広葉樹を導入するなど、針広混交林化・複層林化を図ることも大切です。

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るため、下表の基準に従った施業方法を推進することとします。

公益的機能別施業森林の名称	推進する施業方法	具体的な基準
○水源の涵養（かんよう）の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長	・標準伐期齢に１０年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと かつ ・伐採後の更新未完了の区域が連続して２０ha を超えないこと
○土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ○快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業	・標準伐期齢のおおむね２倍の林齢*に達するまでは主伐を行わないこと かつ ・伐採後の更新未完了の区域が連続して２０ha を超えないこと
	複層林施業*	・標準伐期齢における立木材積の１／２以上の材積を常に維持すること かつ ・材積伐採率が７０%以下であること
	択伐による複層林施業	・標準伐期齢における立木材積の７／１０以上の材積を維持すること かつ 【伐採後の更新を天然更新による場合】 ・材積伐採率が３０%以下であること 【伐採後の更新を人工造林による場合】 ・材積伐採率が４０%以下であること
	特定広葉樹*の育成を行う施業*	・育成の対象とする樹種にあっては、その樹種の標準伐期齢における立木材積以上の材積を維持すること かつ ・それ以外の樹種にあっては、その樹種の標準伐期齢における立木材積の１／２以下の材積を維持すること

*標準伐期齢のおおむね２倍の林齢
ただし、市町村長の判断により当該林齢の２割の範囲内で延長又は短縮することが可能。

*複層林施業
択伐又は小面積の皆伐により、区域全体として森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う施業の方法。

*特定広葉樹
地域独自の景観、多様な生物の生育・生息環境を形成する森林を構成する郷土樹種の中から、目的に応じて幅広く市町村森林整備計画において指定する樹種。

*特定広葉樹の育成を行う施業
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のみ、本施業を推進する施業方法として定められる。

ii 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該森林の整備に関する指針

ア 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準

区域の基準については、下表に例示するとおりとします。

なお、当該区域のうち、自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、「(6) ii 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針」に基づき、特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定することとします。

森林の区域の名称	区域の基準
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・木材生産を目的とする人工造林により造成された森林のうち、通常以上の樹高成長が見込める森林 ・土地の生産力が高く樹木の成長がよい森林 ・道路に近く木材等の搬出に有利な森林 ・薪炭、きのこ原木、粗朶*等の用途に供されている森林 など
うち、特に効率的な施業が可能な森林の区域	上記に加え ・林班単位で人工林が過半であること ・木材等生産機能が「H」の森林が過半であること ・林班の傾斜区分の平均が 25 度未満であること ・災害の発生のおそれのない森林であること ・法指定による制限のない森林であること など

*粗朶

直径数 cm ほどの細い枝を束ねたもの。

イ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備に関する指針

木材生産林の区域内にあっては、多様な需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐その他の伐採を行うこととし、その目的を達成するため、優先的な路網整備や森林施業の集約化・機械化等を通じた低コストで効率的な森林整備や、木材生産を推進することとします。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が公益的機能別施業森林と重複する区域にあっては、それぞれの公益的機能別施業森林の施業の基準に従うものとします。

この区域のうち、自然的・社会的条件が良い林業適地にあり、将来にわたり人工林として維持する森林においては原則として主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。また、薪炭、きのこ原木等の用途に供されている広葉樹林など、継続的な利活用が見込まれる天然林においては、更新補助作業を含む適切な整備を行うこととします。

（５）林道の開設等に関する事項

i　路網の整備に関する基本的な考え方

林道等の路網は、木材の搬出や、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するための基盤となる施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進や、山村地域における生活環境を保全・形成するうえでも重要な役割を果たしています。

このことから、路網の整備については、市町村森林整備計画や森林経営計画との整合を確保しつつ、地形・地質・林況等の特性を踏まえ、適正な規模の路線を計画的に配置します。

具体的には、自然的・社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を適切に組み合わせて、林道の新設に加え、既設路線の有効活用した改良を推進することとします。

効率的な森林施業を推進する区域の路網整備水準の目安を下表のとおりとします。

林道
・幅員　5.0m以下
・一般車両
・砂利道（舗装道）
・利用者不特定

林業専用道
・幅員　4.0m以下
・普通自動車(10ｔ積程度のトラック)や林業用車両
・砂利道
・主として森林施業者

森林作業道
・幅員 2.5～3.0m
・フォワーダ等の林業機械
・森林施業者等

林道の現状　（令和７年度末データ）

計画区	区分	路線数	延長(km)
総計	林道	1,087	3,049
	うち林業専用道	6	8
下越	林道	368	915
	うち林業専用道	3	3
中越	林道	407	1,052
	うち林業専用道	2	4
上越	林道	180	613
	うち林業専用道	－	－
佐渡	林道	132	470
	うち林業専用道	1	2

注 項目の計と合計が一致しない箇所は、端数を四捨五入しているためです。

（参考）効率的な森林施業を推進する区域の路網整備水準の目安

傾斜区分	作業システム	林内路網密度*(m/ha)		区分別割合*
			林内道路*	
緩傾斜地(0°～15°)	車両系*	110 以上	35 以上	36%
中傾斜地(15°～30°)	車両系	85 以上	25 以上	43%
	架線系*	25 以上	25 以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系	60〈50〉*以上	15 以上	9%
	架線系	20〈15〉*以上	15 以上	
急 峻 地(35°～)	架線系	5 以上	5 以上	12%

*林内路網密度
林道（林業専用道含む）+公道+森林作業道の総延長を民有林面積で除したもの

*林内道路（密度）
林道（林業専用道含む）+公道の総延長を民有林面積で除したもの

*区分別割合
新潟県が過去に実施した「森林資源モニタリング調査」の結果から、スギ人工林に該当する箇所を抽出し、上記の傾斜区分別に集計し割合(%)を示したもの。

*車両系作業システム
林内にワイヤーロープを架設せず、 車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。
（フォワーダ等を活用）

*架線系作業システム
林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。
（タワーヤーダ等を活用）

*〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

ii 路網の整備に関する指針

ア 林道及び林業専用道

林道及び林業専用道は、路網の骨格としての役割を担うことから、開設については、一般車両の利用にも配慮しながら、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化等、耐久性と経済性を確保しつつ、木材の輸送コストの縮減に努めることとします。林道の改良については、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

また、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた効率的な路網整備を推進することとします。

イ 森林作業道

森林作業道は、植栽から伐採に至る長期間の効率的な施業の実効性を確保する役目を担うことから、開設については、高性能林業機械の導入を前提に、耐久性を備え、林道や土場等と有機的な連結に配慮した線形、規格及び構造とすることとします。また、所有規模が小さく施業の共同化が期待される地域については、関係者等による共同開設及び共同利用・維持管理を推進し、効率的な整備に努めるものとします。

ウ その他

路網の整備については、適切な規格・構造を確保する必要があることから、林道規程、新潟県森林作業道作設指針、新潟県森林作業道開設基準等に準拠し、整備を実施することとします。

比較的樹木の成長量が多い森林などにおいて木材等生産機能を高度に発揮させるためには、森林の集積・集約化や高性能林業機械の導入と組み合わせるなど、他の関連する事項との一体的かつ計画的な整備が必要です。そのため、地形・地質・林況等や幹線となる林道の利用区域を考慮しつつ、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を必要により設定し、基盤となる林業専用道や森林作業道の整備を集中的に推進します。

市町村森林整備計画については、このような区域で「路網整備等推進区域」を設定し、その位置及び範囲を図示することとします。

また、林産物の搬出については、地形・地質・土壌等を踏まえ、車両系の適否を検討することとします。なお、下表のいずれかに該当する森林であって、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又はその土地の保全に支障を生ずる場合は、地表の損傷を最小限に抑えるため、架線集材等の搬出方法を採用します。

地　形	・ 傾斜が急な箇所 ・ 傾斜の著しい変移点をもっている箇所 ・ 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所
地　質	・ 基岩の風化が異常に進んだ箇所 ・ 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 ・ 破砕帯又は断層線上にある箇所 ・ 流れ盤となっている箇所
土壌等	・ 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所 ・ 土層内に異常な滞水層がある箇所 ・ 石礫地からなっている箇所

（６）森林経営・施業の効率化に関する事項

自然的・社会的条件が良く、将来にわたり人工林として維持する森林では、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成を積極的に推進し、路網整備、森林施業の集約化及び作業システムの高度化を一体的に進めます。

ｉ 面的にまとまった森林経営の確立及び森林施業の集約化の促進に関する方針

森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。森林・林業・木材産業関係者（地方公共団体、森林管理署、森林整備法人、森林所有者、森林組合等の林業事業体、造林・素材生産*・木材加工・木材流通を担う各事業体等）は、相互の合意形成を図りつつ、地域のニーズに配慮した森林施業を進めることとします。

特に、手入れの遅れている人工林や集落近くの里山等、木材等生産機能と公益的機能の両面から適切な森林施業が求められている森林については、地方公共団体が中心となり、間伐等適切な施業の実施を推進することとします。そのため、地方公共団体は地域の合意形成の促進を図り、境界の整備に関する支援並びに林業事業体等に対する森林情報の提供・公開及び助言・あっせん等の支援を行うとともに、森林経営管理制度*を活用した森林整備を進めます。

森林経営管理制度の活用に当たっては、林業経営に適した森林について、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進します。また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組を促進します。

あわせて、森林施業の共同実施や作業路網等の施設の維持運営等を内容とする施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進します。

*素材生産
立木を伐採して丸太を生産すること。生産された丸太のことを一般に「素材」と呼ぶ。

*森林経営管理制度
適切な経営管理ができない森林の経営管理を市町村に委託することで、集積・集約化するとともに、林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営体に再委託することで、森林の経営管理を確保する森林経営管理法(平成 31 年４月１日施行)にもとづく制度。

（具体的な支援方策）

地域の合意形成の促進	森林所有者の経営意欲が高く自ら森林の経営を行うことが可能な地域においては、地域会議等の開催や普及啓発活動を通じて、森林所有者に施業の実施の働きかけを行います。この際、共同して森林経営計画を作成することを推進します。 （施業の集約化） 森林所有者の経営意欲が低下している地域においては、集落座談会の開催や意欲のある林業事業体等のあっせんを通じて、不在村森林所有者を含めた森林所有者に経営の委託の働きかけを行い、委託契約等に基づく森林経営計画の作成を促進します。（面的にまとまった森林経営の確立）
林業事業体等に対する支援	小規模の森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域においては、林業事業体等による経営の受委託が促進されるよう、地方公共団体等は要請に応じて森林簿・森林計画図・林地台帳等の森林情報の提供・公開を行います。 また、森林経営計画の作成に資する助言・あっせんを行います。 
森林管理の適正化	森林境界の明確化について普及啓発に努め、境界立会の実施や境界杭の設置などを促進します。 また、各種届出制度を適正に運用するとともに、その情報を反映して森林情報の精度向上を図ります。
森林経営管理制度の活用	森林の経営管理*を所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体*に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施します。

*経営管理
森林経営管理法において、地域森林計画の対象となる森林について自然的経済的社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。

*意欲と能力のある林業経営体
森林経営管理制度の運用を担う事業者として、森林経営管理法第 36 条に基づいて都道府県が公募・公表する民間事業者。

ii 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、(4) ii アの表に示す「うち、特に効率的な施業が可能な森林の区域」の基準を参考に、市町村森林整備計画において特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定することとします。

イ 施業の方法に関する指針

当該区域においては、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等を定めるとともに、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。また、森林経営計画の作成を積極的に推進し、森林の集積・集約化や施業の機械化、路網整備を通じた効率的な森林整備を推進します。

iii 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

県が定める「新潟県林業労働力確保基本計画」を踏まえ、「新潟県林業労働力確保支援センター*」と県が連携して、林業事業体の育成及び体質強化、林業就業者の確保・育成に努めます。また、林業研究グループ*や林業女性グループ*などの活動の支援を通じて、意欲的な林業後継者の育成と技術の向上を図ります。

*新潟県林業労働力確保支援センター
新規就業者確保や就業者に対する技術研修等を実施する組織。
林業労働力の確保の促進に関する法律第 11 条に基づき県が指定。

*林業研究グループ
森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など、森林・林業に関わる活動をする自主的なグループ。

*林業女性グループ
女性で構成されている森林・林業に関わる活動をする自主的なグループ。

また、段階的かつ体系的な人材育成を進めるとともに、女性等の活躍・定着や外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備、通年雇用化や社会保険への加入促進、技能検定制度等の活用の促進、労働安全対策の強化による労働環境の改善に向けた取組を支援します。さらに、長期にわたる持続的な経営を担う林業事業体の育成に向けて、スマート林業技術の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など、経営基盤や経営力の強化を促進します。

（具体的な支援方策）

林業事業体の体質強化と素材生産の拡大	森林組合の合併や事業連携等による経営基盤強化に向けた取組を支援するとともに、異業種等の林業参入を促し、認定事業体*を増加させます。 このうち、生産拡大を目指す意欲と能力のある林業事業体や新規参入事業体に対し、安全で効率的な生産技術の習得や高性能林業機械の導入など、生産コストの低減に向けた取組を支援します。 また、林業事業体の収益拡大に向けて、ＩＣＴ等の先端技術を活用した資源把握や生産管理等の省力化・効率化に向けた取組を支援します。  高性能林業機械による造材
林業就業者の確保・育成	学生等を対象とした就業ガイダンスや技術体験講習などを通じて林業への理解を促進し、新規就業者の確保に努めるとともに、通年雇用や週休２日制の定着など林業事業体の雇用条件の改善を促進し、新規就業者の定着を図ります。 また、新規就業者に対する技術・資格取得研修、中堅技術員に対するキャリアアップ研修等を段階的に実施することで、循環型林業の実現に必要な森林技術員*を育成します。  高校生の技術体験講習
林業後継者の育成	林業経営に意欲的な林家等を対象に、森林施業技術の習得や経営力の向上を図るための研修を行うとともに、林業研究グループ等の活動を支援することで林業後継者を育成します。 また、地域林業の模範となる林家及び林業就業者を対象に、さらに高度な技術研修や経営指導等を実施し、指導林家*や林業士*に認定するとともに、その活用を図ります。

*認定事業体
林業労働力の確保の促進に関する法律第５条に基づき、労働環境・雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む計画を樹立し、知事が認定した事業体。

*森林技術員
認定事業体に所属し、現場で森林施業を行う技術員。

*指導林家
模範的な森林・林業技術を有し、林業後継者等にその技術を普及する林家。

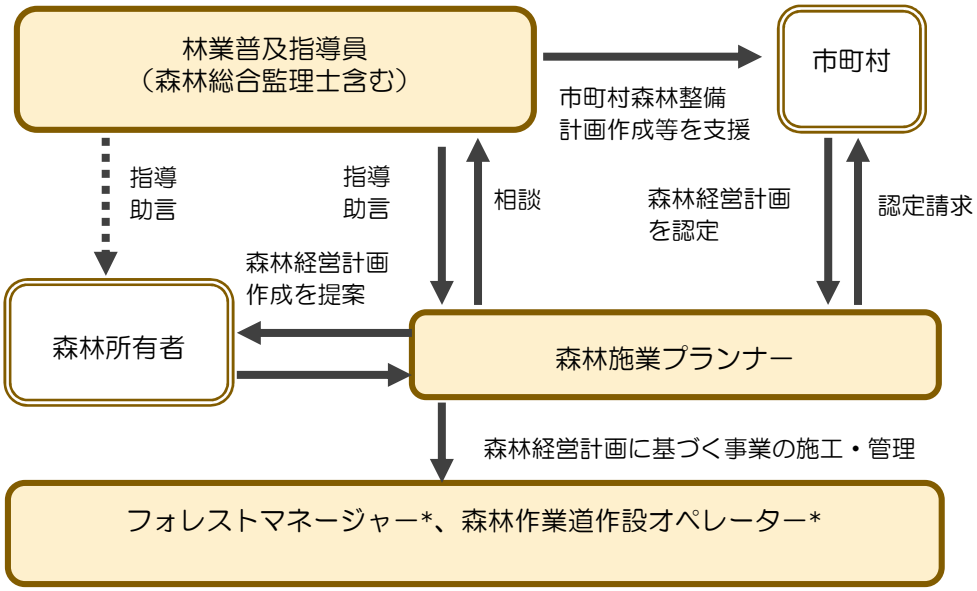
*林業士
意欲を持って林業に取り組み、地域林業の中核的担い手として活動が期待される林業就業者。

なお、長期的視点に立ち、面的なまとまりをもった森林経営を実行していくためには、地域の合意形成を図りながら、森林施業の集約化、効率化を図る必要があります。

そこで、引き続き、森林施業の集約化・効率化を担う森林施業プランナー*などを養成します。

また、県では、「森林総合監理士（フォレスター）*」資格取得者を含め「林業普及指導員*」の能力向上を図りながら、市町村森林整備計画作成の支援などを行います。

（参考）関係する資格と役割のイメージ



iv 高性能林業機械の導入に関する方針

林業事業体等に対し、森林施業の効率化、生産性の向上、労働災害の防止及び労働強度の軽減のため、プロセッサ、ハーベスタなどの高性能林業機械*や、遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械の導入促進及び稼働率の向上、リース・レンタルの活用、共同利用などについて支援します。

高性能林業機械の導入に当たっては、実現を目指す作業システムに見合った機種・規格の選定とともに、当該システムに対応する路網の整備を併せて実施し、生産性の向上を図ることとします。

また、県では関係機関と協力し、高性能林業機械を活用した研修を実施することにより、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる人材を計画的に養成します。

v 林産物の利用促進に関する方針

木材の利用促進に関しては、施業の集約化や資源のフル活用による効率的な木材生産と資源の循環利用を図り、木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給等による県産材の市場競争力の強化や新技術による用途拡大を推進し、森林所有者と森林・林業関係者の収益の確保を図ります。

また、合板や木質バイオマス発電などの多様な用途での利用を進めます。

*森林施業プランナー
施業を集約化し森林経営計画作成の中核を担う人材。

*森林総合監理士（フォレスター）
森林・林業に関し専門知識や高度な判断力・指導力を有し、市町村に対する支援や森林所有者等に対する指導・助言等を行う人材。

*林業普及指導員
森林所有者等に対して、森林・林業に関する技術及び知識の普及や森林施業に関する指導を行い、また、試験研究機関との連携により専門の事項の調査研究を行う、一定の資格を持つ都道府県職員。

*フォレストマネージャー
高い生産性・安全性を確保しながら林業の現場管理や実作業を担う技能者。

*森林作業道作設オペレーター
現地の条件に応じて森林作業道の作設を担う技能者。

*高性能林業機械
従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械。

（具体的な支援方策）

効率的な木材生産と資源の循環利用	事業規模の拡大により生産効率を向上させるとともに、施業地の集約化や路網・中間土場の整備、機械化等の低コストな生産体制の構築を支援します。 また、合板や木質バイオマス発電等の多様な木材需要に対応するため、森林資源のフル活用を進め収益の向上を促すとともに、伐採後の再造林を支援し、森林資源の循環利用を進めます。  原木共販市場
市場競争力の強化や新技術による用途拡大	製材工場等の規模拡大や加工能力の向上に向けた取組に支援するとともに、素材需給のマッチングを進めることで他県並の製材価格を実現するなど、県産材の市場競争力を強化します。 また、集成材等の新たな加工技術の導入による県産材の供給を拡大し、住宅分野や公共建築物等での県産材利用を促進するとともに、非住宅分野や中大規模建築においても県産材の用途拡大を図ります。  プレカットライン

国内市場で最初に木材の譲り受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正、令和７年４月に施行された、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるとともに、広く一般県民に向けた木材の優れた特徴のＰＲや、事業者らの連携した取組を支援することなどにより、広葉樹を含めた県産材の利用拡大を促進します。

さらに、森林所有者への適切な利益還元と持続可能な木材取引に向けて、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理・共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年 11 月林野庁策定）に基づく商慣習の見直しを促進するとともに、同法の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ります。

また、新潟県の主要な特用林産物であるきのこの生産については、安全・安心なきのこ生産に向けた栽培技術の普及・定着や、高品質なきのこの低コスト安定生産体制づくりを進めます。


安心・安全なきのこ生産

このように関係者が一体となって地域の林業を盛り上げ、経営意欲の醸成と生産活動の活性化に取り組んでいく必要があります。

vi その他必要な事項

県民の緑化活動への参加意欲の醸成と、企業や県民の森林づくりのニーズにこたえた情報提供などにより、森林づくり活動の定着を図る必要があります。

ア 県民の活動参加意欲の醸成と参加ニーズに応えた情報の提供

フォーラム等を通じて県民参加による森づくりの意義をアピールするとともに、林業普及活動を通じて、緑の少年団*や木育*活動の指導等により次世代を担う児童・生徒の緑化意識の醸成を図ります。

また、県民が森林づくり活動に参加しやすいよう、県内各地の森林ボランティア団体に関する情報や森林づくり活動の開催情報などを提供します。

イ 多様な主体による県民参加の森林づくり活動への支援

企業による CSR 活動*や保安林におけるボランティア活動の推進のため、森林活動フィールドの情報提供や活動に対し支援を行うとともに、県民参加による森林づくりの中心的な役割を担う（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会*を通じて、身近な森林づくりに参加できる機会となる地域の植樹・育樹活動を支援します。



県民の植樹活動

ウ 山村地域の振興と里山林等の保全管理

山村地域の発展の観点から、林業・木材産業の成長・発展や、森林空間の活用を含む「森業」等を推進し、就業・収入機会の創出による移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大を図ります。また、集落の生活基盤となる里山林等を維持するため、自伐型林業等の民間事業者や地域住民、ＮＰＯ等の多様な主体による継続的な保全管理や利用等を推進します。

*緑の少年団
小中学生を対象として、自然と親しみ、緑を守り、緑を育てる愛護の思想を啓発し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とする団体。

*木育
子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組。

*ＣＳＲ活動
企業の社会的責任。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

*(公社)にいがた緑の百年物語緑化推進委員会
２１世紀百年をかけて県民ひとりひとりの手で木を植え、育て、２２世紀の人々に「緑の遺産」を残すため、緑の募金をはじめとした各種運動の中心となる団体。

3　森林の保全に関する事項

（1）森林の土地の保全に関する事項

ⅰ　樹根及び表土の保全、その他森林の土地の保全に特に留意すべき事項

山地災害防止機能、土壌保全機能及び水源涵養機能の高度発揮が期待される森林は、特に林地の保全に留意する必要があります。

立木の伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能を阻害しないよう、極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は、小面積分散伐採とするよう努めます。

ⅱ　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石又は樹根の採掘、開墾、その他土地の形質を変更する場合は、森林の土地の自然条件、地形、地質、開発行為の状況などを勘案し、林地の保全に支障とならないよう十分留意します。


土石採掘後の緑化状況

なお、必要に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設、水の処理に必要な施設、法面保護のための緑化工事等、適切な保全措置を講じます。

また、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや、適切な防災施設の設置、大規模開発における残置森林率の引上げなど、改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる森林の土地において、制度を厳正に運用します。

（2）保安施設に関する事項

ⅰ　保安林

保安林は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、伐採や開発等の行為について制限を加える森林のことであり、「１　森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、森林法第 25 条に基づき水源かん養や土砂流出防備など 17 種の目的に応じて計画的に区域の指定を行うとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

なお、保安林の種類や制限の内容等は５(1)によります。

この区域においては、以下により適正な管理を行うほか、治山事業の実施と併せて、指定目的の達成・維持に努めることとします。

ア 保安林台帳の整備

保安林の指定が確定したときは、速やかに保安林台帳を調製します。また、指定の解除、許可等の処分があった時は、その都度整備を行い、地籍を的確に把握し、実態に適合するように整備するとともに、その管理については厳正を期します。

イ 標識の設置

標識の設置は、保安林の指定後速やかに行い、その保全に努めるものとします。なお、標識は道路沿いの地点、利用行為が頻繁に行われる地点、公衆の集まる地点等に重点的に設置します。

また、既設の標識で老朽、破損等のため更新が必要なものについては早急に整備します。

ウ 保安林の保全

保安林制度について普及啓発活動を行うとともに、衛星画像データを利用した保安林の伐採等の変化抽出や保安林の巡視活動により、無許可伐採等の違反行為の早期発見に努めます。

また、山火事防止についての適切な指導並びに災害の早期発見及び適切な応急措置等を行い、森林被害の未然防止に努めます。

さらに、病虫害等の被害については、的確な防除及び被害跡地の早期復旧に努めます。

ii 治山事業

治山事業*については、県民の安全・安心を確保するため、保安林の配備による伐採等に対する規制と治山事業の一体的な運用等に努めるとともに、「１　森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に即して、災害に強い森林づくりや水源地域の機能強化を図るため植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工、地すべり防止工等の治山施設の整備を地域特性等に応じ、計画的に推進します。


治山施設

実施に当たっては、流域治水の取組と連携し地域の実情や事業の効果、生態系の保全等にも配慮することとし、流木による被害が想定される箇所では、流木を捕捉する機能を持つ治山ダムの整備や危険木除去などの対策を進め、飛砂、強風、津波等による被害が想定される箇所では海岸防災林の整備を進めます。

また、設置した施設等の機能が持続的に発揮されるよう、維持管理、補修、更新による長寿命化を計画的に進めます。

（３）鳥獣害の防止に関する事項

i 鳥獣害防止森林区域の設定の基準

野生鳥獣の生息域が拡大し、個体数の増加が進むと、枝葉の食害や立木の剥皮などの被害が発生します。

市町村森林整備計画では、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」*に基づき、ニホンジカ等の野生鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林、又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、林班を単位として、対象とする鳥獣別に「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、鳥獣害防止森林区域という。）」を定めることとします。

*治山事業
治山事業は、保安林の指定目的である土砂流出防備や土砂崩壊防備などの目的を達成するために行う森林の造成・維持に必要な事業（保安施設事業*）及び地すべり防止区域（林野庁所管）において行う地すべり防止工事*。

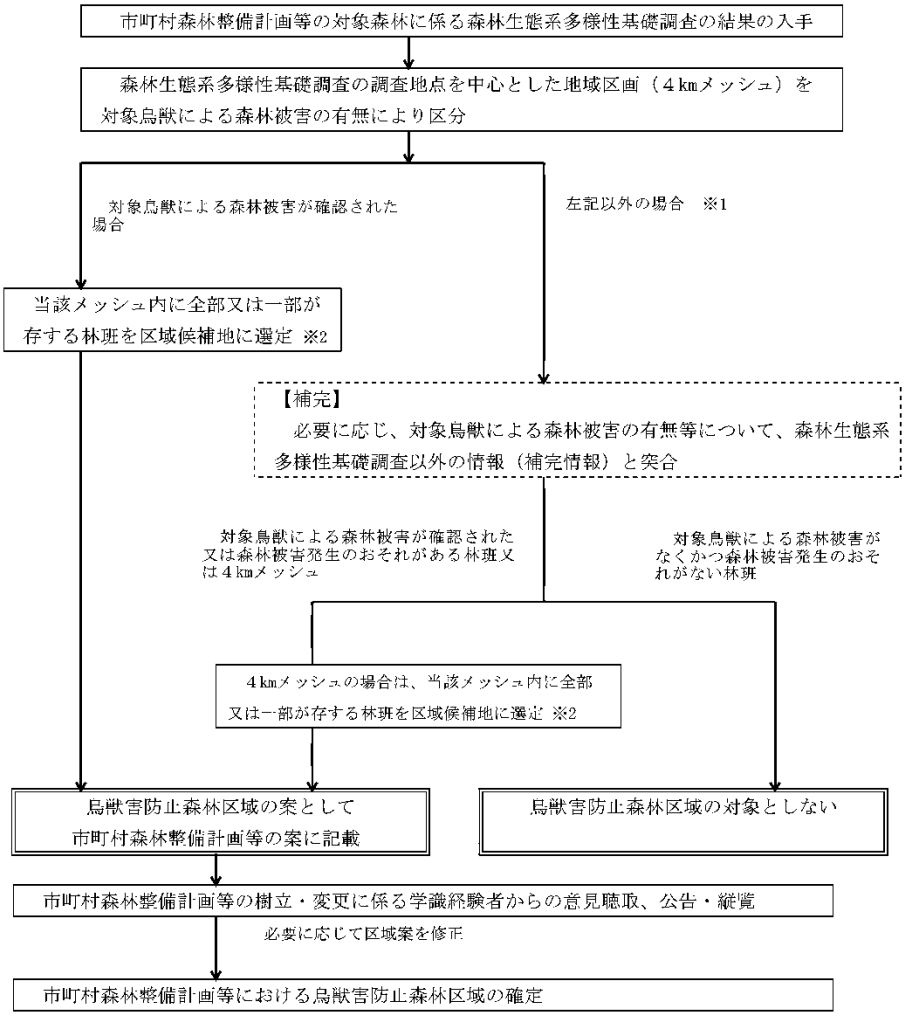
*保安施設事業
森林法第 41 条第 1 項の規定による事業で、保安林の指定目的のうち、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、なだれ・落石の危険防止、火災の防備の目的を達成するため、森林の造成・維持に必要な事業。

*地すべり防止工事
地すべり等防止法第 2 条第 4 項の規定により、地すべり防止施設の新設・改良など地すべりを防止するため、地すべり防止区域内において行う工事。
地すべり防止区域は、林野庁のほか、農村振興局、国土交通省が所管するものがある。

*「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」
平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知、鳥獣害防止森林区域を設定するための技術的助言。

なお、区域の設定に当たっては、鳥獣害防止森林区域の設定に関するフローチャート(次ページ)を参考に、対象とする鳥獣による森林被害の状況を把握できるデータ（森林生態系多様性基礎調査*）や、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画*、研究論文等の文献、及びその他調査などの補完情報を基に、鳥獣害防止森林区域の候補地を選定します。その後、学識経験を有する者からの意見聴取、及び地域住民をはじめとする関係者の意見を踏まえ区域を確定するものとします。

（参考）鳥獣害防止森林区域の設定に関するフローチャート



※1：森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため区域候補地に該当しない場合。

※2：必要に応じ、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。

鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準
（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）より

ii 鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止の方法に関する方針

鳥獣害防止森林区域内においては、被害状況の継続的な把握に努め、被害の実態に応じて、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

また、その際、関係機関等と連携した対策を推進し、鳥獣被害防止計画* や管理実施計画*等との連携・調整を図るものとします。

*森林生態系多様性基礎調査
持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を全国で統一した手法に基づき把握･評価する調査。県内約 300 箇所の定点調査地を５年で一巡。
平成 21 年より森林資源モニタリング調査の後を受けて実施。

*第二種特定鳥獣管理計画
その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画。
新潟県では、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びカワウの計画を樹立。

*鳥獣被害防止計画
農林水産業等の鳥獣被害防止のための総合的推進を目的に、農林水産大臣が樹立する基本指針に即して、市町村が作成する。
市町村が中心となって様々な被害防止のための総合的な取組を実施。

*管理実施計画
第二種特定鳥獣害管理計画に基づいて、市町村が毎年度、被害状況や生息状況を把握し、効果的な施策についての総合的な検討を行い、生息環境整備や被害防除等を定めた実施計画。

iii その他必要な事項

対象とする野生鳥獣の生息状況等について、大学等の研究機関、森林組合等と連携の上、情報収集を行い、鳥獣害防止森林区域の現状把握に努めるほか、必要に応じて、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等と情報交換等を行い、鳥獣害防止対策を実施した箇所の状況を確認することとします。

（4）森林の保護に関する事項

i 森林病害虫等の被害対策の方針

病虫獣害、雪害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、適確な対策業務の推進に資するため、森林の巡視活動を推進します。



ドローンによる松くい虫防除

マツ主体の森林公園や潮害、飛砂、風害の防備等災害防止機能を有している海岸保安林など、地域住民の生活環境の保全に重要な役割を果たしているマツ林に対し、薬剤散布や伐倒駆除などの防除対策を実施することにより、松くい虫被害の沈静化を図ります。また、被害跡地への抵抗性を有するマツの植栽や、海岸内陸部のマツを広葉樹等の他の樹種へ転換する樹種転換を推進します。

カシノナガキクイムシによるナラ類の枯損被害については、被害状況の監視から防除実行までの体制を整備するとともに、景観の保全や安全の確保が必要な森林公園等において、予防・駆除対策を実施し、被害の拡大防止を図ります。

また、ナラ類をはじめとする広葉樹の利用を促進し、森林の若返りを図ることにより、ナラ枯れ被害を受けにくい健全な森林への再生を推進します。

ii 鳥獣害対策の方針（（3）に掲げる事項を除く）

鳥獣害防止森林区域の対象鳥獣以外による森林被害や、同区域以外における対象鳥獣による森林被害については、被害状況の実態を把握するとともに、鳥獣被害防止計画や管理実施計画等を踏まえ、鳥獣害防止森林区域の設定を含む必要な対策を検討します。

あわせて、森林の整備・保全等の推進を通じて、適切な生息環境管理、森林被害防除対策及び農作物被害の軽減などに寄与します。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針葉樹の針広混交林化や広葉樹二次林*の複層林化、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

iii 林野火災等の予防の方針

林野火災の予防のため、火災の多発する春期に予防強化期間を定め、周知を図ります。

また、火災・気象災等の森林被害に対して、適確な対策業務の推進に資するため、森林の巡視（じどし）活動の推進に努めます。

なお、造林のための地拵（じごしら）え等により、火入れを実施する場合においては市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

*二次林
自然、人為を問わず、何らかの原因により植生が強く、あるいは頻繁に物理的影響を受けた後に成立した、二次遷移の途中にある森林のことである。二次遷移とは、前代から残された土壌の上でスタートした遷移（植生の移り変わり）である。

４　保健機能森林に関する事項

保健機能森林とは、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林を指し、市町村森林整備計画の樹立に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林のレクリエーションの動向等を考慮して計画事項を定めます。

（１）保健機能森林の区域の基準

優れた自然景観や植物群落を有する森林などの保健・レクリエーション機能の高い森林のうち、多くの地域住民の憩いや学びの場として活用されている森林又はキャンプ場や森林公園等の整備が予定され、入り込み数の増大が予定される地域等の森林について設定します。

（２）保健機能森林の整備に関する事項

ⅰ　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養（かんよう）、県土の保全等の機能の低下を補うため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業を積極的に行うこととします。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内相対照度*を維持・確保するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

*林内相対照度
林内の明るさを示す尺度。裸地と林内の明るさを同時にはかり、裸地の明るさを 100%としたときの林内の明るさのこと。

ⅱ　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する方針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向をふまえて多様な施設の整備を行います。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めます。

5 その他必要な事項

(１)法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

制限林の種類とその施業方法については、以下の表１～３に示すとおりです。

（表１　制限林の種類）

保安林等	
水源かん養保安林	防霧保安林
土砂流出防備保安林	なだれ防止保安林
土砂崩壊防備保安林	落石防止保安林
飛砂防備保安林	防火保安林
防風保安林	魚つき保安林
水害防備保安林	航行目標保安林
潮害防備保安林	保健保安林
干害防備保安林	風致保安林
防雪保安林	保安施設地区
自然環境保全地域	
自然環境保全地域特別地区内の森林	
国立公園	
国立公園特別保護地区内の森林	
国立公園第１種特別地域内の森林	
国立公園第２種特別地域内の森林	
国立公園第３種特別地域内の森林	
国立公園地種区分未定地域内の森林	
国定公園	
国定公園特別保護地区内の森林	
国定公園第１種特別地域内の森林	
国定公園第２種特別地域内の森林	
国定公園第３種特別地域内の森林	
国定公園地種区分未定地域内の森林	
県立自然公園	
県立自然公園特別保護地区内の森林	
県立自然公園第１種特別地域内の森林	
県立自然公園第２種特別地域内の森林	
県立自然公園第３種特別地域内の森林	
県立自然公園地種区分未定地域内の森林	
その他の制限林	
砂防法第２条の規定により指定された土地に係る森林	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林	
都市計画法第８条第１項第７号の風致地区として定められた地区内の森林	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第２９条の規定により指定された特別保護地区内の森林	
文化財保護法第 109 条第１項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第 128 条第１項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林	
林業種苗法第４条第１項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林	
漁業法第 161 条の規定により除去を制限された立木に係る森林	

（表２　保安林の施業方法）

<table>
<tr><th></th><th>①　（皆伐可能箇所）</th><th>②　（択伐箇所）</th><th>③　（禁伐箇所）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">立木の伐採方法</td><td>・主伐に係る伐採種を定めません。

・樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所で、間伐に係る伐採をすることができます。</td><td>・主伐は択伐によるものとします。
・指定施業要件で定める箇所で、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所は間伐に係る伐採をすることができます。</td><td>・主伐による伐採は禁止します。
・指定施業要件で定める箇所で、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所は間伐に係る伐採をすることができます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。</td><td></td></tr>
<tr><td>立木の伐採限度（皆伐）</td><td>・年度ごとに皆伐による伐採ができる面積の限度は、森林法施行令第 4 条の 2 第 3 項の規定により毎年 2 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日に知事が公表する単位区域及び保安林種ごとの面積とします。

・年度ごとに皆伐による伐採をすることができる 1 箇所当たりの面積は、当該保安林に係る指定施業要件によるものとします。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>同（択伐）</td><td colspan="2">・保安林の指定後最初に行う択伐材積については、指定施業要件で森林ごとに定められた択伐率を乗じた材積とします。ただし、伐採後の植栽が義務づけられている場合は、伐採後に標準伐期齢時点の材積の 10 分の 7 以上の立木材積が維持されることを条件とします。

・2 回目以降の伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、以下のとおりとします。
(1)伐採後の植栽が義務づけられていない場合は、当該年度の初日におけるその森林の材積に択伐率(注 1)を乗じた材積とします。
(2)伐採後の植栽が義務づけられている場合は、上記方法で算出した率で 10 分の 4 を上限とします。ただしこの場合も、伐採後に標準伐期齢時点の 10 分の 7 以上の森林蓄積が維持されることを条件とします。</td><td>注 1：当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。</td></tr>
<tr><td>同（間伐）</td><td colspan="3">・伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該年度の初日におけるその森林の立木材積の 10 分の 3.5 を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても、当該年度の翌年度初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。</td></tr>
<tr><td>植栽</td><td colspan="2">・指定施業要件で植栽の指定された箇所については、伐採が完了した日を含む年度の翌年度初日から起算して 2 年以内に、指定施業要件で定める樹種の満 1 年以上の苗を、おおむね立地条件と樹種に応じて定める 1 ヘクタール当たりの本数以上を均等に植栽するものとします。（天然更新木などの占有する区域を除いた面積によって算出）
また、択伐後の植栽本数は上記の本数に択伐率を乗じた本数とします。

・樹種の選定については、保安林機能の維持または強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種（多様な樹種を指定）を植栽します。</td><td></td></tr>
</table>

（表３　その他制限林の施業方法）

自然環境保全地域内における施業の方法	
特別地区	新潟県自然環境保全条例で定めるところによる。
自然公園区域内における施業の方法	
特別保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定める。
第１種 特別地域	1　禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2　単木択伐法は次の規程により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第２項第３号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う 年齢に 10 年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の 10%以内とする。
第２種 特別地域	1　択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2　公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3　伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第２項第３号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う林齢以上とする。 4　択伐率は用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。 5　伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、所管の行政庁は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6　特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 皆伐法による場合は、その伐区は次のとおりとする。 (1) 1 伐区の面積は２ヘクタール以内とする。ただし、樹幹疎密度３より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第３種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。
その他森林の施業の方法	
砂防指定地	「新潟県砂防指定地等管理条例」（平成 15 年３月 28 日新潟県条例第 27 号）及び「同施行規則」（平成 15 年３月 28 日新潟県規則第 44 号）に基づいて施業を行う。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和 45 年２月 17 日新潟県規則第８号)に基づいて施業を行う。
都市計画法の風致地区	新潟県風致地区条例（昭和 45 年４月１日新潟県条例第 25 号）に基づいて施業を行う。
鳥獣保護管理法の特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和 39 年１月 17 日付け 38 林野計第 1043 号）に基づいて施業を行う。
文化財保護法の史跡名勝天然記念物等に係る指定地	指定の目的に応じた施業を行う。

第３　下越、中越、上越及び佐渡森林計画区の計画量等（変更）

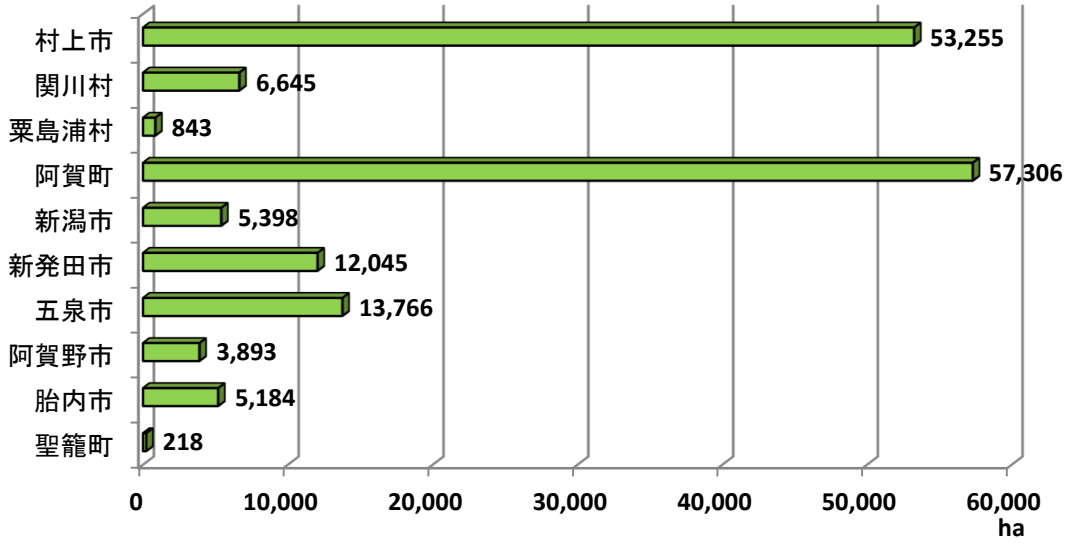
1　下越森林計画区

（1）森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林法第５条の規定*によりこれを定め、森林計画図*に表示します。

なお、本計画の対象森林は、森林法第 10 条の２に基づく林地の開発行為の許可制及び同 10 条の７の２に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制、同 10 条の８に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となります。

下越森林計画区で対象になる森林面積は 158,553ha で、市町村別には下図のとおりです。



また、令和７年度における森林の異動状況は下表のとおりです。

（表１　森林から森林以外への異動面積）　　単位：ha

1 農用地へ (注 1)	2 レジャー施設用地へ (注 2)	3 採石･採土地等へ (注 3)	4 住宅･工業用地へ	5 その他へ	6 国土調査に基づく森林境界の修正等による減少	合計
0	0	0	1	14	22	36

注１　田、畑、樹園地、採草・牧草地の計
注２　ゴルフ場、スキー場、その他レジャー施設、別荘地の計
注３　採石・採土地、ダム敷、道路敷の計
注４　項目の計と合計が一致しない場合がありますが、端数を四捨五入しているためです。

(表２　森林以外から森林への異動面積)

1 原野より	2 農用地より (注 1)	3 国有林より	4 その他より*	5 国土調査に基づく森林境界の修正等による増加	合計
0	0	0	59	0	59

注１　田、畑、樹園地、採草・牧草地の計
注２　項目の計と合計が一致しない場合がありますが、端数を四捨五入しているためです。

*森林法第５条の規定
都道府県知事は、森林法第２条に定める森林のうちその自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが適当でないと認められる区域を除く民有林について、森林計画をたてることとされています。

*森林計画図
森林計画図は新潟県農林水産部治山課、地域振興局林業振興課及び市町村に備え付けてあり、閲覧・交付を申請することができます。

注)林地の開発行為の許可制の対象森林
保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。

注)伐採及び伐採後の造林の届出制の対象森林
保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

*その他より
土地利用の動向からみて森林として利用することが適当であると認められる区域を新たに地域森林計画の対象とする森林の区域に追加したもの。

（２）前計画の実行結果の概要

下越森林計画区の計画期間は以下のとおりとなっており、今後、後期５ヵ年が始まる年に前期５ヵ年分の伐採、造林、間伐、林道、保安林及び治山事業等の実行結果の概要をとりまとめて公表します。

森林計画区	計画期間
下越	令和７年４月１日～令和１７年３月３１日

（３）計画量等

ｉ 伐採及び造林に関する計画

ア 基本的な考え方

「第２の１ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、計画期間内における目標に到達するため、森林資源の状況などを考慮し、１０年間の伐採立木材積、造林面積、森林施業面積の計画量を以下のとおり定めます。

イ 伐採及び造林の計画量

現行の計画量は以下のとおりであり、変更ありません。

【伐採立木材積】　　単位：千 m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,149	1,744	405	1,668	1,364	304	481	380	101
うち前半５年分	982	804	178	746	610	136	236	194	42

解説）伐採の計画量
　健全な森林資源の維持増進が図られる伐採量を算出。

【森林施業面積】　　単位：ha

区分	森林施業面積	うち間伐面積	うち人工造林面積	うち下刈面積
総数	16,780	5,034	2,611	9,135
うち前半５年分	7,027	2,197	1,032	3,798

※森林施業面積は、計画期間内に実施する間伐、人工造林、下刈の各施業面積を合計した延べ面積です。

【造林面積】　　単位：ha

区分	総数	人工造林	天然更新
総数	4,962	2,611	2,351
うち前半５年分	2,042	1,032	1,010

解説）造林の計画量
　主伐立木材積量から伐採面積を推定し、人工造林及び天然更新により森林の機能を維持させることを目的に設定。

ii 林道の開設に関する計画

ア 基本的な考え方

「第１のⅡ 計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえるとともに、森林資源の状況や伐採計画などを考慮し、計画区ごとの 10 年間の林道の開設量を以下のとおり定めます。

イ 開設すべき林道の延長

現行の計画量は以下のとおりで変更ありません。

【林道の開設量】　　単位：km

区　分	現行	変更
総数	22.5	22.5
うち前半 5 年分	22.5	22.5
林道	22.5	22.5
うち前半 5 年分	22.5	22.5
林業専用道	0	0
うち前半 5 年分	0	0

解説）林道の開設量
　効率的な森林施業を実施するため、適正な規模・規格及び地域の実状に応じて設定。

※路線ごとの内訳は別表１のとおりです。

iii 保安林整備及び治山事業に関する計画

ア 基本的な考え方

「第１のⅡ 計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえるとともに、今後公益的機能の高度発揮が期待される区域や災害等により治山事業の実施が必要な箇所などを考慮し、計画区ごとの１０年間の保安林、治山事業の計画量を以下のとおり定めます。

注）表中「水源かん養」とは森林法第 25 条第１項第１号の目的、「災害防備」とは第２号から第７号までの目的、「保健、風致の保存等」とは第８号から第 11 号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

イ 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

【保安林】　　単位：ha

保安林の種類	現行：期末面積 （上段はうち期間内面積）		変更：期末面積 （上段はうち期間内面積）	
		うち前半５年分		うち前半５年分
総数（実面積）	(2,464) 56,842	(1,553) 55,931	(2,533) 56,911	(1,621) 55,999
水源かん養のための保安林	(1,189) 30,726	(934) 30,471	(1,189) 30,726	(934) 30,471
災害防備のための保安林	(1,253) 24,138	(619) 23,504	(1,322) 24,207	(687) 23,572
保健､風致の保存等のための保安林	(22) 1,978	(0) 1,956	(22) 1,978	(0) 1,956

※総数は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため
　内訳の合計に一致しません。
※保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
　は別表２のとおりです。

ウ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積

該当なし

エ 実施すべき治山事業の数量

【治山事業】

区分		治山事業施行地区数	
		現　行	変　更
総数		177	180
	うち前半５年分	81	86

※施行地区別の数量等は別表３のとおりです。

解説）実施すべき治山事業の数量
　治山事業を実施しなければ、山地災害の危険が高い地域において、計画期間内に治山事業により森林を安定状態に誘導する箇所数。

ⅳ 要整備森林として定める森林の所在等

ア 基本的な考え方

特定保安林に指定された区域内の民有林について、造林、伐採、その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林を「要整備森林」として定め､森林所有者等に対して適正な管理を促します。

なお、特定保安林とは、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その全部又は一部について早急な森林施業を実施する必要があると認められるもので、農林水産大臣が指定します。

イ 指定すべき森林の所在及び面積等

該当なし

（４）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

経営管理権　村上市　52 件　48.39ha
　　関川村　25 件　13.29ha
　　阿賀町　91 件　20.92ha
　　新潟市　 2 件　21.30ha

※「第４参考資料」「Ⅳ 林業の動向」
　「２　経営管理権及び経営管理実施権の設定状況」参照

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

下越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張 (改良･舗装)の別	位置 (市町村)	路線区分 (林道･専用道の別)	路線名	延長 (m)	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考 (前期延長)
総計		**266**	**路線**	**318,023**			**(83,739)**
開設		6	路線	22,531	9,603		(22,531)
開設	村上市	林道	海府南	3,164	1,194	下越1	前期
			岩船東部	12,729	2,187	下越2	前期
			新保岳	1,863	2,367	下越3	前期
			芦谷板屋沢	2,060	523	下越4	前期
			大毎北中	1,915	2,189	下越5	前期
	阿賀野市	林道	五頭山麓南	800	1,143	下越6	前期
拡張（改良）		176	路線	174,551	73,377		(45,608)
拡張（改良）	村上市	林道	柏尾猿沢	2,000	159		
			後谷	1,958	69		
			花立切田	40	23		
			隠家	2,300	71		
			長峰	1,700	89		
			元屋敷	6,980	1,956		
			鈴川	158	732		前期
			桧原	200	32		
			二レ沢	2,300	93		
			沢内	100	189		
			中山	1,000	42		
			新保岳	200	1,808		
			北中	5,868	583		前期
			濁川	1,200	489		
			寒川	500	567		
			山熊田雷	433	623		
			脇川	2,375	861		前期
			今川	426	913		前期
			芦ノ平	3,136	330		
			板貝	500	401		
			荒井沢	180	537		
			獅子ワ沢	616	217		前期
			平床	7,986	697		前期
			香積寺	450	162		
			姥山口	150	64		
			荒川口	370	56		
			家ノ沢	500	102		
			小出沢	150	50		
			根古屋	1,337	111		
			釜杭	10	82		
			高まき	20	38		
			赤溝	10	27		
			マクリ沢	300	286		
			大須戸高根	100	783		
			金堀	50	1,184		
			天蓋	50	242		
			沼	50	165		
			モグラ沢	50	73		
			上田沢	25	236		
			古蔵	50	303		
			白滝日倉	1,000	1,746		

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

下越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張 (改良･舗装)の別	位置 (市町村)	路線区分 (林道･専用道の別)	路線名	延長 (m)	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考 (前期延長)
拡張（改良）	村上市	林道	海府南	200	1,194		
			赤沢	1,496	142		
			下道	400	32		
			浜新保	20	41		
			大谷地	10	107		
			剛造山	2,631	648		
			髭ノ沢	20	36		
			越沢	100	94		
			大須川	100	97		
			芦谷板屋沢	50	498		
			法妙	40	60		前期
			三条山	6,890	557		
	関川村	林道	沼	3,010	208		
			山本	2,548	60		
			新関沢	2,400	99		
			蛇喰・中束	7,745	380		
			中束	200	276		
			岩船東部	1,047	492		
	阿賀町	林道	長走	2,000	3,035		
			角神五十沢	200	921		
			日出谷八ツ田	1,500	1,383		前期
			大倉峠	200	1,322		
			綱木新谷	500	1,040		
			綱木	1,500	1,785		
			本名室谷	8,000	9,086		
			諏訪峠	300	864		
			戸沢川	300	920		
			打出沢	1,000	897		前期
			谷地川	300	70		
			御神楽	500	624		
			倉谷	500	517		
			新箕輪	18,222	3,967		前期
			箕輪	5,700	445		
			荒戸沢	2,500	607		
			惣ノ又	500	506		
			深戸花立	2,500	738		前期
			中村	2,600	392		
			徳瀬	2,700	428		前期
			天名品沢	2,500	445		
			赤岩	3,700	145		
			西ノ沢	100	213		
			木の実坂	300	289		
			麦生野	500	293		
			行地五十沢	900	490		前期
			沢山	300	161		
			大将陣	1,200	124		
			大清水沢	1,000	94		
			福取	1,500	138		
			中山	100	87		
			野中夷棚	300	155		

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

下越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張(改良･舗装)の別	位置(市町村)	路線区分(林道･専用道の別)	路線名	延長(m)	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考(前期延長)
拡張（改良）	阿賀町	林道	赤崎	500	113		
			名知阿美	500	187		
			菱潟	500	107		
			大尾谷地	1,000	160		
			倉内	1,300	53		
			大牧	1,000	360		
			鷹ノ巣	100	351		
			小山片田	100	88		
			黒岩大牧	100	599		
			戸屋山	100	119		
			八木山田沢小	100	790		前期
			田沢野村	100	280		
			大曽久保	100	55		
			室谷沢	50	154		
			牧山	40	53		
			西山日光寺	200	1,449		前期
			谷地滝首	3,000	591		
			前ノ沢	500	145		
			水沢下山	500	442		
		専用道	長窪	500	81		
			長窪（支）	100	32		
	新発田市	林道	新発田南部	6	1,824		前期
			寺沢	1,656	46		
			赤倉岐	3,972	163		
			米倉大沢	2,118	104		
			鳥越	1,238	80		
			豊浦大沢	1,861	46		
			北谷	30	103		前期
	五泉市	林道	柄沢	100	111		
			中村	100	96		
			小刈羽	100	118		
			山谷	100	60		
			大倉支	100	35		
			カラカサ峠	100	37		
			白山	432	70		前期
			長沢	300	31		前期
			哺土原	189	2,301		前期
			釜ノ鍔	100	204		
			十ケ沢	100	107		
			田ノ入	100	44		
			田ノ入支ノ１	100	6		
			宮古	100	24		
			滝ノ入	100	54		
			大谷	100	69		
			不動堂	100	155		
			馬下大沢	100	123		
			中山	100	62		
			蛇ケ尾	100	41		
			上山	100	68		
			稗畑	100	37		

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

下越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張 (改良･舗装)の別	位置 (市町村)	路線区分 (林道･専用道の別)	路線名	延長 (m)	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考 (前期延長)
拡張（改良）	五泉市	林道	榎峠	100	33		
			風越	100	120		
			大蔵大沢	100	104		
			小山田	100	374		
			高松	100	67		
			砥ノ入	100	322		
			池ノ入	100	31		
			平	100	72		
			城ノ入	100	222		
			貝ヶ沢	100	145		
			北山	100	127		
			二又	100	1,727		
			蛇抜	100	22		
			神戸川	100	136		
	阿賀野市	林道	下山１号	500	187		
			上山	500	149		
			小滝１号	300	117		
			野須波里	500	243		
			五頭山麓南	500	1,143		
			朴ノ木沢	700	52		
			笹岡	2,100	60		
			下沢	800	58		
			大室	800	43		
	胎内市	林道	坂井宮久	50	54		
			夏井胎内平	50	47		
			持倉夏井	50	83		
			大又	30	147		前期
			小国谷	30	65		
			須巻	20	97		
			南俣	30	45		前期
	新潟市	林道	大沢	13	45		
			岩室金池	16	209		
			宮田西ヶ崎	2,373	46		
			落ヶ谷線※	32	139		
			乳母谷線※	8	25		
拡張（舗装）		84	路線	120,941	37,592		(15,600)
拡張（舗装）	村上市	林道	花立切田	600	23		
			水上	1,327	79		
			鈴川	1,000	732		前期
			須戸俣	1,200	179		
			刈上	1,200	420		
			桧原	900	120		
			沼	1,000	165		
			沢内	1,900	189		
			古蔵	1,800	303		
			沼田	1,300	91		
			アラ田	800	85		
			平石	2,000	386		
			山口沢	1,250	120		
			北中	6,498	583		

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

下越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張(改良･舗装)の別	位置(市町村)	路線区分(林道･専用道の別)	路線名	延長(m)	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考(前期延長)
拡張（舗装）	村上市	林道	布滝	2,220	675		
			荒川	3,620	429		
			脇川	4,621	861		
			芦ノ平	3,133	330		
			板貝	1,839	401		
			平床	8,605	697		
			獅子ワ沢	3,470	217		
			香積寺	1,620	162		
			姥山口	785	64		
			荒沢	1,790	146		
			遠矢崎	479	52		
			荒川口	1,110	56		
			長瀬沢	901	77		
			土蔵	768	108		
			ヒソノ沢	1,478	159		
			家ノ沢	1,666	102		
			坂見平	658	32		
			小出沢	150	50		
			矢止沢	210	41		
			山熊田雷	50	600		
			三条山	50	557		
	関川村	林道	箕輪	1,140	48		
			聞出	300	93		
	阿賀町	林道	長走	1,000	3,035		前期
			持倉	500	1,117		
			綱木新谷	500	1,040		
			綱木	500	1,785		
			本名室谷	500	9,086		
			諏訪峠	500	864		
			戸沢川	1,000	920		
			打出沢	1,000	897		
			谷地川	1,400	70		
			蝉ヶ平	1,500	515		
			御神楽	1,000	624		前期
			倉谷	1,000	517		
			惣ノ又	2,000	506		
			深戸花立	500	738		
			中村	5,000	392		
			日出谷向山	500	66		
			徳瀬	1,000	428		
			木の実坂	1,000	289		
			麦生野	2,000	293		
			行地五十沢	900	490		
			沢山	300	161		
			大将陣	500	124		
			新道道	500	135		
			五十沢	500	115		
			夏伏沢	500	142		
			太田向山	2,000	59		
			中山	1,000	87		

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

下越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張 (改良･舗装)の別	位置 （市町村）	路線区分 (林道･専用道の別)	路線名	延長 （m）	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考 (前期延長)
拡張（舗装）	阿賀町	林道	野中夷棚	1,000	155		
			名知阿美	500	187		
			大尾谷地	1,000	160		
			鷹ノ巣	3,000	351		
			戸屋山	1,000	119		
			田沢野村	1,000	280		
			大曽久保	500	55		
			扇平	1,200	44		
			室谷沢	1,300	154		
			谷地滝首	6,400	591		前期
			前ノ沢	1,000	145		前期
			水沢下山	5,200	442		前期
		専用道	長窪	1,000	81		
			長窪（支）	100	32		
	五泉市	林道	中山	100	62		
	阿賀野市	林道	下山１号	500	187		
			奥山１号	2,398	32		
			奥山２号	961	248		
			野須波里	704	243		
	胎内市	林道	須巻	40	97		

注）「路線名」の欄に※のある路線は今回変更

別表２　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
下越森林計画区

単位：ha

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定		**総計**			**2,540**		**1,623**
		水源かん養　計			**1,191**	**うち前期５年間**	**935**
		災害防備　計			**1,327**		**688**
		保健、風致の保存等　計			**22**		**0**
水源かん養　計					1,191	うち前期５年間	935
指定	水源かん養	山形県境～荒川	村上市	赤沢	17	水源のかん養	前期
				今川	2		前期
				桑川	120		前期
				高根	650		前期
			粟島浦村	釜谷	10	水源のかん養	前期
		荒川	村上市	河内	10	水源のかん養	
				飯岡	35		前期
			関川村	幾地	22	水源のかん養	
				安角	20		
			胎内市	大長谷	8	水源のかん養	前期
				坂井	1		
		阿賀野川	阿賀町	豊実	2	水源のかん養	
					100		
				豊実（道陸神）	36		前期
				豊実（楢木峠）	50		前期
			新発田市	米倉	7	水源のかん養	前期
				菅谷	10		
			五泉市	下戸倉	33	水源のかん養	
				蛭野	27		
				上戸倉	31		
災害防備　計					1,327	うち前期５年間	688
土流　計					1,156	うち前期５年間	661
指定	災害防備	山形県境～荒川	村上市	吉浦	30	土砂の流出の防備	
				間島	40		前期
				大月	10		
				羽下ヶ淵	20		前期
				下渡	1		前期
				黒田	100		前期
				塩野町	20		
				石住	20		
				宮ノ下	5		
				蒲萄	30		
				小揚	4		
				板屋越	5		
				岩崩	5		
				寺尾	5		
				布部	5		
				今川	5		
				脇川	10		
				浜新保	5		
				小俣	5		
				大毎	5		
				北中	70		前期
				中津原	5		前期
				山熊田	5		前期
				柏尾	4		前期
			粟島浦村	内浦	2	土砂の流出の防備	前期
				釜屋	5		
		荒川	村上市	桃川	11	土砂の流出の防備	前期
				河内	10		前期
				松沢	43	土砂の流出の防備	前期

注）「区域」欄の区域名の後に※のある区域は今回変更

別表２　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
下越森林計画区

単位：ha

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	災害防備	荒川	村上市	小岩内	10	土砂の流出の防備	前期
				川部	1		前期
				貝附	5		前期
			関川村	蛇喰	1	土砂の流出の防備	前期
				中束	20		
				上関	12		
				山本	30		前期
				下関	5		前期
				大内渕	20		
				幾地	20		
				南赤谷	10		
				沼	10		
				八ツ口	5		前期
				土沢	10		前期
				高田	5		
				桂	5		前期
			胎内市	坪穴	8	土砂の流出の防備	前期
				須巻※	156		前期
		阿賀野川	阿賀町	新谷	30	土砂の流出の防備	
				大牧	30		前期
				細越	40		
				川口	20		
				広谷	10		前期
			新発田市	茗荷谷	5	土砂の流出の防備	
				菅谷	3		前期
				上荒沢	4		
				小戸	5		前期
				大槻※	6		
				松岡	3		
				上中山	2		前期
				上寺内	3		
				上赤谷	8		
				荒川	6		
				箱岩	5		前期
				中々山	3		前期
				山内	3		
				横岡	41		前期
			阿賀野市	保田	7	土砂の流出の防備	
				草水	3		前期
				勝屋	5		前期
				今板	7		
				出湯	10		
				次郎丸	4		
				湯沢	3		
			五泉市	丸田	2	土砂の流出の防備	
				橋田	3		前期
				尻上	3		前期
				不動堂	5		
				大谷	5		
				馬下	1		前期
				佐取	2		
				丸田	1		
				橋田	10		
				小面谷	5		
				笹目	6		
				暮坪	3		

注）「区域」欄の区域名の後に※のある区域は今回変更

別表２　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
下越森林計画区

単位：ha

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	災害防備	阿賀野川	五泉市	水戸野	3	土砂の流出の防備	
				川内	4		
				仙見谷	3		
				夏針	4		
				蛭野	3		
				上戸倉	3		
				高松	3		
				刈羽	3		
土崩　計					120	うち前期５年間	27
指定	災害防備	山形県境～荒川	村上市	下山田	1	土砂の崩壊の防備	
				瀬波温泉	1		
				大月	2		
				馬下	2		
				千縄	3		
				大場沢	1		
				宮ノ下	1		
				荒沢	1		
				大須戸	3		
				岩崎	2		
				大谷沢	2		
				中継	1		
				桑川	1		
				朴平	1		
				荒川	2		
				小俣	1		
				雷	1		
				杉平	2		
				荒川口	1		
			粟島浦村	内浦	5	土砂の崩壊の防備	
		荒川	村上市	桃川	3	土砂の崩壊の防備	
				上助淵	1		
				里本庄	1		
				七湊	1		
				松沢	2		
			関川村	幾地	2	土砂の崩壊の防備	
				下川口	2		
				湯沢	4		
				大内渕	2		
				桂	1		
			胎内市	羽黒	1	土砂の崩壊の防備	前期
				飯角	1		
				関沢	1		前期
				蔵王	1		
				下館	2		前期
				下赤谷	1		前期
				大長谷	1		
				鼓岡	1		前期
				夏井	1		前期
				宮久	1		前期
		阿賀野川	阿賀町	三方	10	土砂の崩壊の防備	
				大尾	2		
				川口	5		前期
			新発田市	滝	1	土砂の崩壊の防備	
				菅谷	1		前期
				滝谷	1		
				上赤谷	1		

注）「区域」欄の区域名の後に※のある区域は今回変更

別表２　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
下越森林計画区

単位：ha

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	災害防備	阿賀野川	新発田市	荒川	2	土砂の崩壊の防備	前期
				上中山	1		
				住田	1		
				下山田	1		
				沢口	1		
				女堂	1		
				次郎丸	1		
				出湯	3		
				大室	1		前期
			五泉市	中名沢	1	土砂の崩壊の防備	
				西四ッ屋	1		前期
				刈羽	4		
				牧	1		
				高松	2		前期
				上大蒲原	3		
				狢沢	1		
			新潟市	秋葉2丁目	1	土砂の崩壊の防備	
				田家	1		
				朝日	1		
				金津	1		前期
				間瀬	1		前期
				岩室	1		前期
				塩谷	1		前期
				石瀬	1		前期
				平沢	1		前期
				福井	1		前期
	飛砂　計		胎内市		1	うち前期５年間	-
指定	災害防備	荒川	胎内市	中村浜	1	飛砂の防備	
干害　計					50	うち前期５年間	-
指定	災害防備	山形県境～荒川	村上市	小俣	10	干害の防備	
		荒川	村上市	桃川	15	干害の防備	
			関川村	小見	25		
保健、風致の保存等　計					22	うち前期５年間	-
指定	保健、風致の保存等	山形県境～荒川	村上市	瀬波	5	公衆の保健	
				中浜	3		
				岩崎	3		
		荒川	関川村	大石	1	公衆の保健	
					10		

解除		**総計**			**7**	**うち前期５年間**	**2**
		水源かん養　計			**2**		**1**
		災害防備　計			**5**		**1**
		保健、風致の保存等　計			**-**		**-**
水源かん養　計					2	うち前期５年間	1
解除	水源かん養	阿賀野川	阿賀町	五十島	1	指定理由の消滅	
		信濃川	新潟市	開の木平	1	公益上の理由	前期
災害防備　計					5	うち前期５年間	1
土流　計					1	うち前期５年間	-
解除	災害防備	信濃川	新潟市	中ノ沢	1	公益上の理由	
飛砂　計					4	うち前期５年間	1
解除	災害防備	信濃川	新潟市	青山	1	指定理由の消滅	
		阿賀野川		太郎代	1	公益上の理由	
		荒川	胎内市	村松浜	1	公益上の理由	
				荒井浜	1	公益上の理由	前期
なだれ　計					-	うち前期５年間	-
保健、風致の保存等　計					-	うち前期５年間	-

注）「区域」欄の区域名の後に※のある区域は今回変更

別表３　　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

下越森林計画区

森林の所在			治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字			
総数			**180**	**うち前期５年間**	**86**
村上市	（旧村上市）	吉浦※	1	渓間工	前期
		柏尾※	1	本数調整伐、渓間工	前期
			1	山腹工	前期
		間島	1	渓間工	
		野潟	1	渓間工	
		大月	1	渓間工	
		羽下ヶ渕	1	渓間工	
		門前	1	本数調整伐	前期
			1	渓間工	
		赤沢	1	渓間工	
			1	本数調整伐	
		下渡	1	本数調整伐、山腹工	前期
		瀬波	2	植栽工、本数調整伐	前期
			1	山腹工	前期
		岩船	1	本数調整伐	前期
		北新保	1	植栽工、本数調整伐	前期
	（旧神林村）	南大平	1	本数調整伐	前期
		指合	1	本数調整伐	前期
		桃川	1	本数調整伐	
			2	渓間工	
		小岩内	1	渓間工	
		川部	1	渓間工	
			1	本数調整伐	
	（旧朝日村）	高根	2	植栽工、本数調整伐	前期
			2	渓間工	前期
		薦川	1	渓間工	
			1	本数調整伐	前期
		関口	1	渓間工	
		川端	1	本数調整伐	
		黒田	1	本数調整伐	
		猿沢	1	本数調整伐	前期
			1	渓間工	
		大須戸	1	山腹工	
		布部	1	山腹工	
		石住	1	本数調整伐	
		宮ノ下	1	渓間工	
	（旧山北町）	大谷沢	1	渓間工	
		岩石	1	本数調整伐	前期
			1	山腹工、渓間工	
		雷	1	本数調整伐	
			1	渓間工	
		山熊田	1	本数調整伐	
			1	渓間工	前期
		中継	1	本数調整伐	前期
			1	渓間工	
		朴平	1	本数調整伐	
			1	渓間工	
		大代	1	本数調整伐	前期
		浜新保	1	本数調整伐	前期
		荒川口	1	渓間工	
		大毎	1	渓間工	
		北中	1	渓間工	
		出戸	1	山腹工	
		寝屋	1	山腹工	
		中津原	1	渓間工	
		寒川	1	山腹工	
		脇川	1	本数調整伐	

注）「大字」欄の大字名の後に※のあるのは今回変更

別表３　　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

下越森林計画区

森林の所在			治山事業	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字	施行地区数		
村上市	（旧山北町）	脇川	1	渓間工	
		今川	1	渓間工	
		北赤谷	1	渓間工	前期
	（旧荒川町）	貝附	2	渓間工、山腹工	前期
	（小計）		66	うち前期５年間	26
関川村		片貝	1	山腹工	
		蛇喰	1	植栽工、本数調整伐	前期
		八ツ口	1	植栽工、本数調整伐	前期
			2	山腹工、渓間工	前期
		幾地	1	植栽工、本数調整伐	前期
		安角	2	山腹工、渓間工、本数調整伐	前期
		大石	1	植栽工	前期
		湯沢	1	植栽工、本数調整伐	前期
		大内渕	2	山腹工、渓間工	
		金丸	1	渓間工	前期
		沼	1	山腹工、渓間工	
		中束	2	渓間工	
		下関	1	渓間工	
			1	本数調整伐	前期
		上川口	1	渓間工	
		高田	1	山腹工	前期
		土沢	1	渓間工	前期
		桂	1	渓間工	前期
		内須川	1	山腹工	前期
		南中	1	渓間工	
	（小計）		24	うち前期５年間	15
粟島浦村		内浦	1	山腹工	
			1	渓間工	
		釜谷	1	山腹工	
			1	渓間工	
		テロウ	1	山腹工	前期
	（小計）		5	うち前期５年間	1
阿賀町	（旧津川町）	八ツ田	2	渓間工	
		倉ノ平	1	渓間工	
		大牧	1	渓間工	前期
		花立	1	本数調整伐	
		京ノ瀬	1	山腹工、渓間工	前期
	（旧鹿瀬町）	鹿瀬	3	山腹工、渓間工、本数調整伐	前期
		日出谷	2	山腹工、本数調整伐	
		豊実	2	渓間工、本数調整伐	前期
	（旧上川村）	神谷	1	本数調整伐	
		三方	1	渓間工	
		東山	1	渓間工	
		広谷	2	渓間工、山腹工	前期
		三宝分	1	山腹工	
	（旧三川村）	明ヶ沢	2	渓間工	
		小花地	1	山腹工	
		綱木	1	渓間工	
		谷沢	2	渓間工、本数調整伐	
		石戸	2	渓間工、山腹工	
		中ノ沢	2	山腹工	前期
		古岐	1	渓間工	
		五十島	1	渓間工	
		長谷	1	山腹工	前期
		新谷	1	渓間工	
		釣浜	1	渓間工	
		五十沢	1	渓間工	

注）「大字」欄の大字名の後に※のあるのは今回変更

別表３　　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

下越森林計画区

森林の所在			治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字			
阿賀町	（旧三川村）	川口	1	山腹工	前期
		岡沢	1	山腹工	
（小計）			37	うち前期５年間	13
新発田市	（旧新発田市）	山内	1	渓間工	
		松岡	1	渓間工	
		滝	1	山腹工	
		荒川	1	山腹工	前期
	（旧加治川村）	横岡	1	渓間工	前期
	（旧紫雲寺町）	藤塚浜	1	本数調整伐	前期
（小計）			6	うち前期５年間	3
五泉市	（旧五泉市）	丸田	1	植栽工	
		馬下	1	渓間工	前期
		橋田	1	山腹工	
	（旧村松町）	村松	1	渓間工	
		小面谷	1	渓間工	
		杉川	1	渓間工	
		笹目	1	渓間工	前期
		下大蒲原	1	渓間工	
		水戸野	1	渓間工	
		下戸倉	1	渓間工	前期
		上戸倉	1	渓間工	前期
（小計）			11	うち前期５年間	4
阿賀野市	（旧安田町）	保田	1	本数調整伐	
	（旧水原町）	堀越	1	渓間工	前期
	（旧笹神村）	出湯	1	渓間工	前期
		羽黒	1	渓間工	
（小計）			4	うち前期５年間	2
胎内市	（旧中条町）	桃崎浜	1	植栽工	前期
		荒井浜	1	山腹工、植栽工	前期
		中村浜	1	山腹工、植栽工	前期
		笹口浜	1	植栽工	前期
		村松浜	1	山腹工、植栽工	前期
	（旧黒川村）	坂井	1	山腹工	
		下赤谷	1	山腹工	
		鍬江	1	渓間工	前期
（小計）			8	うち前期５年間	6
新潟市	（旧新潟市）	北区島見町	1	本数調整伐	前期
		北区太夫浜	1	本数調整伐	前期
		北区松浜	1	植栽工	前期
		北区太郎代	1	植栽工	前期
		西区青山	1	植栽工　本数調整伐	前期
		西区上新栄町	1	植栽工　本数調整伐	前期
		西区五十嵐１の町	1	植栽工	
		西区五十嵐２の町	1	植栽工	
		西区五十嵐３の町	1	植栽工	
		西区内野上新町	1	植栽工	前期
	（旧岩室村）	西蒲区間瀬	1	渓間工	前期
		西蒲区石瀬	1	渓間工	前期
	（旧巻町）	西区四ツ郷屋	1	山腹工、植栽工	前期
		西蒲区越前浜	1	植栽工	前期
		西蒲区角田浜※	2	渓間工　植栽工	前期
（小計）			16	うち前期５年間	13
聖籠町		次第浜	1	本数調整伐	前期
		網代浜	1	本数調整伐	前期
		東港	1	植栽工、本数調整伐	前期
（小計）			3	うち前期５年間	3

注）「大字」欄の大字名の後に※のあるのは今回変更

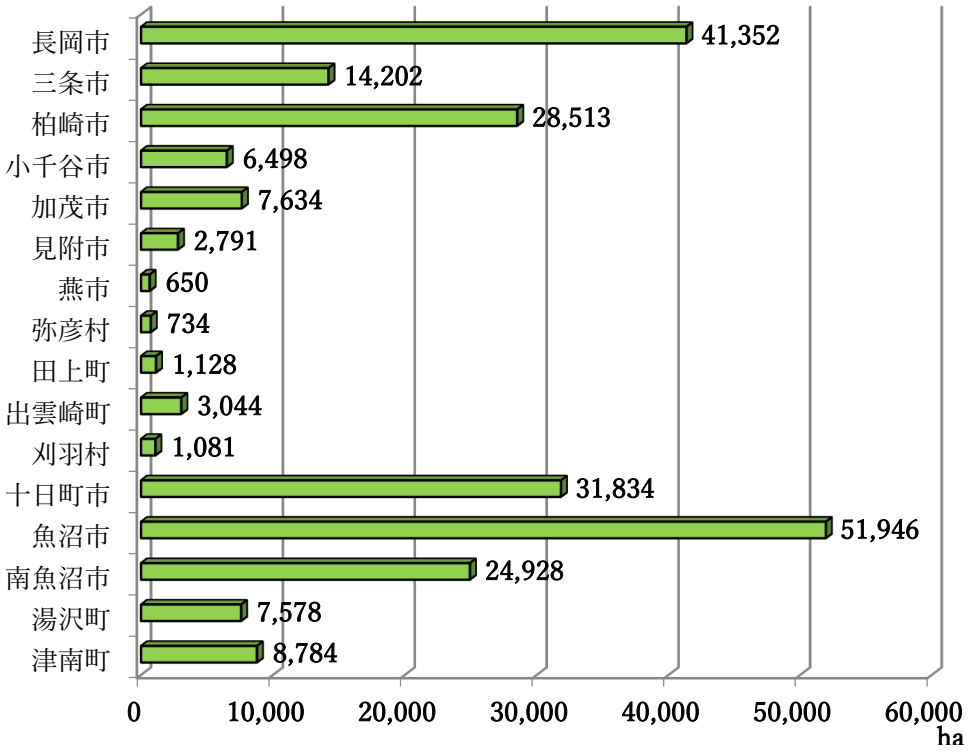
1　中越森林計画区

(１) 森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林法第 5 条の規定*によりこれを定め、森林計画図*に表示します。

なお、本計画の対象森林は、森林法第 10 条の２に基づく林地の開発行為の許可制及び同 10 条の７の２に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制、同 10 条の８に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となります。

中越森林計画区で対象になる森林面積は 232,696ha で、市町村別には下図のとおりです。



また、令和７年度における森林の異動状況は下表のとおりです。

（表１　森林から森林以外への異動面積）　　単位：ha

1 農用地へ (注 1)	2 レジャー施設用地へ (注 2)	3 採石･採土地等へ (注 3)	4 住宅･工業用地へ	5 その他へ	6 国土調査に基づく森林境界の修正等による減少	合計
0	0	0	0	28	76	103

注１　田、畑、樹園地、採草・牧草地の計
注２　ゴルフ場、スキー場、その他レジャー施設、別荘地の計
注３　採石・採土地、ダム敷、道路敷の計
注４　項目の計と合計が一致しない場合がありますが、端数を四捨五入しているためです。

*森林法第５条の規定
都道府県知事は、森林法第２条に定める森林のうちその自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが適当でないと認められる区域を除く民有林について、森林計画をたてることとされています。

*森林計画図
森林計画図は新潟県農林水産部治山課、地域振興局林業振興課及び市町村に備え付けてあり、閲覧・交付を申請することができます。

注)林地の開発行為の許可制の対象森林
保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。

注)伐採及び伐採後の造林の届出制の対象森林
保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

（表２　森林以外から森林への異動面積）　　単位：ha

1 原野より	2 農用地より (注 1)	3 国有林より	4 その他より*	5 国土調査に基づく森林境界の修正等による増加	合計
0	0	0	72	0	72

注１　田、畑、樹園地、採草・牧草地の計
注２　項目の計と合計が一致しない場合がありますが、端数を四捨五入しているためです。

*その他より
　土地利用の動向からみて森林として利用することが適当であると認められる区域を新たに地域森林計画の対象とする森林の区域に追加したもの。

（２）前計画の実行結果の概要

中越森林計画区の計画期間は以下のとおりとなっており、今後、後期５ヵ年が始まる年に前期５ヵ年分の伐採、造林、間伐、林道、保安林及び治山事業等の実行結果の概要をとりまとめて公表します。

森林計画区	計画期間
中越	令和５年４月１日～令和１５年３月３１日

（３）計画量等

ｉ　伐採及び造林に関する計画

ア 基本的な考え方

「第２の１ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、計画期間内における目標に到達するため、森林資源の状況などを考慮し、１０年間の伐採立木材積、造林面積、森林施業面積の計画量を以下のとおり定めます。

解説）伐採の計画量
　健全な森林資源の維持増進が図られる伐採量を算出。

イ 伐採及び造林の計画量

計画量は以下のとおり定めます。

【伐採立木材積】　　単位：千 m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	981	838	142	626	569	56	355	269	86
うち前半５年分	454	387	67	280	255	25	174	132	42

【森林施業面積】　単位：ha

区分	森林施業面積	うち間伐面積	うち人工造林面積	うち下刈面積
総数	9,286	5,334	857	3,095
うち前半5年分	3,859	2,328	319	1,212

※森林施業面積は、計画期間内に実施する間伐、人工造林、下刈の各施業面積を合計した延べ面積です。

【造林面積】

区分	総数	人工造林	天然更新
総数	1,846	857	989
うち前半5年分	744	319	425

解説）造林の計画量
　主伐立木材積量から森林の伐採面積を推定し、人工造林及び天然更新により森林の機能を維持させることを目的に設定。

ii 林道の開設に関する計画

ア 基本的な考え方

「第 1 のⅡ 計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえるとともに、森林資源の状況や伐採計画などを考慮し、10 年間の林道の開設量を以下のとおり定めます。

イ 開設すべき林道の延長

現行の計画量は以下のとおりであり、変更ありません。

【林道の開設量】　単位：km

区　分	現行	変更
総数	33.6	33.6
うち前半 5 年分	0.8	0.8
林道	19.2	19.2
うち前半 5 年分	0	0
林業専用道	14.4	14.4
うち前半 5 年分	0.8	0.8

※路線ごとの内訳は別表１のとおりです。

解説）林道の開設量
　効率的な森林施業を実施するため、適正な規模・規格及び地域の実状に応じて設定。

iii 保安林整備及び治山事業に関する計画

ア 基本的な考え方

「第１のⅡ 計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえるとともに、今後公益的機能の高度発揮が期待される区域や災害等により治山事業の実施が必要な箇所などを考慮し、計画区ごとの１０年間の保安林、治山事業の計画量を以下のとおり定めます。

解説）保安林として管理すべき森林の種類別面積

森林の機能が低下すると県民の生活に多大な影響がある森林（保安林）を計画的に指定することで計画期末に達成すべき面積。

イ 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

【保安林】

単位：ha

保安林の種類	現行：期末面積（上段はうち期間内面積）		変更：期末面積（上段はうち期間内面積）	
		うち前半５年分		うち前半５年分
総数（実面積）	(3,434) 75,396	(2,032) 73,994	(3,435) 75,397	(2,033) 73,995
水源かん養のための保安林	(1,483) 36,720	(708) 35,945	(1,483) 36,720	(708) 35,945
災害防備のための保安林	(1,781) 34,044	(1,244) 33,507	(1,782) 34,045	(1,245) 33,508
保健､風致の保存等のための保安林	(170) 4,632	(80) 4,542	(170) 4,632	(80) 4,542

※総数は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため内訳の合計に一致しません。
※保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等は別表２のとおりです。

注）表中「水源かん養」とは森林法第 25 条第１項第１号の目的、「災害防備」とは第２号から第７号までの目的、「保健、風致の保存等」とは第８号から第 11 号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

ウ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積

該当なし

エ 実施すべき治山事業の数量

【治山事業】

区分		治山事業施行地区数	
		現　行	変　更
総数		231	238
	うち前半５年分	122	126

※施行地区別の数量等は別表３のとおりです。

解説）実施すべき治山事業の数量

治山事業を実施しなければ、山地災害の危険が高い地域において、計画期間内に治山事業により森林を安定状態に誘導する箇所数。

iv 要整備森林として定める森林の所在等

ア 基本的な考え方

特定保安林に指定された区域内の民有林について、造林、伐採、その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林を「要整備森林」として定め、森林所有者等に対して適正な管理を促します。

なお、特定保安林とは、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その全部又は一部について早急な森林施業を実施する必要があると認められるもので、農林水産大臣が指定します。

イ 指定すべき森林の所在及び面積等

該当なし

（4）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

経営管理権	長岡市	1 件	47.79ha
	柏崎市	97 件	22.48ha
	十日町市	161 件	114.75ha
	魚沼市	1 件	17.29ha
	湯沢町	254 件	30.77ha
	津南町	87 件	10.89ha
経営管理実施権	長岡市	1 件	47.79ha
	十日町市	1 件	43.15ha

※「第４参考資料」「Ⅳ 林業の動向」
「２　経営管理権及び経営管理実施権の設定状況」参照

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

中越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張（改良、舗装）の別	位置（市町村）	路線区分（林道、専用道の別）	路線名	延長（m）	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考（前期延長）
総計		**168**	**路線**	**188,674**			**(52,585)**
開設		25	路線	33,600	2,527		(800)
開設	三条市	林道	柳沢	500	34	中越1	
			篭場1号	1,000	72	中越2	
			篭場2号	800	57	中越3	
			下大浦	1,000	89	中越4	
			牛野尾九川	2,000	37	中越5	
		専用道	一ノ沢支	1,000	171	中越6	
	加茂市	林道	下山	300	83	中越7	
			大登	2,000	110	中越8	
	十日町市	専用道	大平	800	80	中越9	
	魚沼市	林道	吉水	1,500	71	中越10	
			福山	3,500	111	中越11	
			フキノ沢	1,500	82	中越12	
			立岩	1,500	63	中越13	
		専用道	宮ノ越	1,500	49	中越14	
			米沢	1,300	51	中越15	
			栃原峠	3,800	57	中越16	
	南魚沼市	林道	野中	900	298	中越17	
			舞台	1,000	139	中越18	
			九日町	700	139	中越19	
			菅有沢	500	71	中越20	
			山口	500	155	中越21	
		専用道	津上	2,200	81	中越22	
			大崎	1,500	44	中越23	
			西谷後	1,500	371	中越24	
			大倉線	800	12	中越25	前期
拡張（改良）		98	路線	64,286	31,858		(22,641)
拡張（改良）	長岡市	林道	入塩川※	16	315		前期
			西中野俣	20	69		
			渡沢※	18	293		前期
			真木半蔵金※	32	453		前期
	三条市	林道	馬場元町	30	791		前期
			麻布谷鹿峠	10	273		
			麻布谷黒水	100	387		
			森町	100	102		
			布施谷長福寺	100	65		前期
			米山	20	79		前期
	柏崎市	林道	黒姫山	260	1,116		前期
			米山	400	153		前期
			石曽根	1,100	190		前期
			森近	800	37		前期
			本条※	5,988	166		
			蛇喰※	1,537	43		
			水上※	2,018	72		
	加茂市	林道	小皆川	480	64		
			小乙	1,500	251		
			大皆川２号	260	89		
			麻布谷黒水	100	641		前期
			幸谷	50	496		前期
			大俣※	15	531		前期
	田上町	林道	今滝※	20	34		前期
	出雲崎	林道	船橋田中	35	151		前期
			常楽寺	20	126		前期
	十日町市	林道	八箇	50	248		前期
			大平軽沢	50	213		前期
			姿	100	187		
			城東	100	57		

注）「路線名」の欄に※のある路線は今回変更

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

中越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張（改良、舗装）の別	位置（市町村）	路線区分（林道、専用道の別）	路線名	延長（m）	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考（前期延長）
拡張（改良）	十日町市	林道	薬師	100	61		
			山谷	100	90		
			稲葉	100	52		
			中魚沼丘陵	200	1,835		
			城山	100	69		
			中魚沼丘陵南	200	1,336		
			田代	100	204		
			新屋敷	100	160		
			打野	50	64		
			角間土倉	100	170		
			小出田代	100	260		
			西方	50	59		
			室野福島	200	394		前期
			田沢下山	100	108		
			松苧山	100	83		
			海老東山	100	243		前期
			海老	50	58		
			野々海天水越	200	449		
			菱ヶ岳３号	100	360		
			天水島	100	41		
			亀石	100	77		
			上鍛池	100	105		
			小沢東山	100	280		
			小松沢	100	43		
	魚沼市	林道	干溝	1,200	576		前期
			高石中ノ又	100	749		
			深道	8,894	887		前期
			綱ヶ沢	2,788	379		
			一之沢	2,880	97		
			大宿	5,663	363		
			大松	1,600	143		
			小沢	3,300	193		
			山ノ神	4,932	294		
			横根	2,044	41		
			柿の木川	6,056	153		前期
			中之岐	100	6,572		
			権現堂南	100	232		前期
			二分	200	530		前期
			前沢	500	83		
			田沢	50	348		
			曲沢	200	53		前期
			虫野	300	73		前期
			末沢	60	114		前期
			長瀬沢	100	508		
			西ノ沢	100	205		
			蛇子沢	100	56		
			上滝	20	177		
			モウチ沢	30	48		
			中荒沢	40	361		
			湯之谷大平	20	75		
			ウケズ	25	32		前期
	南魚沼市	林道	高石中ノ又	100	737		前期
			一之沢滝ノ又	380	766		
			君沢	240	140		前期
			宮野下	934	248		
			大海郷	100	115		前期
			尾鳥巣	300	340		
			寺尾河原沢	300	228		

注）「路線名」の欄に※のある路線は今回変更

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

中越森林計画区

単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張（改良、舗装）の別	位置（市町村）	路線区分（林道、専用道の別）	路線名	延長（m）	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考（前期延長）
拡張（改良）	魚沼市	林道	永松	500	143		
			ヤゴ平	300	312		前期
			市野江	300	98		前期
			栃原	1,000	83		前期
			大深沢	100	102		
			高倉谷内	100	190		
			みのわだモウ	100	51		
	湯沢町	林道	湯ノ沢	50	373		前期
			向山	50	168		前期
			大源太	50	129		前期
拡張（舗装）		45	路線	90,788	15,990		(29,144)
拡張（舗装）	長岡市	林道	九川徘谷	5,000	325		
			徘谷	2,500	198		
			上樫出	2,400	135		
			三島林道1号	3,440	674		前期
			三島林道2号	3,300	140		
			三島林道3号	2,600	123		
			八石山南	400	186		
	三条市	林道	麻布谷鹿峠	2,200	273		
			下塩大沢	900	31		
			矢田	2,500	72		
	柏崎市	林道	行兼	1,000	38		
	小千谷市	林道	岩沢	820	178		前期
	加茂市	林道	猿毛	220	47		前期
	出雲崎町	林道	吉川滝谷	670	45		前期
			柿木滝谷	1,010	104		
			神条	1,350	111		
			小竹稲川	1,000	92		
			常楽寺	1,000	126		
	十日町市	林道	反り目	700	175		
			枯木又赤倉	2,000	89		前期
			四十日小貫	2,200	278		前期
			田代	500	204		
			海老	370	58		
	魚沼市	林道	田中沢口	2,000	128		
			青島杉ノ入	1,000	141		前期
			中之岐	2,000	6,572		
			芋川入	1,100	215		
			深道	5,000	887		
			綱ヶ沢	2,100	379		前期
			四九ノ沢	1,848	75		
			権現堂北	444	614		前期
			コゴメ沢	453	49		
			狐沢	1,154	142		
	南魚沼市	林道	野田雁行	1,800	110		
			小松沢	493	260		
			内山	2,676	233		前期
			大海郷	1,538	115		
			柄沢	1,574	182		前期
	津南町	林道	赤沢線	3,000	230		前期
			上野線	2,000	38		
			大厳寺山伏山	1,100	81		
			東秋山線	7,000	793		前期
			寺石菅沼線	4,428	298		
			中魚沼丘陵南	8,000	444		
			秋山北線	2,000	302		前期

注）「路線名」の欄に※のある路線は今回変更

別表２　　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
中越森林計画区

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定		**総計**			**3,451**		**2,047**
		水源かん養　計			**1,485**	**うち前期５年間**	**710**
		災害防備　計			**1,796**		**1,257**
		保健、風致の保存等　計			**170**		**80**
水源かん養　計					1,485	うち前期５年間	710
指定	水源かん養	信濃川	長岡市	栃堀	320	水源のかん養	
				来伝	1		
				東谷	12		前期
			三条市	北五百川	310	水源のかん養	
			柏崎市	八王子	300	水源のかん養	前期
				西山町別山	143		
			加茂市	宮寄上	1		前期
			南魚沼市	石打	344	水源のかん養	前期
				船ケ沢新田	3		前期
			十日町市	八箇	50	水源のかん養	前期
				池沢	1		
災害防備　計					1,796	うち前期５年間	1,257
土流　計					1,566	うち前期５年間	1,134
指定	災害防備	信濃川	長岡市	加津保町	20	土砂の流出の防備	前期
				栖吉町	1		前期
				大積三島谷町	10		
				高畑	10		前期
				濁沢町	3		前期
				入塩川	20		前期
				森上	0		前期
				九川	10		
				軽井沢	10		
				菅畑	5		前期
				西中野俣	7		前期
				東中野俣	8		前期
				一之貝	10		前期
				人面	8		前期
				沢下条	20		
				塚野山	10		前期
				上条	9		前期
				上岩井	20		
				与板	2		
				本与板	15		前期
				馬越	138		前期
				高畑	1		
				東保内	10		前期
				阿弥陀瀬	0		前期
				日野浦	0		前期
				東竹沢	3		前期
				木沢丸山	1		前期
				和南津	25		前期
				森光	21		前期
				松尾	0		前期
				荒巻	0		前期
				東川口	2		
				西川口	0		
				川口田麦山	100		前期
			三条市	西大崎	22	土砂の流出の防備	
				吉野屋	4		
				妙法寺	3		前期
				江口	10		
				矢田	0		前期
				大谷地	20		前期
				塩野渕	20		前期
				森町	3		前期

注）「森林の所在」の「区域」欄に※のある保安林は今回変更

別表２　　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
中越森林計画区

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	災害防備	信濃川～関川	柏崎市	東長鳥	10	土砂の流出の防備	前期
				吉井	6		前期
				西長鳥	10		
				大清水	20		前期
				善根	10		前期
				門出	6		前期
				岡野町	10		前期
				田代	20		
				岡田	30		
				大崎	10		前期
				二田	10		
		信濃川	小千谷市	真人町	26	土砂の流出の防備	前期
				稗生	9		
				小栗山	7		前期
				浦柄	7		
				南荷頃	10		
				川井	20		前期
				池ヶ原	4		前期
			加茂市	上条	7	土砂の流出の防備	前期
				狭口	3		前期
				下大谷	6		
				下条	9		前期
				加茂	3		前期
			見附市	小栗山町	25	土砂の流出の防備	前期
				島切窪町	2		前期
			燕市	国上	9	土砂の流出の防備	
			弥彦村	麓	20	土砂の流出の防備	前期
				観音寺	8		
			田上町	田上	4	土砂の流出の防備	前期
			出雲崎町	大釜谷	1	土砂の流出の防備	前期
				小釜谷	1		前期
				滝谷	15		前期
				相田※	1		前期
				常楽寺	1		前期
				吉水	1		
				柿木	0		
				神条	7		前期
				吉川	5		前期
		信濃川～関川	刈羽村	赤田北方	0		前期
		信濃川	十日町市	赤倉	10	土砂の流出の防備	前期
				姿	10		前期
				小荒戸	3		前期
				山谷	76		前期
				本屋敷	142		前期
				安養寺	13		前期
				樽沢	5		前期
				赤谷	4		前期
				八箇	0		前期
				中条	10		前期
			魚沼市	徳田	5	土砂の流出の防備	
				原	5		前期
				小平尾	5		前期
				葎沢	0		前期
				下倉	0		前期
				池平	3		
				米沢	3		前期
			南魚沼市	山谷	97	土砂の流出の防備	
				京岡新田	24		
				中川新田	40		
				五箇	30		

注）「森林の所在」の「区域」欄に※のある保安林は今回変更

別表２　　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
中越森林計画区

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	災害防備	信濃川	南魚沼市	岩崎	1	土砂の流出の防備	前期
				仙石	10		前期
				浦佐	1		前期
				永松	70		前期
				君帰	4		前期
				大桑原	2		前期
				山崎	2		前期
				一村尾	2		
				深沢	5		前期
			湯沢町	土樽	50	土砂の流出の防備	前期
土崩　計					200	うち前期５年間	98
指定	災害防備	信濃川	長岡市	麻生田町	2		前期
				成願寺町	1		
				大積町二丁目	2		前期
				比礼	2		前期
				田ノ口	3		前期
				九川	1		前期
				葎谷	2		
				上樫出	1		
				栗山沢	2		
				沢下条	2		前期
				塚野山	2		前期
				上岩井	1		前期
				鳥越	5		
				槇原	1		
				和島中沢	1		
				東保内	1	土砂の崩壊の防備	前期
				阿彌陀瀬	1		前期
				吉	4		
				東川口	2		前期
				西川口	2		前期
				東竹沢	1		前期
				横沢	2		前期
				千谷沢	2		
				七日町	1		
				楢沢	2		
				小栗山	0		
				諏訪井	1		
				小島谷	1		前期
				中	0		前期
				村田	0		前期
				寺泊夏戸	0		前期
			三条市	月岡	1		前期
				吉田	1		前期
				上谷地	1		前期
				葎谷	1	土砂の崩壊の防備	
				高安寺	3		前期
				大面	1		前期
				西大崎	21		
		信濃川～関川	柏崎市	東長鳥	5		前期
				西長鳥	2		前期
				大広田	4		前期
				東条	5		前期
				軽井川	3		前期
				青海川	2	土砂の崩壊の防備	前期
				鯨波	2		前期
				谷根	2		前期
				上条	4		
				女谷	2		
				折谷	2		

注）「森林の所在」の「区域」欄に※のある保安林は今回変更

別表２　　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

中越森林計画区

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	災害防備	信濃川～関川	柏崎市	上輪	3	土砂の崩壊の防備	
				吉井	2		前期
				岡野町	6		前期
				荻ノ島	2		前期
				門出	3		
				石黒	1		
				岡田	2		
				石地	3		
				大崎	2		
				妙法寺	3		
				後谷	1		
				田沢	3		
				浜忠	1		前期
				二田	2		前期
				藤掛	0		前期
				尾町	1		前期
				長嶺	4		前期
				五日町	1		前期
		信濃川	小千谷市	上片貝	2	土砂の崩壊の防備	前期
			加茂市	黒水	2	土砂の崩壊の防備	
				下大谷	3		前期
				下条	2		
				宮寄上	0		前期
			見附市	田井町	1	土砂の崩壊の防備	前期
				名木野町	2		
				堀溝町	0		前期
			燕市	渡部	2	土砂の崩壊の防備	前期
			弥彦村	弥彦	9	土砂の崩壊の防備	
				観音寺	1		前期
			出雲崎町	上中条	2	土砂の崩壊の防備	前期
				常楽寺	1		前期
				井鼻	1		前期
				住吉町	1		前期
				大釜谷	1		前期
				沢田	2		
				藤巻	2		
				大門	3		
				滝谷	2		
				稲川	2		
				吉川	2		
				山谷	1		前期
				米田	3		前期
				船橋	3		前期
				久田	0		前期
			十日町市	松之山中尾	0	土砂の崩壊の防備	前期
			魚沼市	四日町	0	土砂の崩壊の防備	前期
	飛砂　計				3	うち前期５年間	3
指定	災害防備	信濃川～関川	柏崎市	安政町	2	飛砂の防備	前期
				松波	1		前期
	干害　計				0	うち前期５年間	0
指定	災害防備	信濃川	長岡市	与板町与板	0	干害の防備	前期
	なだれ　計				27	うち前期５年間	22
指定	災害防備	信濃川	長岡市	蓬平町	1	なだれの危険の防止	
				親沢町	5		前期
				山田町	1		
		信濃川	長岡市	栄町	2	なだれの危険の防止	前期
				横沢	1		前期
					1		
			柏崎市	西長鳥	1	なだれの危険の防止	
				女谷	3		前期

注）「森林の所在」の「区域」欄に※のある保安林は今回変更

別表２　　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
中越森林計画区

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	災害防備	信濃川～関川	柏崎市	石黒	1	なだれの危険の防止	前期
				岡野町	2		前期
		信濃川	小千谷市	川井	3	なだれの危険の防止	前期
				小栗山	3		前期
			加茂市	赤谷	1	なだれの危険の防止	前期
				上町	1		
			見附市	田井町	1	なだれの危険の防止	前期
			十日町市	小出	0	なだれの危険の防止	前期
保健、風致の保存等　計					170	うち前期５年間	80
指定	保健、風致の保存等	信濃川	長岡市	西中野俣	30	公衆の保健	
				与板	30		前期
				寺泊	50		前期
			加茂市	宮寄上	30	公衆の保健	
			田上町	羽生田	30	公衆の保健	
解除		**総計**			**16**	**うち前期５年間**	**14**
		水源かん養　計			**2**		**2**
		災害防備　計			**14**		**12**
		保健、風致の保存等　計			**0**		**0**
水源かん養　計					2	うち前期５年間	2
解除	水源かん養	信濃川	十日町市	前すけ	1	指定理由の消滅	前期
			魚沼市	大白川	1		前期
災害防備　計					14	うち前期５年間	12
	土流　計				9	うち前期５年間	7
解除	災害防備	信濃川～関川	刈羽村	西元寺	0	指定理由の消滅	
			柏崎市	高柳町岡野町	0	指定理由の消滅	前期
				荒浜一丁目	0	公益上の理由	前期
		信濃川	長岡市	山古志竹沢	0	指定理由の消滅	前期
			小千谷市	真人町	1	指定理由の消滅	
			出雲崎町	沢田	0	指定理由の消滅	
			弥彦村	上泉	0	公益上の理由	前期
				弥彦	0	指定理由の消滅	前期
			十日町市	土倉	0	公益上の理由	
			魚沼市	根小屋	0	指定理由の消滅	
					1		
				宇津野	1		前期
			南魚沼市	野田	5	指定理由の消滅	前期
				栃窪	0	公益上の理由	前期
				京岡	0	指定理由の消滅	前期
				市野江	1	指定理由の消滅	前期
			津南町	秋成	0	指定理由の消滅	前期
	土崩　計				2	うち前期５年間	2
解除	災害防備	信濃川	柏崎市	飯塚	0	公益上の理由	前期
			十日町市	小出	1	指定理由の消滅	前期
			南魚沼市	小栗山	1	指定理由の消滅	前期
	なだれ 計				3	うち前期５年間	3
解除	災害防備	信濃川	十日町市	宮中	1	指定理由の消滅	前期
				下組	1	指定理由の消滅	前期
				下組	0	指定理由の消滅	前期
					0	公益上の理由	前期
			湯沢町	湯沢	0	指定理由の消滅	前期
			津南町	上郷寺石	1	指定理由の消滅	前期
	飛砂　計					うち前期５年間	
	風害　計					うち前期５年間	
保健、風致の保存等　計					0	うち前期５年間	0
解除	保険、風致の保存等	信濃川～関川	柏崎市	荒浜一丁目	0	公益上の理由	前期

注）「森林の所在」の「区域」欄に※のある保安林は今回変更

別表３　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

中越森林計画区

森林の所在			治山事業	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字	施行地区数		
総数			**238**	**うち前期５年間**	**126**
長岡市	（旧長岡市）	大積二丁目	1	山腹工	
		雲出町	1	山腹工	
	（旧栃尾市）	栃堀	1	渓間工、山腹工	
		栃尾町	1	渓間工、山腹工	
		田之口	1	渓間工	
		一之貝	1	渓間工	前期
		東中野俣※	1	山腹工	
	（旧与板町）	与板町与板	2	山腹工	前期
		与板町本与板	1	山腹工	前期
	（旧寺泊町）	寺泊野積	1	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
			1	山腹工、本数調整伐、植栽工	
		寺泊白岩	1	山腹工	前期
			1	山腹工	
		寺泊高内	1	山腹工	前期
	（旧和島村）	小島谷	1	山腹工	前期
		島崎	1	山腹工	前期
	（旧山古志村）	山古志竹沢	1	山腹工	
	（旧川口町）	東川口	1	山腹工	前期
		田麦山	2	渓間工、本数調整伐、植栽工	
	（旧小国町）	小国町諏訪井	1	渓間工	前期
		小国町山野田	1	山腹工	前期
		小国町桐沢	1	山腹工	
		小国町七日町	1	本数調整伐	前期
		小国町楢沢	1	渓間工	前期
	（小計）		26	うち前期５年間	14
三条市	（旧下田村）	大谷地※	1	渓間工、山腹工	
		塩野渕	1	渓間工、山腹工	前期
	（小計）		2	うち前期５年間	1
柏崎市	（旧柏崎市）	学校町	1	山腹工	前期
		安政町	1	山腹工、植栽工	前期
			1	山腹工、植栽工	
		松波	1	山腹工、植栽工	前期
			1	山腹工、植栽工	
		荒浜	1	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
			1	山腹工、本数調整伐、植栽工	
		森近	1	山腹工	前期
		栄町	1	植栽工	前期
		大沢	1	山腹工	前期
		鯨波	1	山腹工	前期
		青海川	1	山腹工	
		女谷	1	本数調整伐	前期
		吉井	1	山腹工	前期
	(旧高柳町)	高柳町岡田	1	山腹工	前期
		高柳町岡野町	1	山腹工	前期
		高柳町荻ノ島	1	山腹工	前期
		高柳町漆島	1	渓間工	
		高柳町石黒	2	渓間工、山腹工	
		高柳町門出	1	山腹工	
		高柳町山中	2	渓間工、山腹工	
	（旧西山町）	西山町浜忠	1	山腹工	前期
		西山町二田	1	渓間工	前期
	（小計）		25	うち前期５年間	15
小千谷市		川井	1	本数調整伐	
		呼坂	1	山腹工	
		浦柄	1	山腹工	
		真人町	1	植栽工	前期
		栗山沢	1	渓間工	前期
	（小計）		5	うち前期５年間	2
加茂市		宮寄上	1	植栽工、本数調整伐	前期
		上高柳	1	渓間工、山腹工	

注)「森林の所在」の「大字」欄に※のある地区は今回変更

別表３　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

中越森林計画区

森林の所在			治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町村	(旧市町村)	大字			
加茂市		下大谷	1	渓間工	前期
		(小計)	3	うち前期５年間	2
燕市	(旧分水町)	国上※	1	渓間工	
		(小計)	1	うち前期５年間	0
弥彦村		麓	1	山腹工	
		弥彦	1	山腹工	前期
		(小計)	2	うち前期５年間	1
出雲崎町		石井町	1	山腹工	前期
		住吉町	1	山腹工	前期
		大釜谷	1	本数調整伐	前期
		勝見	1	山腹工	前期
		滝谷	1	山腹工	前期
		相田※	1	山腹工	前期
		(小計)	6	うち前期５年間	6
刈羽村		油田	1	山腹工	
		赤田北方	1	渓間工、山腹工	前期
		(小計)	2	うち前期５年間	1
十日町市	(旧十日町市)	田麦	1	渓間工	前期
			1	山腹工	
		樽沢	1	渓間工	
		馬場	1	山腹工	
		八箇	1	渓間工、山腹工	
			1	渓間工	前期
		津池	1	山腹工	
		猿倉	1	山腹工	前期
		高島	1	渓間工	前期
		真田甲	1	本数調整伐、植栽工	前期
			1	植栽工、本数調整伐、渓間工	
		樽沢乙	1	植栽工、本数調整伐	前期
		姿	1	渓間工	
		赤倉	1	渓間工	
		新座甲	1	渓間工	前期
		池沢	1	渓間工、本数調整伐	
		中条	1	植栽工、本数調整伐	前期
		六箇	1	渓間工	前期
		小池	1	渓間工	前期
		中条	1	渓間工	前期
		水沢※	1	渓間工	前期
	(旧川西町)	越ヶ沢	1	山腹工	前期
		信濃川左岸	1	渓間工、本数調整伐	前期
		仁田	1	山腹工	
		赤谷	1	渓間工	
		大白倉	1	山腹工	
			1	渓間工	
		上野	1	渓間工	前期
		大白倉寅	1	渓間工	前期
	(旧中里村)	宮沢	1	山腹工	前期
		角間	1	渓間工	前期
		田沢	1	山腹工、本数調整伐	
		倉俣	1	渓間工、山腹工	
		白羽毛	1	山腹工	
		朴木沢	1	山腹工	
		重地	1	渓間工	
		新屋敷	1	山腹工	
		田代	1	渓間工	
		土倉	1	山腹工	
		小出	1	山腹工	前期
		倉下	1	山腹工、渓間工	前期
			1	渓間工	
		田代	1	山腹工	前期
	(旧松代町)	小荒戸	1	渓間工	前期

注)「森林の所在」の「大字」欄に※のある地区は今回変更

別表３　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

中越森林計画区

森林の所在			治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町村	(旧市町村)	大字			
十日町市	(旧松代町)	寺田	1	山腹工	前期
		松代田沢	1	渓間工	前期
		中子	1	本数調整伐	
		蒲生	1	渓間工	
		松代東山	1	山腹工	
		菅刈	1	山腹工	
		田野倉	1	渓間工	
		大平	1	山腹工	
		海老	1	本数調整伐	
		東山	1	山腹工	
		松代小池（城平）	1	渓間工	前期
		松代小池（水上）	1	渓間工	前期
		室野	1	渓間工	前期
		清水	1	山腹工、地下水排除工	
		松代田沢	1	渓間工	前期
	(旧松之山町)	赤倉	1	渓間工	前期
		浦田	1	山腹工	前期
		松之山湯本	1	山腹工	前期
		松之山栃山	1	渓間工、山腹工	前期
		浦田(湯之島)	1	渓間工	前期
		天水越	1	山腹工	
		松之山湯山	1	山腹工	前期
			1	山腹工、地下水排除工	
		松之山黒倉	1	山腹工、地下水排除工	
		松之山中尾	1	渓間工	前期
		室野	1	渓間工	
		天水島	1	渓間工	
		松之山湯本	1	山腹工、地下水排除工	前期
(小計)			72	うち前期５年間	36
魚沼市	(旧堀之内町)	明神	1	渓間工	
		原	1	山腹工	
		下倉	1	渓間工	
		徳田	1	山腹工	
		大石	1	渓間工	前期
	(旧小出町)	四日町	2	山腹工	前期
		青島	1	渓間工	前期
	(旧湯之谷町)	上折立	1	山腹工	前期
		折立又新田	1	渓間工	
		上折立	1	山腹工	
		大湯	1	山腹工	
		律沢	2	渓間工	
		宇津野	1	山腹工	
	(旧広神村)	東中	1	本数調整伐	
		小平尾	1	渓間工	
		小平尾（越又）	1	山腹工	前期
		池平	1	渓間工	
		茂沢	1	渓間工	前期
		和田	1	山腹工	
		水沢	1	渓間工	前期
		米沢	1	渓間工	前期
	(旧守門村)	渋川	1	渓間工	前期
		須川	1	本数調整伐	
		三渕沢	1	山腹工	
		須原	1	山腹工	
			1	山腹工	前期
		高倉	1	山腹工	前期
			1	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
			1	山腹工、植栽工	
		西名	1	山腹工	前期
		東野名	1	渓間工	前期
		大倉※	1	植栽工、本数調整伐	前期

注)「森林の所在」の「大字」欄に※のある地区は今回変更

別表３　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

中越森林計画区

森林の所在			治山事業	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字	施行地区数		
魚沼市	(旧入広瀬村)	穴沢	1	本数調整伐	
		大白川	1	本数調整伐、山腹工	
			3	渓間工	前期
		大白川新田	1	渓間工	
		芋鞘	1	渓間工	
		田小屋	1	渓間工	
			1	渓間工	前期
		大倉※	1	植栽工、本数調整伐	前期
	（小計）		43	うち前期５年間	20
南魚沼市	(旧塩沢町)	大沢	1	山腹工	前期
		長崎(月岡)	1	渓間工	前期
		長崎(大海郷)	1	渓間工	前期
		片田	1	渓間工	前期
		姥島	1	渓間工	
		舞子	1	渓間工	前期
	(旧大和町)	浦佐	1	渓間工	
			1	渓間工	
		市野江	1	渓間工、山腹工、地下水排除工	
		名木沢	1	山腹工	
		大倉	1	渓間工	
		門前	1	渓間工	
		下出浦	1	渓間工	前期
		山崎	1	渓間工	前期
		大桑原	1	渓間工	前期
		五箇	1	渓間工	
		一村尾	1	渓間工	
		九日町	1	植栽工、本数調整伐	前期
		大倉※	1	山腹工	前期
			2	渓間工、本数調整伐、植栽工	前期
		船ヶ沢新田	1	渓間工、本数調整伐	前期
	(旧六日町)	永松※	1	渓間工	前期
			2	渓間工、本数調整伐、植栽工	前期
		欠之上	1	渓間工	前期
		山谷	1	渓間工	前期
		四十日	1	渓間工	
		小川	1	本数調整伐	
		清水瀬	1	渓間工	
		野田	1	渓間工	
		岡	1	渓間工	
		舞台	1	渓間工	前期
		京岡新田	1	渓間工、本数調整伐	
		岩崎	1	渓間工	
		法音寺	1	渓間工	
		寺尾	1	山腹工	
			1	渓間工	前期
		君帰	1	渓間工	前期
		小栗山	1	渓間工	
		大月	1	渓間工	前期
		四十日	1	渓間工	前期
	（小計）		42	うち前期５年間	23
湯沢町		土樽	1	渓間工	前期
		湯沢	1	渓間工	
		湯沢	1	渓間工	前期
	（小計）		3	うち前期５年間	2
津南町		秋成	2	山腹工	前期
		上郷上田	1	植栽工	前期
		結束	1	山腹工	
		上郷宮野原	1	山腹工、本数調整伐	
		中深見	1	本数調整伐	
	（小計）		6	うち前期５年間	3

注)「森林の所在」の「大字」欄に※のある地区は今回変更

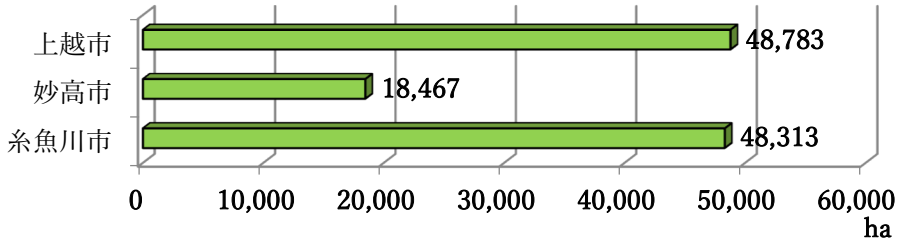
1　上越森林計画区

（1）森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林法第５条の規定*によりこれを定め、森林計画図*に表示します。

なお、本計画の対象森林は、森林法第 10 条の２に基づく林地の開発行為の許可制及び同 10 条の７の２に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制、同 10 条の８に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となります。

上越森林計画区で対象になる森林面積は 115,563ha で、市町村別には下図のとおりです。



また、令和７年度における森林の異動状況は下表のとおりです。

（表１　森林から森林以外への異動面積）　　単位：ha

1 農用地へ (注 1)	2 レジャー施設用地へ (注 2)	3 採石･採土地等へ (注 3)	4 住宅・工業用地へ	5 その他へ	6 国土調査に基づく森林境界の修正等による減少	合計
0	0	0	0	0	2	2

注１　田、畑、樹園地、採草・牧草地の計
注２　ゴルフ場、スキー場、その他レジャー施設、別荘地の計
注３　採石・採土地、ダム敷、道路敷の計
注４　項目の計と合計が一致しない場合がありますが、端数を四捨五入しているためです。

(表２　森林以外から森林への異動面積)　　単位：ha

1 原野より	2 農用地より (注 1)	3 国有林より	4 その他より*	5 国土調査に基づく森林境界の修正等による増加	合計
0	0	0	26	0	26

注１　田、畑、樹園地、採草・牧草地の計
注２　項目の計と合計が一致しない場合がありますが、端数を四捨五入しているためです。

*森林法第５条の規定
都道府県知事は、森林法第２条に定める森林のうちその自然的、経済的、社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが適当でないと認められる区域を除く民有林について、森林計画をたてることとされています。

*森林計画図
森林計画図は新潟県農林水産部治山課、地域振興局林業振興課及び市町村に備え付けてあり、閲覧・交付を申請することができます。

注)林地の開発行為の許可制の対象森林
保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。

注)伐採及び伐採後の造林の届出制の対象森林
保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

*その他より
土地利用の動向からみて森林として利用することが適当であると認められる区域を新たに地域森林計画の対象とする森林の区域に追加したもの。

（２）前計画の実行結果の概要

上越森林計画区の計画期間は以下のとおりとなっており、今後、後期５ヵ年が始まる年に前期５ヵ年分の伐採、造林、間伐、林道、保安林及び治山事業等の実行結果の概要をとりまとめて公表します。

森林計画区	計画期間
上越	令和８年４月１日～令和１８年３月３１日

（３） 計画量等

i 伐採及び造林に関する計画

ア 基本的な考え方

「第２の１ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、計画期間内における目標に到達するため、森林資源の状況などを考慮し、10 年間の伐採立木材積、造林面積、間伐面積の計画量を以下のとおり定めます。

イ 伐採及び造林の計画量

【伐採立木材積】　　単位：千 m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	399	352	48	237	213	24	146	125	21
うち前半５年分	185	162	23	106	95	11	71	61	10

解説）伐採の計画量

健全な森林資源の維持増進が図られる伐採量を算出。

【森林施業面積】　　単位：ha

区分	森林施業面積	うち間伐面積	うち人工造林面積	うち下刈面積
総数	4,694	2,614	468	1,612
うち前半５年分	2,037	1,141	194	702

※森林施業面積は、計画期間内に実施する間伐、人工造林、下刈の各施業面積を合計した延べ面積です。

【造林面積】　　単位：ha

区分		総数	人工造林	天然更新
総数		961	468	493
	うち前半５年分	391	194	197

解説）造林の計画量

主伐立木材積量から森林の伐採面積を推定し、人工造林及び天然更新により森林の機能を維持させることを目的に設定。

ii 林道の開設に関する計画

ア 基本的な考え方

「第１のⅡ 計画の樹立・変更に当たっての基本的な考え方」を踏まえるとともに、森林資源の状況や伐採計画などを考慮し、10 年間の林道の開設量を以下のとおり定めます。

イ 開設すべき林道の延長

【林道の開設量】　　単位：km

区　分		現行	変更
総数		31.9	22.9
	うち前半 5 年分	3.1	3.1
林道		17.9	17.9
	うち前半 5 年分	3.1	3.1
林業専用道		14.0	5.0
	うち前半 5 年分	0	0

※路線ごとの内訳は別表１のとおりです。

解説）林道の開設量

効率的な森林施業を実施するため、適正な規模・規格及び地域の実情に応じて設定。

iii 保安林整備及び治山事業に関する計画

ア 基本的な考え方

「第１のⅡ 計画の樹立・変更に当たっての基本的な考え方」を踏まえるとともに、今後公益的機能の高度発揮が期待される区域や災害等により治山事業の実施が必要な箇所などを考慮し、10 年間の保安林、治山事業の計画量を以下のとおり定めます。

イ 保安林として管理すべき森林の種類別面積

【保安林】　　単位：ha

保安林の種類	現行：期末面積 （上段はうち期間内面積）		変更：期末面積 （上段はうち期間内面積）	
		うち前半 5 年分		うち前半 5 年分
総数（実面積）	(1,788) 35,206	(628) 34,046	(1,788) 35,206	(628) 34,046
水源かん養のための保安林	(287) 20,852	(79) 20,644	(287) 20,852	(79) 20,644
災害防備のための保安林	(1,498) 12,867	(546) 11,915	(1,498) 12,867	(546) 11,915
保健、風致の保存等のための保安林	(3) 1,487	(3) 1,487	(3) 1,487	(3) 1,487

※総数は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため内訳の合計に一致しません。
※保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等は別表２のとおりです。

解説）保安林として管理すべき森林の種類別面積

森林の機能が低下すると県民の生活に多大な影響がある森林（保安林）を計画的に指定することで計画期末に達成すべき面積。

注）表中「水源かん養」とは森林法第 25 条第１項第１号の目的、「災害防備」とは第２号から第７号までの目的、「保健、風致の保存等」とは第８号から第 11 号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

ウ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積

該当なし

エ 実施すべき治山事業の数量

【治山事業】

区分		治山事業施行地区数	
		現　行	変　更
総数		159	164
	うち前半５年分	89	94

※施行地区別の数量等は別表３のとおりです。

解説）実施すべき治山事業の数量

治山事業を実施しなければ、山地災害の危険が高い地域において、計画期間内に治山事業により森林を安定状態に誘導する箇所数。

ⅳ 要整備森林として定める森林の所在等

ア 基本的な考え方

特定保安林に指定された区域内の民有林について、造林、伐採、その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林を「要整備森林」として定め、森林所有者等に対して適正な管理を促します。

なお、特定保安林とは、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その全部又は一部について早急な森林施業を実施する必要があると認められるもので、農林水産大臣が指定します。

イ 指定すべき森林の所在及び面積等

該当なし

（４）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

経営管理権	上越市	253 件	121.73ha
	妙高市	2 件	35.53ha
	糸魚川市	3 件	43.91ha
経営管理実施権	上越市	3 件	37.40ha

※「第４参考資料」「Ⅳ 林業の動向」
「２　経営管理権及び経営管理実施権の設定状況」参照

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

上越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張 (改良･舗装)の別	位置 （市町村）	路線区分 (林道･専用道の別)	路線名	延長 (m)	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考 （前期延長）
総計		**66**	**路線**	**66,402**			**(24,367)**
開設		8	路線	22,933	4,043		(3,113)
開設	糸魚川市	林道	羽生東中１号	4,000	243	上越1	
			羽生東中２号	3,320	416	上越2	
			放山	1,766	1,229	上越3	前期
			海沢	1,347	1,060	上越4	前期
			小滝山之坊	7,500	800	上越5	
		専用道	草山	2,000	171	上越6	
			西谷	1,500	74	上越7	
			谷根２号	1,500	50	上越8	
拡張（改良）		52	路線	35,818	31,364		(19,754)
拡張（改良）	上越市	林道	鏡池	2,200	180		
			新田伏野	120	137		
			後谷	560	100		
			黒保	880	260		
			光ヶ原黒倉	3,950	291		
			坊金高山	60	125		
			南葉高原※	115	1,277		前期
			下正善寺	15	42		
			青柳	30	72		
			土口東	20	174		
			南葉山※	200	2,873		前期
			菖蒲	30	74		
			大下名木山	35	148		前期
			西菖蒲	10	210		前期
			中ノ俣	20	95		前期
			北谷	2,220	72		前期
			黒倉	16,115	1,821		前期
			高床花房	14	289		前期
			宇津俣	53	36		前期
			飯室横川	23	189		前期
			平沢	5	33		
			猿毛水野	11	79		
			菱ヶ岳1号※	20	438		前期
			菱ヶ岳2号	38	722		
			菱ヶ岳3号	34	689		前期
			米山寺	6	105		
			高所	10	13		
			牛ケ鼻浦田	10	162		
			難波	10	159		
			円平	50	75		
			顕聖寺釜渕	30	95		
			大町躰畑	210	329		前期
			東戸野※	20	34		
			社地山※	30	89		前期
			北水野※	20	91		
	妙高市	林道	三ツ俣	870	333		
			南葉山	6,050	935		
			大毛無	200	472		
			重倉	500	1,614		

別表１　　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

上越森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張 (改良･舗装)の別	位置 （市町村）	路線区分 (林道･専用道の別)	路線名	延長 (m)	利用区域 面積（ha）	対図番号	備考 （前期延長）
拡張（改良）	妙高市	林道	上小沢	200	159		
			道平毛無山	100	316		
			黒倉	300	1,231		前期
			高床	200	5,437		前期
			妙高小谷	69	250		
			長沢原	20	146		前期
			両善寺	10	158		前期
			蔵士	20	71		前期
			上樽本	30	475		前期
	糸魚川市	林道	入山※	58	5,064		前期
			山之坊※	7	2,902		前期
			須川	10	223		前期
			入山吹原※	19	1,093		前期
拡張（舗装）		6	路線	7,651	1,574		(1,500)
拡張（舗装）	上越市	林道	新田伏野	100	137		
			坊金高山	1,479	125		
			田屋	472	113		
			南葉高原	100	115		
	妙高市	林道	外雨降	1,500	149		前期
			南葉山	4,000	935		

注）「路線名」の欄に※のある路線は今回変更

別表２　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

上越森林計画区　　単位：ha

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定		**総計**			**1,788**	**うち前期５年間**	**628**
		水源かん養　計			**287**		**79**
		災害防備　計			**1,498**		**546**
		保健、風致の保存等　計			**3**		**3**
水源かん養　計					287	うち前期５年間	79
指定	水源かん養	関川	上越市	東飛山	5	水源のかん養	
				瀬戸	46		
				関田	65		前期
				赤池	5		前期
		関川	妙高市	上平丸	37	水源のかん養	
				上小沢(ｱﾐﾀﾞ)	9		前期
		姫川	糸魚川市	上路	120	水源のかん養	
災害防備　計					1,498	うち前期５年間	546
土流　小計					1,338	うち前期５年間	497
指定	災害防備	関川	上越市	菰立	43	土砂の流出の防備	前期
				赤野俣	28		前期
				瀬戸	3		前期
				名立大町	3		前期
				岡	3		前期
				関田	28		
				土口	30		
				北谷	10		前期
				皆口	20		前期
				大渕	46		
				中桑取	5		前期
				東飛山	4		前期
				池田	4		前期
		信濃川～関川		細野	3		前期
				和田	7		前期
				高沢	3		前期
				熊沢	40		前期
				飯室	10		前期
				釜淵	15		前期
				上岡	4		前期
				虫川	10		前期
				有島	20		前期
				小谷島	43		
				真光寺	1		前期
				菖蒲	2		前期
				岩神	11		
				片町	2		前期
				棚広新田	20		
				桜滝	3		
				大平	6		
				印内	5		前期
				宮口	21		前期
				安塚区上方	2		前期
				大島区大島	4		前期
		関川	妙高市	西菅沼新田	20	土砂の流出の防備	
				長沢(松倉山)	15		前期
				上堀之内	65		前期
				長沢	6		
				上小沢	9		前期
				上堀之内	59		

別表２　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

上越森林計画区　　単位：ha

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	災害防備	関川	妙高市	蔵々	48	土砂の流出の防備	
				上平丸	3		前期
				西野谷	50		前期
				小濁	29		
				除戸	53		
				西条	20		前期
				大下	20		前期
			糸魚川市	道平	3	土砂の流出の防備	
				溝尾	30		
				西飛山	30		
				仙納	30		
		姫川		山本	5		
				根小屋	220		
				栗山	120		
				大野	12		前期
					6		前期
				頭山	14		前期
				外波	11		前期
				東海※	1		
土崩　小計					148	うち前期５年間	37
指定	災害防備	信濃川～関川	上越市	山直海	23	土砂の崩壊の防備	前期
				入河沢	3		前期
		関川	妙高市	上堀之内	1	土砂の崩壊の防備	前期
				猪野山	15		
		姫川	糸魚川市	大洞	1	土砂の崩壊の防備	
				梶山	95		
				小滝※	10		前期
飛砂　小計					3	うち前期５年間	3
指定	災害防備	信濃川～関川	上越市	直海浜	3	飛砂の防備	前期
なだれ　小計					6	うち前期５年間	6
指定	災害防備	信濃川～関川	上越市	田麦	2	なだれの危険の防止	前期
				上船倉	1		前期
		関川	妙高市	大鹿	3	なだれの危険の防止	前期
落石　小計					3	うち前期５年間	3
指定	災害防備	関川	上越市	名立大町	3	落石の危険の防止	前期
保健、風致の保存等　計					3	うち前期５年間	3
指定	保健、風致の保存等	関川	妙高市	樽本	3	公衆の保健	前期

解除	**総計**			**0**	**うち前期５年間**	**0**	
	水源かん養　計			**-**		**-**	
	災害防備　計			**0**		**0**	
	保健、風致の保存等　計			**-**		**-**	
水源かん養　計				-	うち前期５年間	-	
災害防備　計				0	うち前期５年間	0	
土流　小計				0	うち前期５年間	0	
解除	災害防備	関川	上越市	平谷	0	指定理由の消滅	
			妙高市	猿橋	0	指定理由の消滅	
			糸魚川市	仙納	0	指定理由の消滅	前期
					0	公益上の理由	前期
なだれ　小計					0	うち前期５年間	0
解除	災害防備	信濃川～関川	上越市	切越	0	指定理由の消滅	前期
保健、風致の保存等　計					-	うち前期５年間	-

注）「森林の所在」の「区域」欄に※のある保安林は今回変更

別表３　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

上越森林計画区

森林の所在			治山事業	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字	施行地区数		
総計			**164**	**うち前期５年間**	**94**
上越市	（旧上越市）	遊光寺浜	1	本数調整伐、植栽工	
		夷浜	1	本数調整伐、植栽工	
		西ヶ窪浜	1	本数調整伐、植栽工	
		長浜	2	渓間工、山腹工	前期
		中ノ俣	1	渓間工	前期
		土口	2	渓間工、山腹工	前期
		皆口	1	渓間工	前期
		北谷	1	渓間工、本数調整伐	前期
		中桑取	1	山腹工	前期
	（安塚区）	上方	1	渓間工	
		松崎	1	渓間工、山腹工	
		上船倉	1	山腹工	前期
		牧野	1	山腹工	
		板尾	1	山腹工	
		石橋	1	渓間工	
		和田	1	渓間工、山腹工、植栽	前期
		戸沢	1	山腹工	前期
		坊金	1	渓間工、山腹工、植栽	前期
		斧田	1	山腹工	
		小黒	1	渓間工、山腹工	
		菅沼	1	渓間工、山腹工、植栽	前期
	（浦川原区）	有島	1	山腹工	
		小谷島	1	山腹工	前期
		菱田	1	山腹工、植栽	前期
		熊沢	1	山腹工	
		上岡	1	山腹工	
	（大島区）	嶺	1	渓間工、山腹工	前期
		大島	1	渓間工、山腹工	
		岡	1	渓間工	
		菖蒲	1	山腹工、植栽	前期
	（牧区）	高尾	1	山腹工	前期
		宇津俣	1	山腹工、植栽	前期
		棚広	1	渓間工	
		東松ノ木	1	渓間工、山腹工	
	（柿崎区）	直海浜	2	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
		上下浜	2	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
		三ツ屋浜	1	本数調整伐、植栽工	前期
		東谷内	1	山腹工	
	（大潟区）	犀潟	1	本数調整伐	
		渋柿浜	2	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
		下小船津浜	2	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
		上小船津浜	3	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
		四ツ屋浜	1	本数調整伐、植栽工	
		潟町	1	本数調整伐、植栽工	
		九戸浜	1	本数調整伐、植栽工	前期
		雁子浜	2	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
	（吉川区）	川谷	4	山腹工、渓間工	前期
		山直海	2	山腹工	前期
		伯母ヶ沢	1	山腹工	
		大賀※	1	山腹工	前期
	（中郷区）	二本木※	1	渓間工	前期

別表３　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

上越森林計画区

森林の所在			治山事業	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字	施行地区数		
上越市	（板倉区）	機織	2	山腹工、植栽工	前期
		久々野	2	渓間工、山腹工、本数調整伐	前期
		栗沢	1	山腹工、本数調整伐、植栽工	前期
		針	3	渓間工、山腹工	前期
		関田	1	本数調整伐、植栽工	前期
		玄藤寺	1	山腹工	
	（清里区）	東戸野	2	山腹工	前期
		赤池	1	山腹工	
		梨平	1	渓間工	前期
		上深沢	1	渓間工	前期
		馬屋	1	山腹工	
		荒牧※	1	山腹工	前期
	（三和区）	所山田	1	山腹工	前期
	（名立区）	東飛山	2	山腹工、本数調整伐	前期
		瀬戸	3	渓間工、山腹工、本数調整伐	前期
		四十刈	1	山腹工	前期
		名立小泊	1	本数調整伐、山腹工	
		森	1	山腹工	
（小計）			90	うち前期５年間	63
妙高市	（旧新井市）	上小沢	4	渓間工、本数調整伐、植栽工	前期
		上平丸	5	渓間工、山腹工、植栽工	前期
		長沢	2	山腹工、本数調整伐	前期
		姫川原	1	本数調整伐、植栽工	
		西野谷	2	渓間工	
		猪野山	1	本数調整伐、植栽工	
		籠町	1	本数調整伐、植栽工	前期
		東菅沼	1	本数調整伐	
		青田	2	山腹工	前期
	(旧妙高高原町)	杉野沢	1	本数調整伐、植栽工	前期
		蔵々	1	渓間工	
	（旧妙高村）	大鹿	2	山腹工、本数調整伐、植栽工	
		樽本	1	本数調整伐、植栽工	
（小計）			24	うち前期５年間	15
糸魚川市	(旧糸魚川市)	東海	1	山腹工	前期
			1	渓間工	
		粟倉	1	渓間工	
		田中	1	渓間工	
		来海沢	1	山腹工、地下水排除工	前期
			1	本数調整伐	
		上野	1	渓間工	
		上沢	1	本数調整伐	
		大神堂	1	本数調整伐	
		山寺	1	渓間工	
		梶山	2	山腹工	
		和泉	1	山腹工	
		根小屋	1	山腹工	
		東中	1	山腹工、地下水排除工	
		栗山	1	渓間工	
		大所	1	山腹工	
		小滝	2	渓間工	前期
		釜沢	2	渓間工、山腹工、本数調整伐	
		真木	1	渓間工	

別表３　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

上越森林計画区

森林の所在			治山事業	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字	施行地区数		
		道平	1	山腹工	
			1	本数調整伐	
		岩木	1	渓間工	
		大野	2	渓間工	
		間脇	1	渓間工	前期
		中浜	1	渓間工	
		稲坂	1	山腹工	前期
		山本※	1	山腹工	前期
	（旧青海町）	田海	1	渓間工	
			1	本数調整伐	
		橋立	1	渓間工	
		市振	1	山腹工	前期
		外波	1	渓間工	前期
	（旧能生町）	島道	2	山腹工、本数調整伐	
		溝尾	2	山腹工、本数調整伐	
		柵口	1	本数調整伐	
		西飛山	1	渓間工	
		槇	1	渓間工、山腹工	前期
			1	山腹工	前期
		中野口	2	渓間工、山腹工	前期
		大洞	2	渓間工、山腹工	前期
		中山	1	山腹工	
		筒石	1	山腹工	前期
（小計）			50	うち前期５年間	16

注)「森林の所在」の「大字」欄に※のある地区は今回変更

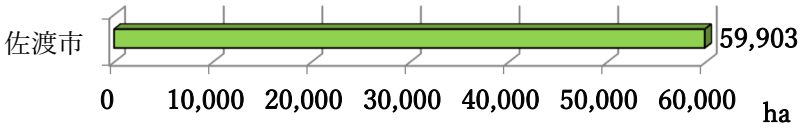
3　佐渡森林計画区

（１）森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林法第 5 条の規定*によりこれを定め、森林計画図*に表示します。

なお、本計画の対象森林は、森林法第 10 条の２に基づく林地の開発行為の許可制及び同 10 条の７の２に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制、同 10 条の８に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となります。

佐渡森林計画区の市町村は佐渡市のみで、対象になる森林面積は 59,903ha です。



また、令和７年度における森林の異動状況は下表のとおりです。

（表１　森林から森林以外への異動面積）　　単位：ha

1 農用地へ (注 1)	2 レジャー施設用地へ (注 2)	3 採石・採土地等へ (注 3)	4 住宅・工 業 用地へ	5 その他へ	6 国土調査に基づく森林境界の修正等による減少	合計
0	0	0	0	0	16	16

注１　田、畑、樹園地、採草・牧草地の計
注２　ゴルフ場、スキー場、その他レジャー施設、別荘地の計
注３　採石・採土地、ダム敷、道路敷の計
注４　項目の計と合計が一致しない場合がありますが、端数を四捨五入しているためです。

（表２　森林以外から森林への異動面積）　　単位：ha

1 原野より	2 農用地より (注 1)	3 国有林より	4 その他より*	5 国土調査に基づく森林境界の修正等による増加	合計
0	0	0	16	0	16

注１　田、畑、樹園地、採草・牧草地の計
注２　項目の計と合計が一致しない場合がありますが､端数を四捨五入しているためです。

*森林法第５条の規定
都道府県知事は、森林法第２条に定める森林のうちその自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが適当でないと認められる区域を除く民有林について、森林計画をたてることとされています。

*森林計画図
森林計画図は新潟県農林水産部治山課、地域振興局林業振興課及び市町村に備え付けてあり、閲覧・交付を申請することができます。

注)林地の開発行為の許可制の対象森林
保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。

注)伐採及び伐採後の造林の届出制の対象森林
保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

*その他より
土地利用の動向からみて森林として利用することが適当であると認められる区域を新たに地域森林計画の対象とする森林の区域に追加したもの。

（２）前計画の実行結果の概要

佐渡森林計画区の計画期間は以下のとおりとなっており、今後、後期５ヵ年が始まる年に前期５ヵ年分の伐採、造林、間伐、林道、保安林及び治山事業等の実行結果の概要をとりまとめて公表します。

森林計画区	計画期間
佐渡	令和６年４月１日～令和１６年３月３１日

（３）計画量等

ｉ 伐採及び造林に関する計画

ア 基本的な考え方

「第２の１ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、計画期間内における目標に到達するため、森林資源の状況などを考慮し、１０年間の伐採立木材積、造林面積、森林施業面積の計画量を以下のとおり定めます。

イ 伐採及び造林の計画量

【伐採立木材積】　　単位：千 m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	143	117	26	69	61	8	74	56	18
うち前半５年分	67	54	13	31	27	4	36	27	9

【森林施業面積】　　単位：ha

区分	森林施業面積	うち間伐面積	うち人工造林面積	うち下刈面積
総数	1,410	937	104	369
うち前半５年分	594	409	39	146

※森林施業面積は、計画期間内に実施する間伐、人工造林、下刈の各施業面積を合計した延べ面積です。

解説）伐採の計画量
健全な森林資源の維持増進が図られる伐採量を算出。

【造林面積】　　単位：ha

区分	総数	人工造林	天然更新
総数	230	104	126
うち前半５年分	93	39	54

解説）造林の計画量
　主伐立木材積量から森林の伐採面積を推定し、人工造林及び天然更新により森林の機能を維持させることを目的に設定。

ii 林道の開設に関する計画

ア 基本的な考え方

「第 1 のⅡ 計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえるとともに、森林資源の状況や伐採計画などを考慮し、10 年間の林道の開設量を以下のとおり定めます。

イ 開設すべき林道の延長

現行の計画量は以下のとおりであり、変更ありません。

【林道の開設量】

区　分	現行	変更
総数	5.8	5.8
うち前半 5 年分	0	0
林道	0	0
うち前半 5 年分	0	0
林業専用道	5.8	5.8
うち前半 5 年分	0	0

解説）林道の開設量
　効率的な森林施業を実施するため、適正な規模・規格及び地域の実状に応じて設定。

※路線ごとの内訳は別表１のとおりです。

iii 保安林整備及び治山事業に関する計画

ア 基本的な考え方

「第１のⅡ 計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえるとともに、今後公益的機能の高度発揮が期待される区域や災害等により治山事業の実施が必要な箇所などを考慮し、１０年間の保安林、治山事業の計画量を以下のとおり定めます。

解説）保安林として管理すべき森林の種類別面積
　森林の機能が低下すると県民の生活に多大な影響がある森林（保安林）を計画的に指定することで計画期末に達成すべき面積。

イ 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

【保安林】

保安林の種類	現行：期末面積（上段はうち期間内面積）		変更：期末面積（上段はうち期間内面積）	
		うち前半５年分		うち前半５年分
総数（実面積）	(720) 20,344	(720) 20,344	(738) 20,362	(738) 20,362
水源かん養のための保安林	(257) 11,601	(257) 11,601	(257) 11,601	(257) 11,601
災害防備のための保安林	(402) 8,095	(402) 8,095	(420) 8,113	(420) 8,113
保健、風致の保存等のための保安林	(61) 648	(61) 648	(61) 648	(61) 648

※総数は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため内訳の合計に一致しません。
※保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等は別表２のとおりです。

ウ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積

該当なし

エ 実施すべき治山事業の数量

【治山事業】

区分		治山事業施行地区数	
		現　行	変　更
総数		58	60
	うち前半５年分	34	35

※施行地区別の数量等は別表３のとおりです。

解説）実施すべき治山事業の数量
治山事業を実施しなければ、山地災害の危険が高い地域において、計画期間内に治山事業により森林を安定状態に誘導する箇所数。

ⅳ 要整備森林として定める森林の所在等

ア 基本的な考え方

特定保安林に指定された区域内の民有林について、造林、伐採、その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林を「要整備森林」として定め、森林所有者等に対して適正な管理を促します。

なお、特定保安林とは、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その全部又は一部について早急な森林施業を実施する必要があると認められるもので、農林水産大臣が指定します。

イ 指定すべき森林の所在及び面積等

該当なし

（４）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

設定なし

別表１　開設又は拡張すべき林道等の種類別、箇所別の数量等

佐渡森林計画区　　単位　延長：m、面積：ha

開設・拡張(改良、舗装)の別	位置(市町村)	路線区分(林道、専用道の別)	路線名	延長(m)	利用区域 面積	対図番号	備考(前期延
総計		**32**	**路線**	**9,222**			**(3,400)**
開設		4	路線	5,822	249		(0)
開設	佐渡市	専用道	関２号線	1,322	46	佐渡1	
			立り場線	2,000	105	佐渡2	
			杉野浦線	1,000	37	佐渡3	
			下川茂線	1,500	61	佐渡4	
拡張（改良）		18	路線	1,050	15,318		(1,050)
拡張(改良)	佐渡市	林道	大佐渡北線	50	1,095		前期
			国仲北線	30	5,146		前期
			高野線	15	314		前期
			出ル尾線	200	106		前期
			柳沢線	10	78		前期
			三川線	50	23		前期
			米山線	20	215		前期
			大佐渡北1号線	20	1,743		前期
			入川樋口線	200	40		前期
			犬落線	15	45		前期
			石名和木線	50	1,449		前期
			小佐渡線	20	1,469		前期
			内海府線	50	1,192		前期
			地獄谷線	20	737		前期
			見立線	200	57		前期
			青野線	30	288		前期
			高椿線	20	79		前期
			笠取線	50	1,242		前期
拡張（舗装）		10	路線	2,350	3,010		(2,350)
拡張(舗装)	佐渡市	林道	備付山線	250	106		前期
			高野線	250	314		前期
			西三川峠線	250	504		前期
			達者線	250	183		前期
			高千線	250	137		前期
			大高野線	250	374		前期
			大佐渡北線	300	1,095		前期
			上浦線	200	74		前期
			中野坂線	100	171		前期
			高平線※	250	52		前期

注）「路線名」の欄に※のある路線は今回変更

別表２　保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

佐渡森林計画区　　単位：ha

指定・解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定		**総計**			**738**	**うち前期５年間**	**738**
		水源かん養　計			**257**		**257**
		災害防備　計			**420**		**420**
		保健、風致の保存等　計			**61**		**61**
水源かん養					257	うち前期５年間	257
指定	水源かん養	佐渡	佐渡市	五十浦	44	水源のかん養	前期
				新穂北方	35		前期
				吉岡	7		前期
				新穂大野	141		前期
				羽茂滝平	30		前期
災害防備　計					420	うち前期５年間	420
土流　計					369	うち前期５年間	369
指定	災害防備	佐渡	佐渡市	立間	6	土砂流出の防備	前期
				金井新保	6		前期
				白瀬	1		前期
				鷲崎	9		前期
				新穂大野	1		前期
				豊岡	3		前期
				月布施	3		前期
				浜河内	1		前期
				羽茂大橋	3		前期
				浦川	116		前期
				三川	1		前期
				中興※	15		前期
				赤玉	2		前期
				歌見	10		前期
				河崎	1		前期
				水津	28		前期
				南片辺	10		前期
				後尾	10		前期
				岩谷口	82		前期
				大石	10		前期
				宿根木	35		前期
				下川茂	9		前期
				羽茂大崎※	7		前期
土崩　小計					46	うち前期５年間	46
指定	災害防備	佐渡	佐渡市	羽吉	1	土砂崩壊の防備	前期
				沢崎	1		前期
				小田	10		前期
				虫崎	4		前期
				秋津	1		前期
				上矢馳	1		前期
				上新穂	3		前期
				潟上	2		前期
				欠向	2		前期
				合沢	1		前期
				深浦	1		前期
				柳沢	19		前期
干害　小計					5	うち前期５年間	5
指定	災害防備	佐渡	佐渡市	鷲崎	5	干害の防備	前期
保健、風致の保存等　計					61	うち前期５年間	61
指定	保健、風致の保存等	佐渡	佐渡市	山田	20	公衆の保健	前期
				浦の河内	41		前期

解除		**総計**			0	**うち前期５年間**	0
		水源かん養　計			-		-
		災害防備　計			0		0
		保健、風致の保存等　計			-		-
災害防備　計					0		0
解除	災害防備	佐渡	佐渡市	沢崎※	0	公益上の理由	前期

注）「森林の所在」の「区域」欄に※のある保安林は今回変更

別表３　実施すべき治山事業の施行地区別の数量等

佐渡森林計画区

森林の所在			治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町村	（旧市町村）	大字			
総計			**60**	**うち前期５年間**	**35**
佐渡市	（旧両津市）	玉崎	1	渓間工	
		白瀬	1	本数調整伐	前期
			1	本数調整伐	
		河崎	1	渓間工	
		野浦	1	渓間工	
		黒姫	1	山腹工	
		下久知	1	本数調整伐	
		東立島※	1	渓間工	
		赤玉※	2	山腹工、渓間工	前期
		虫崎	1	山腹工	
		加茂歌代	2	渓間工	前期
		両尾	1	山腹工	前期
		長江	1	渓間工	
		柿野浦	1	山腹工	
		和木	1	渓間工	前期
		浦川	1	渓間工	前期
		（小計）	18	うち前期５年間	8
	（旧佐和田町）	八幡	1	山腹工	前期
		石田	1	山腹工	
		窪田	1	山腹工	
		沢根	1	山腹工	
		（小計）	4	うち前期５年間	1
	（旧相川町）	大倉	1	山腹工	前期
		石名	4	渓間工、山腹工	前期
		小野見	1	渓間工	
		小川	1	渓間工	前期
		下相川	3	渓間工、山腹工	前期
		高千	2	渓間工、山腹工	前期
		入川	2	山腹工、本数調整伐	前期
			2	渓間工、本数調整伐	
		（小計）	16	うち前期５年間	13
	（旧金井町）	中興	1	渓間工	前期
		金井新保	1	山腹工	前期
		（小計）	2	うち前期５年間	2
	（旧新穂村）	新穂青木	1	渓間工	
		（小計）	1	うち前期５年間	
	（旧畑野町）	小倉	1	本数調整伐	前期
			1	本数調整伐	
		浜河内	1	山腹工	
		松ヶ崎	1	渓間工	
		（小計）	4	うち前期５年間	1
	（旧真野町）	竹田	1	渓間工	
		吉岡	1	本数調整伐	
		（小計）	2	うち前期５年間	0
	（旧小木町）	小木	1	渓間工	前期
		田野浦	1	山腹工	前期
		（小計）	2	うち前期５年間	2
	（旧羽茂町）	羽茂滝平	1	本数調整伐	前期
			1	本数調整伐	
		羽茂本郷	3	渓間工、山腹工、植栽工	前期
		羽茂小泊	1	植栽工	
		羽茂大橋	1	植栽工	
		羽茂大崎※	1	山腹工	前期
		（小計）	8	うち前期５年間	5
	（旧赤泊村）	南新保	1	山腹工	前期
		杉野浦	2	山腹工	前期
		（小計）	3	うち前期５年間	3

注)「森林の所在」の「大字」欄に※のある地区は今回変更